

【公開版】

提出年月日	令和元年 11 月 8 日	R7
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処理施設における 新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止

検討中

- ・ 事業指定基準規則における追加要求事項の整理および追加要求事項を踏まえた適合方針について
- ・ 影響を検討する化学薬品の選定の網羅性について (補足3-1)
NOxガスの除外に関する試験条件の網羅性について
評価に対するエビデンスの補強中
- ・ 化学的損傷以外の影響の網羅性について (補足 3-2)

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 概要

2. 1 化学薬品の漏えい防護に関する基本方針

2. 2 再処理施設の化学薬品の漏えい影響評価に係る特徴について

2. 3 化学薬品の漏えい影響評価フロー

3. 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定方針

3. 1 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針

3. 2 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定

4. 化学薬品防護対象設備の設定

4. 1 事業指定基準規則第 12 条及び内部溢水ガイドの要求事項について

4. 2 化学薬品防護対象設備の選定

4. 3 化学薬品防護対象設備の機能喪失の判定

4. 4 化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針

5. 化学薬品の漏えい源の想定

- 5. 1 想定破損による化学薬品の漏えい
- 5. 2 地震による化学薬品の漏えい
- 5. 3 その他の化学薬品の漏えい

6. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定

- 6. 1 化学薬品防護区画の設定
- 6. 2 化学薬品の漏えい経路の設定

7. 建屋内の化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針

- 7. 1 被液の影響に対する評価及び防護設計方針

8. 想定破損評価に用いる各項目の算出及び影響評価

- 8. 1 化学薬品の漏えい量の算定
- 8. 2 想定破損による被液影響評価

9. 地震時評価に用いる各項目の算出及び影響評価

- 9. 1 地震による化学薬品の漏えい源
- 9. 2 地震により破損して化学薬品の漏えい源となる対象設備
- 9. 3 耐震B, Cクラス機器の耐震
- 9. 4 化学薬品の漏えい量の算定
- 9. 5 地震時の被液影響評価

2章 補足説明資料

補足説明資料 2-1 自然現象による化学薬品の漏えい影響の考慮につ

いて

補足説明資料 3-1 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選

定の詳細

補足説明資料 3-2 化学薬品の漏えいによる化学的損傷以外に影響が

発生する事象

補足説明資料 3-3 作業員の安全確保に係る対応について

補足説明資料 4-1 再処理施設における「事業指定基準規則」に基づ

く防護対象設備の抽出

(化学薬品の漏えいと内部火災における防護対象

の比較)

補足説明資料 4-2 化学薬品防護対象設備リスト及び配置図 (例)

補足説明資料 4-3 評価対象除外リスト

補足説明資料 4-4 化学薬品の影響評価の対象外とする理由について

補足説明資料 4-5 壁, 防水扉, 堰等による化学薬品の漏えい経路へ

の対策について

補足説明資料 4-6 応力評価に基づくサポート等改造対策の概要につ

いて

補足説明資料 4-7 耐震B, Cクラス機器の評価について

補足説明資料 4-8 被液防護対策 (例)

補足説明資料 5-1 化学薬品漏えい源とする機器（配管、容器）について

補足説明資料 5-2 薬品配管への応力評価式の適用について

補足説明資料 5-3 その他漏えい事象に対する確認について

補足説明資料 6-1 化学薬品の漏えい経路モデル（代表例）

補足説明資料 6-2 化学薬品の漏えい経路となる開口部について

補足説明資料 6-3 再処理施設の停止時の化学薬品の漏えい影響について

補足説明資料 8-1 想定破損による化学薬品による没水影響評価結果（例）

補足説明資料 9-1 耐震 B，C クラスの溢水防護対象設備（例）

補足説明資料 10-1 重大事故等対処施設を対象とした化学薬品の漏えい防護の基本方針について

補足説明資料 10-2 化学薬品の漏えい影響評価における保守性について

補足説明資料 10-3 過去の不具合事例への対応について

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

事業指定基準規則第 12 条の要求事項を整理する。

(1) 事業指定基準規則第 12 条及びその解釈にて、安全機能を有する施設が化学薬品の漏えいで機能喪失しないことが新規要求された。

事業指定基準規則 第 12 条	事業指定基準規則の解釈
(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) 第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても <u>安全機能を損なわないものでなければならない。</u>	第 12 条 (化学薬品の漏えいによる損傷の防止) 2 第 12 条に規定する「安全機能を損なわない」とは、再処理施設内部で発生が想定される化学薬品の漏えいに対し、 <u>冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないこと、安全機能を有する施設の構成部材が腐食すること等による安全機能の喪失を防止すること等をいう。</u>

1. 2 要求事項に対する適合性

A. 再処理施設の位置、構造及び設備

ロ. 再処理施設の一般構造

(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、これらの機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）について、これら設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。

化学薬品の漏えい評価では、化学薬品の漏えい源として発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを主として想定する。また、化学薬品

の漏えい評価に当たっては、化学薬品防護区画を設定し、化学薬品の漏えい評価が保守的になるように化学薬品の漏えい経路を設定する。

・化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい

・地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい

化学薬品の漏えい評価に当たっては、化学薬品防護対象設備の機能喪失高さ（化学薬品の漏えいの影響を受けて、化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ）及び化学薬品防護区画を構成する壁、扉及びシャッターの設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。

化学薬品の漏えい評価において、化学薬品の漏えいの影響を軽減するための壁、堰、防水扉等については、必要により保守点検等の運用を適切に実施することにより、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

また、化学薬品防護建屋内で漏えいした化学薬品が建屋外及び他事業区分の施設へ流出しない設計とする。

1.7.16 安全設計方針

1.7.16.1 化学薬品の漏えい防護に関する基本方針

事業指定基準規則の要求事項を踏まえ、安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

これらの機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）について、事業指定基準規則第十二条の要求事項を踏まえ、

内部溢水ガイドを参考に、安全上重要な施設の構築物、系統及び機器を選定する。

再処理施設内で想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい、想定される地震に起因する機器の破損等による化学薬品の漏えい並びに地震以外の自然現象、その他要因による化学薬品の漏えいから防護し、安全機能を損なわない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計）とする。

自然現象により発生する化学薬品の漏えい及びその波及的影響により発生する化学薬品の漏えいに関しては、化学薬品防護対象設備の配置を踏まえて、最も厳しい条件となる影響を考慮し、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

1.7.16.2 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定方針

1.7.16.2.1 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針

再処理施設においては、液体として硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン（以下「HAN」という。）、硝酸ガドリニウム、硝酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫酸、ヒドラジン、りん酸ナトリウム及び模擬廃液並びに気体としてNO_xガス、水素ガス、窒素ガス、酸素ガス等の化学薬品を使用する。これらの化学薬品のうち、再処理プロセスにおいて大量に取り扱う硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、HAN及び炭酸ナトリウムは、試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に貯蔵し、必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。

再処理施設における化学薬品の取扱いは、「消防法」、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の要求を満足するものとする。

化学薬品の取扱いの基本方針として、再処理施設及び従事者の安全性を確保するために、化学薬品による異常の発生を防止することとし、原則として以下の安全設計及び対策を行う。

(1) 化学薬品を内包する設備は、薬品の性状に応じた材料を選定し、腐食し難い設計とする。

(2) 化学薬品を内包又は化学薬品が通過する機器の継ぎ手部は、薬品の性状に応じて適切な材料を選定するとともに、化学薬品が継ぎ手部から漏えいした際に従事者に飛散する可能性がある場合には、飛散防止措置を講ずる設計とする。

また、化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応として、作業リスクに応じた保護具の装着や漏えい発生時の作業員の対応を定め、必要な資機材の配備、対応に係る教育訓練等を実施している

1.7.16.2.2 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定

化学薬品の漏えいに対する設計方針の検討に当たって、敷地内における化学薬品を内包する機器等の設置状況を踏まえて、構造部材の腐食等により安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれのある化学薬品を選定する。具体的には、設計図書（施工図面等）及び必要に応じ現場確認等により敷地内に存在する全ての化学薬品を網羅的に抽出し、その中から構造部材の浸漬試験等を踏まえ、安全機能を損なうおそれのある化学薬品を選定する。なお、上記以外の化学薬品については構造部材の腐食等の影響のないものとして設計上考慮すべき対象から除外し、このうち液体状の薬品については「第11条 溢水による損傷の防止」において溢水源として想定する。

再処理施設内で用いられる化学薬品は、再処理プロセスにおいて使用する化学薬品並びに保守及び補修の非定常作業、その他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品に大別される。

再処理プロセスにおいて使用する化学薬品は、性状に応じて以下のものに分類する。

液体：・酸性（硝酸，硝酸ヒドラジン，HAN，硝酸ガドリニウム，硝酸を含む模擬廃液）

・アルカリ性（水酸化ナトリウム，炭酸ナトリウム，亜硝酸ナトリウム）

・中性（硝酸ナトリウム）

・有機溶媒（TBP，n-ドデカン）

気体：・腐食性ガス（NO_xガス）

・非腐食性ガス（水素ガス，窒素ガス，酸素ガス）

これらの漏えいにより、化学薬品防護対象設備に腐食又は劣化の影響を及ぼす化学薬品を選定するため、腐食性の薬品として酸（硝酸溶液）、腐食性ガス（NO_xガス）、有機溶媒（TBP及びn-ドデカン）及びアルカリ（水酸化ナトリウム溶液）に区分し、化学薬品の浸漬試験を実施した。中性の溶液や非腐食性ガスについては、構成部材に対する腐食性や反応性を示さないことから、試験は不要と判断し、試験対象から除外した。

腐食性ガス及びアルカリについては、試験の結果より化学薬品防護対象設備の構造部材である炭素鋼及び化学合成素材に有意な影響を与えないと判断した。影響を及ぼすおそれのある0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液、化学合成素材に影響を及ぼすおそれのあるTBP及びn-ドデカン
を漏えいによる化学薬品防護対象設備の損傷の防止を検討する化学薬品として選定する。

保守及び補修の非定常作業並びにその他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品については、取扱い作業は限定されており、作業安全管理を実施することにより化学薬品の漏えいによる影響を防止することが可能であるため、漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品としない。

化学薬品の漏えいによる化学的損傷以外に影響が発生する事象として、化学薬品の混合による化学反応が挙げられる。複数種の化学薬品の漏えいを想定した混合試験の結果、火災・爆発や設備に損傷を与えるガスの継続的な発生はないものと判断した

1.7.16.3 設計上対処すべき施設を抽出するための方針

事業指定基準規則第 12 条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）及び内部溢水ガイドの要求事項を踏まえ、安全上重要な施設の構築物、系統及び機器とする。

具体的には、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設外へ放出されることを抑制し、又は防止するために必要な設備（燃料貯蔵プール・ピット等の冷却及び給水の機能を適切に維持するために必要な設備を含む。）とする。

また、これらの設備には、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故（以下「事故等」という。）の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備を化学薬品防護対象設備が含まれる。

なお、選定された化学薬品防護対象設備のうち、以下の設備は化学薬品の漏えいの影響を受けても、必要とされる安全機能を損なわないことから、化学薬品の漏えいによる影響評価の対象として選定しない。

- (1) 屋外、及び化学薬品を取り扱わない建屋にある設備

屋外及び化学薬品を取り扱わない建屋に設置される設備は、漏えいした化学薬品に被液することがないため、化学薬品の漏えい影響を受けることはないと評価する。

(2) 耐薬品性のある部材で構成される設備

・燃料貯蔵プール，セル，躯体等の構築物

・耐薬品性のある部材で構成された，容器，配管，手動弁等の設備

(3) 動的機能が喪失しても安全機能に影響しない機器（フェイルセーフ機能を持つ設備を含む）

1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象

化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量としては，発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定して評価することとし，評価条件については溢水評価ガイドを参考とする。

a. 化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。）

b. 地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「地震による化学薬品の漏えい」という。）

c. その他の要因（地震以外の自然現象，誤操作等）により生じる化学薬品の漏えい（以下「その他の化学薬品の漏えい」という。）

化学薬品の漏えい源となり得る機器は，化学薬品を内包する配管及び容器とし，設計図書（施工図面等）及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ，耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。

a 又は b. の評価において、応力又は地震により破損を想定する機器をそれぞれの評価での化学薬品の漏えい源として設定する。

a. の化学薬品の漏えい源の想定に当たっては、一系統における単一の機器の破損、又は単一箇所での異常状態の発生とし、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合においても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。

1.7.16.5 化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量

1.7.16.5.1 想定破損による化学薬品の漏えい

想定破損による化学薬品の漏えいにおける、化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の考え方は、「1.7.15.4.1 想定破損による溢水」と同様である。

1.7.16.5.2 地震による化学薬品の漏えい

地震による化学薬品の漏えいにおける、化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の考え方は、「1.7.15.4.3 地震起因による溢水」と同様である。

ただし、地震による燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングについては、プール中の流体が化学薬品防護対象設備の損傷の防止を検討する化学薬品に該当しないことから、化学薬品の漏えい源としては想定しない。

1.7.16.5.3 その他の化学薬品の漏えい

その他の化学薬品の漏えいについては、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい、化学薬品防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。

再処理施設内において、化学薬品を貯蔵する屋外タンク等は設置しておらず、想定される自然現象である、風（台風）、竜巻、降水、落雷、森林火災、高温、凍結、火山の影響、積雪、生物学的事象、塩害による化学薬品の漏えいの影響はない。

1.7.16.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針

(1) 化学薬品防護区画の設定

化学薬品防護区画は、化学薬品防護対象設備が設置されている全ての区画並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び化学薬品の漏えい発生区画を特定するためにアクセスする通路部について設定する。化学薬品防護区画は、壁、扉及びシャッターで区画されている部屋を部屋番号単位で設定する。

(2) 化学薬品の漏えい経路の設定

化学薬品の漏えい影響評価において考慮する化学薬品の漏えい経路は、化学薬品防護区画とその他の区画（化学薬品防護対象設備が存在しない区画または通路）との間における伝播経路となる扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床ドレン等の接続状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ、化学薬品防護区画内の液位が最も高くなるよう保守的に設定する。

また、漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響により開口部及び貫通部への止水処置の機能が損なわれる場合には、当該開口部及び貫通部からの漏えいした化学薬品の伝播を考慮する。

化学薬品の漏えい経路の設定の詳細は、「1.7.15.5 溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針」の「(2) 溢水経路の設定」と同様である。

1.7.16.7 化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針

想定破損による化学薬品の漏えい、地震による化学薬品の漏えい及びその他の化学薬品の漏えいに対して、化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水及び化学薬品の被水（以下、「被液」という。）の影響を受けて、安全機能を損なわない設計とする。

1.7.16.7.1 化学薬品による没水の影響に対する設計方針

(1) 化学薬品による没水の影響に対する評価方針

「1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象」にて想定した化学薬品の漏えい源から発生する化学薬品の漏えい量と「1.7.16.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針」にて設定した化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれがないことを評価する。

具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。

a. 漏えいした化学薬品による液位が、化学薬品の影響を受けて化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を上回らないこと。その際、漏えいした化学薬品の流入状態、化学薬品の漏えい源からの距離、漏えいした化学薬品が滞留している区画での人のアクセス等による一時的な液位変

動（以下、「ゆらぎ」という。）を考慮し、漏えいした化学薬品に対して裕度を確保されていること。また、化学薬品防護区画への設備の追加、変更及び資機材の持込みによる床面積への影響を考慮すること。系統保有水量の算定にあたっては、算出量に10%の裕度を確保する。

機能喪失高さについては、化学薬品防護対象設備の各付属品の設置状況も踏まえ、化学薬品による没水によって安全機能を損なうおそれのある高さを設定する。

化学薬品防護対象設備の機能喪失高さは、化学薬品防護対象設備の耐薬品性を有していない構造部材の下端とする。

化学薬品防護区画毎に当該エリアで機能喪失高さが最も低い設備を選定し、機能喪失高さと漏えいした化学薬品の液位を比較することにより当該エリアの影響評価を実施する。

b. 多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備が同時に機能喪失しないこと。

その際、化学薬品の漏えいを起因とする運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮すること。

(2) 化学薬品による没水の影響に対する防護設計方針

化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水により安全機能を損なうおそれがあると評価された場合には、以下に示す対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

a. 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策

(a) 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。

流入防止対策として設置する壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

(b) 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について、内部溢水ガイドを参考に応力評価を実施し、破損形状を貫通クラックとできるか、又は破損の想定が不要とできるかを確認する、又は補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい流量の低減又は化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。あるいは、破損を想定する配管に二重管となる外管を設置し、化学薬品が区画内に漏えいすることを防止する設計とする。

(c) 地震による化学薬品の漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源として想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外する設計とする。

b. 化学薬品防護対象設備に対する対策

(a) 化学薬品防護対象設備周囲に堰を設置し、化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水をしない設計とする。設置する堰について

は、漏えいした化学薬品により発生する液位や水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、化学薬品漏えいの要因となる地震や火災等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

1.7.16.7.2 被液の影響に対する設計方針

(1) 被液の影響に対する評価方針

「1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象」にて設定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道の飛散による被液、及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被液の影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。

具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。想定破損による化学薬品の漏えい影響評価を8.2に、地震による化学薬品の漏えい影響評価を9.5に示す。

a. 化学薬品防護対象設備があらゆる方向からの化学薬品の飛まつによっても有害な影響を生じないように、以下に示す保護構造を有していること。

(a) 機器の破損により生じる化学薬品の漏えいの水圧並びに腐食又は劣化に起因する化学的損傷に対して当該機能が損なわれない設計とする薬品防護板の設置により、被液防護措置がなされていること。

b. 多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備が同時に機能喪失しないこと。

その際、化学薬品の漏えいを起因とする運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮すること。

(2) 被液の影響に対する防護設計方針

化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なうおそれがあると評価された場合には、以下に示す対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

a. 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策

(a) 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、防水扉、堰及び床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。

流入防止対策として設置する壁、防水扉、堰及び床ドレン逆止弁は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

(b) 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について、内部溢水ガイドを参考に応力評価を実施し、破損の想定が不要かを確認する、又は補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。あるいは、破損を想定する配管に二重管となる外管を設置し、化学薬品が漏えいすることを防止する設計とする。

(c) 地震による化学薬品の漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源として想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。

b. 化学薬品防護対象設備に対する対策

(a) 化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板の設置により、被液から防護する設計とする。薬品防護板は、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計及び機器の破損により生じる漏えいした化学薬品の水圧並びに腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。

1. 3 規則への適合性

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）第十二条では，化学薬品の漏えいによる損傷の防止について，以下の要求がなされている。

（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十二条 安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

安全機能を有する施設は，再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

2. 概要

2. 1 化学薬品の漏えい防護に関する基本方針

事業指定基準規則第1条2項では、安全機能を有する施設とは、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込め等の安全機能を有するものとされている。

また、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設外へ放出されることを抑制し、又は防止するものを安全上重要な施設という。

「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（平成25年6月19日原規技発第13061913号原子力規制委員会決定）」（以下「内部溢水ガイド」という。）では、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備を防護する要求があることから、安全上重要な施設の構築物、系統及び機器を、化学薬品防護対象設備とし、想定される化学薬品の漏えいにより、その機能が損なわれないよう設計し、化学薬品の漏えいが発生した場合においても、多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわない設計とする。

具体的には、化学薬品防護対象設備を、再処理施設内で想定する機器の破損により生じる化学薬品の漏えい、想定される地震に起因する機器の破損等による化学薬品の漏えい並びにその他の要因（機器の誤作動等）により生じる化学薬品の漏えいから防護し、安全機能を損なわない設計とする。

竜巻等の自然現象により発生する化学薬品の漏えい及びその波及的影響により発生する化学薬品の漏えいに関しては、化学薬品防護対象設備の配置を踏まえて、最も厳しい条件となる影響を考慮し、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。

【補足説明資料 2-1】

化学薬品の漏えい防護を考慮した設計にあたり、具体的な方針を以下のとおりとする。

- (1) 再処理施設内で化学薬品の漏えいが生じた場合においても、化学薬品防護対象設備の安全機能が損なわれないよう、化学薬品防護対策については、以下の設計上の配慮を行う。
 - a. 評価対象となる化学薬品防護対象設備が設置されている建屋（以下「化学薬品防護建屋」という。）で発生する漏えいした化学薬品の伝播による、化学薬品防護対象設備への影響、その他環境条件を考慮して、適切な構造、強度及び止水性能を有するよう設計する。
 - b. 化学薬品の漏えい量を低減するため、再処理施設内の機器等は、その内部流体の種類や温度、圧力等に従い、適切な構造、強度を有するよう設計する。
 - c. 再処理施設内での化学薬品の漏えい事象（地震起因を含む）を想定し、再処理施設内での漏えいした化学薬品の伝播経路及び滞留を考慮して、化学薬品防護対象設備が、その安全機能を失わない（多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備が同時に機能喪失しない）設計とする。
 - d. 化学薬品の漏えいによって、化学薬品防護対象設備の安全機能が損なわれる（多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備

が同時に機能喪失する) おそれがある場合には、化学薬品防護対象設備を耐薬品性のある部材の容器内に収納する、又は、化学薬品に対して十分な耐性を有する機器への取替等の防護対策を行い、化学薬品防護対象設備が機能喪失しない設計とする。

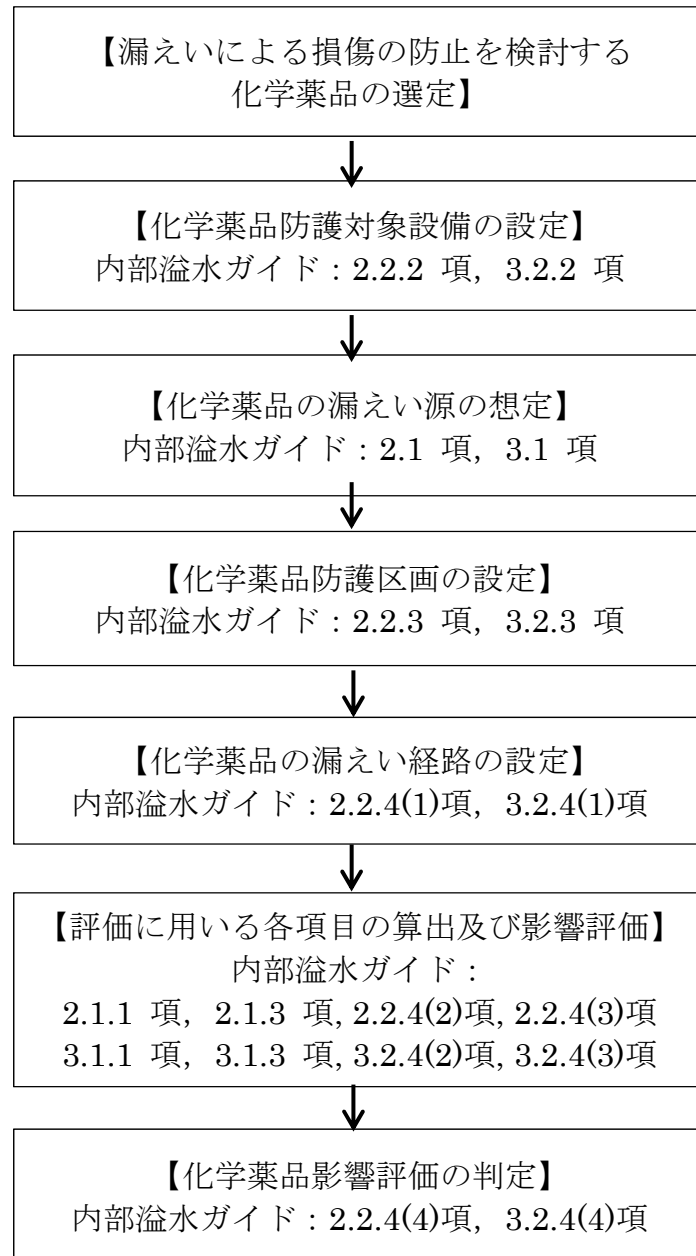
2. 2 再処理施設の化学薬品漏えいの影響評価に係る特徴について

評価の具体的な内容に入る前に、再処理施設の化学薬品の漏えい影響評価に係る特徴について以下に示す。

- (1) 再処理施設は、強酸や有機溶媒等、設備に影響を与えうる化学薬品を用いる工場である。このため、これらの化学薬品の漏えいによる安全機能を有する施設への影響を確認する。
- (2) 化学薬品の漏えい源の考え方及び漏えいに対する防護方針は、内部溢水ガイドを参考に検討するが、「発電所内で生じる異常状態（火災を含む）の拡大防止のために設置される設備からの放水による溢水」及び「使用済燃料貯蔵プールのスロッシングによる溢水」に関しては、化学薬品の漏えい源ではないため、考慮は不要である。

2. 3 化学薬品の漏えい影響評価フロー

化学薬品の漏えいによる損傷の防止の影響評価は、内部溢水ガイドを参考に、以下の第 2.3-1 図のフローにて実施する。



第 2.3-1 図 化学薬品の漏えい影響評価フロー

3. 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定方針

3. 1 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針

再処理施設においては、液体として硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン（以下「HAN」という。）、硝酸ガドリニウム、硝酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫酸、ヒドラジン、りん酸ナトリウム及び模擬廃液並びに気体としてNO_xガス、水素ガス、窒素ガス、酸素ガス等の化学薬品を使用する。これらの化学薬品のうち、再処理プロセスにおいて大量に取り扱う硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、HAN及び炭酸ナトリウムは、試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に貯蔵し、必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。

再処理施設における化学薬品の取扱いは、「消防法」、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の要求を満足するものとする。

化学薬品の取扱いの基本方針として、再処理施設及び従事者の安全性を確保するために、化学薬品による異常の発生を防止することとし、原則として以下の安全設計及び対策を行う。

- (1) 化学薬品を内包する設備は、薬品の性状に応じた材料を選定し、腐食し難い設計とする。
- (2) 化学薬品を内包又は化学薬品が通過する機器の継ぎ手部は、薬品の性状に応じて適切な材料を選定するとともに、化学薬品が継ぎ手部から漏えいした際に従事者に飛散する可能性がある場合には、飛散防止措置を講ずる。

また、万一の化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応として、作業リスクに応じた保護具の装着や漏えい発生時の作業員の対応を

定め、必要な資機材の配備、対応に係る教育訓練等を実施している。詳細を補足説明資料 3-3に示す。

【補足説明資料 3-3】

3. 2 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定

化学薬品の漏えいに対する設計方針の検討に当たって、敷地内における化学薬品を内包する機器等の設置状況を踏まえて、構造部材の腐食等により安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれのある化学薬品を選定する。具体的には、設計図書（施工図面等）及び必要に応じ現場確認等により敷地内に存在する全ての化学薬品を網羅的に抽出し、その中から構造部材の浸漬試験等を踏まえ、安全機能を損なうおそれのある化学薬品を選定する。なお、上記以外の化学薬品については構造部材の腐食等の影響のないものとして設計上考慮すべき対象から除外し、このうち液体状の薬品については「第11条 溢水による損傷の防止」において溢水源として想定する。

再処理施設内で用いられる化学薬品は、再処理プロセスにおいて使用する化学薬品並びに保守及び補修の非定常作業、その他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品に大別される。

再処理プロセスにおいて使用する化学薬品は、性状に応じて以下のものに分類する。

液体：・酸性（硝酸，硝酸ヒドラジン，HAN，硝酸ガドリニウム，
硝酸を含む模擬廃液）

・アルカリ性（水酸化ナトリウム，炭酸ナトリウム，
亜硝酸ナトリウム）

・中性（硝酸ナトリウム）

・有機溶媒（TBP，n-ドデカン）

気体：・腐食性ガス（NO_xガス）

・非腐食性ガス（水素ガス，窒素ガス，酸素ガス）

これらの漏えいにより，化学薬品防護対象設備に腐食又は劣化の影響を及ぼす化学薬品を選定するため，腐食性の薬品として酸（硝酸溶液），腐食性ガス（NO_xガス），有機溶媒（TBP及びn-ドデカン）及びアルカリ（水酸化ナトリウム溶液）に区分し，化学薬品の浸漬試験を実施した。中性の溶液や非腐食性ガスについては，構成部材に対する腐食性や反応性を示さないことから，試験は不要と判断し，試験対象から除外した。

腐食性ガス及びアルカリについては，試験の結果より化学薬品防護対象設備の構造部材である炭素鋼及び化学合成素材に有意な影響を与えないと判断した。影響を及ぼすおそれのある0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液，化学合成素材に影響を及ぼすおそれのあるTBP及びn-ドデカン

を漏えいによる化学薬品防護対象設備の損傷の防止を検討する化学薬品として選定する。

【補足説明資料 3-1】

保守及び補修の非定常作業並びにその他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品については、取扱い作業は限定されており、作業安全管理を実施することにより化学薬品の漏えいによる影響を防止することが可能であるため、漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品としない。

4. 化学薬品防護対象設備の設定

化学薬品の漏えいにより安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設は、安全機能を有する施設とする。このうち、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な安全上重要な施設の構築物、系統及び機器を化学薬品防護対象設備とする。

4. 1 事業指定基準規則第 12 条及び内部溢水ガイドの要求事項について

事業指定基準規則第 12 条及び内部溢水ガイドの要求事項を踏まえ、化学薬品防護対象設備を選定する。

(1) 事業指定基準規則第 12 条及びその解釈では、安全機能を有する施設が化学薬品の漏えいで機能喪失しないことを求めている。

事業指定基準規則 第 12 条	事業指定基準規則の解釈
(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) 第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても <u>安全機能を損なわない</u> ものでなければならない。	第 12 条 (化学薬品の漏えいによる損傷の防止) 2 第 12 条に規定する「安全機能を損なわない」とは、再処理施設内部で発生が想定される化学薬品の漏えいに対し、 <u>冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないこと、安全機能を有する施設の構成部材が腐食すること等による安全機能の喪失を防止すること等</u> をいう。

なお、安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設の全体像は、「事業指定基準規則及びその解釈第 1 条の 3」に定義される「安全上重要な施設」に該当する設備とする。

【補足説明資料 4-1】

- 内部溢水ガイドでは、発電所で発生した溢水に対して防護すべき設備に関して以下の記載がある。

(2.2.2 溢水からの防護すべき対象設備)

2.1 項の溢水源及び溢水量の想定に当たっては発生要因別に分類したが、溢水から防護すべき対象設備は、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備を溢水防護対象設備とする。

(3.2.2 溢水から防護すべき対象設備)

3.1 項の溢水源及び溢水量の想定に当たっては発生要因別に分類したが、溢水から防護すべき対象設備は、溢水の発生場所毎に「プール冷却」及び「プールへの給水」の機能を適切に維持するために必要な設備を溢水防護対象設備とする。

また、内部溢水ガイドでは原子炉施設の溢水評価に関して以下の記載があり、想定破損により生じる溢水及び消火水の放水による溢水の想定に当たっては一系統における単一の機器の破損を想定している。

(2.1 溢水源及び溢水量の想定)

溢水源としては、発生要因別に分類した以下の溢水を想定する。

- (1) 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水
- (2) 発電所内で生じる異常状態（火災を含む）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水
- (3) 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水

ここで、上記(1)、(2)の溢水源の想定に当たっては、一系統における単一の機器の破損とし、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合においても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。

4. 2 化学薬品防護対象設備の選定

事業指定基準規則第 12 条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）及び内部溢水ガイドの要求事項を踏まえ、化学薬品防護対象設備を選定する。

- (1) 公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため放射線物質又は放射線が再処理施設外へ放出されることを抑制し、又は防止するために必要な設備（燃料貯蔵プール・ピット等の冷却及び給水の機能を適切に維持するために必要な設備を含む。）

事業指定基準規則第 12 条の解釈では「安全機能を損なわない」とは、「再処理施設内部で発生が想定される化学薬品の漏えいに対し、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないこと、安全機能を有する施設の構成部材が腐食すること等による安全機能の喪失を防止すること等」とされている。

一方、内部溢水ガイドでは、溢水防護対象設備について「重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備」とされており、さらに「溢水により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響（溢水）を考慮し、安全評価指針に基づき安全解析を行う必要がある」という要求があるとされている。

これらの要求を踏まえ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故（以下「事故等」という。）の拡大防止及び影響緩和のために必要な設備も化学薬品防護対象設備として選定する。

また、再処理施設での事故等の評価上必要とされる異常拡大防止系と異常影響緩和系の設備については、化学薬品防護対象設備とする安全上重要な施設に全て含まれており、化学薬品の漏えいにより多重性又は多様性を有する機器が同時に機能喪失しない設計とする。

この場合において、事業指定基準規則第 16 条に基づき、事故等に対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても、異常状態を収束できる設計とする。

したがって、安全保護系その他のインターロックが作動するような化学薬品の漏えいが発生したとしても、設計基準事故等に必要な系統は、化学薬品の漏えいから防護する設計とすることから、化学薬品の漏えいを外乱とする安全解析は要しない。

(2) 化学薬品防護対象設備のうち化学薬品の漏えい影響評価の対象とする設備の選定について

化学薬品影響評価対象の選定フローを第 4.2-1 図に、化学薬品の漏えい影響評価の対象外とする理由を補足説明資料 4-4 に示す。

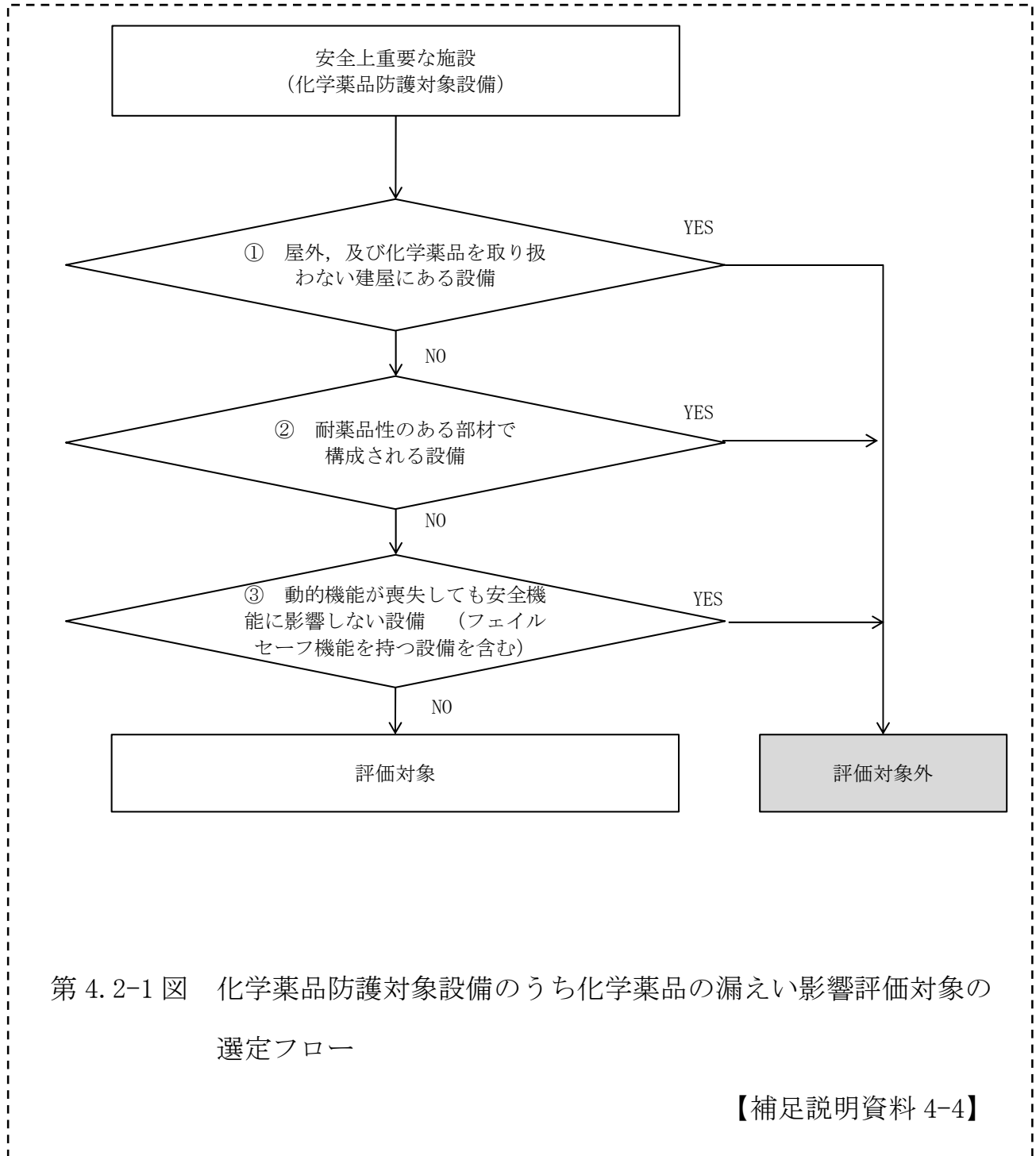
第 4.2-1 図に示した化学薬品の漏えい影響評価対象の選定フローにより選定された化学薬品の漏えい影響評価対象設備のリスト及び配置(例)について、補足説明資料 4-2 に示す。

【補足説明資料 4-2】

【補足説明資料 4-4】

同様に補足説明資料 4-4 により評価の対象から除外された設備を、補足説明資料 4-3 に示す。

【補足説明資料 4-3】



第 4.2-1 図 化学薬品防護対象設備のうち化学薬品の漏えい影響評価対象の
選定フロー

4. 3 化学薬品防護対象設備の機能喪失の判定

選定した化学薬品防護対象設備の没水、被水及び蒸気の各化学薬品の漏えいモードにおける機能喪失の判定基準は、3. 2項で選定した化学薬品が漏えいし、評価対象とした化学薬品防護対象設備と接触するような状況下では、構造部材の腐食又は劣化の影響により設備が機能喪失すると想定し、以下のように定める。

◇ 没水（以下、化学薬品の漏えいの影響評価としては、「化学薬品による没水」という。）

化学薬品防護対象設備の機能喪失高さと、設置されている区画の化学薬品の漏えい液位を比較し、化学薬品の漏えい液位の方が高い場合には当該設備は機能喪失と判定する。

◇ 被水（以下、化学薬品の漏えいの影響評価としては、「被液」という。）

・ （流体を内包する機器からの被液）

化学薬品防護対象設備から化学薬品の漏えい源となる機器が直視でき、当該化学薬品防護対象設備に防護措置がなされていない場合は、機能喪失と判定する。

・ （上層階からの漏えいした化学薬品の伝播による被液）

化学薬品防護対象設備の上方に上層階からの漏えいした化学薬品の伝播経路が存在し、当該化学薬品防護対象設備に被液防護措置がなされていない場合は、上層階で漏えいした化学薬品が伝播経路を

經由して被液することにより，当該化学薬品防護対象設備は機能喪失と判定する。

◇ 蒸気

「3. 2 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定」
において腐食性ガスは化学薬品防護対象設備に有意な影響を与えないため検討対象とする化学薬品には選定しておらず，他の液体の化学薬品においても蒸気となる化学薬品は存在しないため，検討対象としない。

【補足説明資料 3-1】

4. 4 化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針

化学薬品の漏えいの影響を評価するために想定する単一の機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「想定破損による化学薬品の漏えい」という。）、地震に起因する機器の破損等により生じる化学薬品の漏えい（以下「地震による化学薬品の漏えい」という。）及びその他の要因（地震以外の自然現象、誤操作等）により生じる化学薬品の漏えい（以下「その他の化学薬品の漏えい」という。）に対して、化学薬品防護対象設備が以降に示す化学薬品による没水及び被液の影響を受けて、安全機能を損なわない設計とする。

4. 4. 1 化学薬品による没水の影響に対する防護設計方針

化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示す対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

(1) 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策

a. 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、防水扉、堰等による流入防止対策を図り、漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。

流入防止対策として設置する壁、防水扉、堰等は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-5】

b. 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について、内部溢水ガイドを参考に応力評価を実施し、破損形状を貫通クラックとできるか、又は破損の想定が不要とできるかを確認する、又は補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい流量の低減又は化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減する。あるいは、破損を想定する配管に二重管となる外管を設置し、化学薬品が漏えいすることを防止する設計とする。

【補足説明資料 4-6】

c. 地震による化学薬品の漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源として想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外する設計とする。

【補足説明資料 4-7】

(2) 化学薬品防護対象設備に対する対策

a. 化学薬品防護対象設備周囲に堰を設置し、化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水をしない設計とする。設置する堰については、漏えいした化学薬品により発生する液位や水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震や火災等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-5】

4. 4. 2 被液の影響に対する防護設計方針

化学薬品防護対象設備が化学薬品漏えい源からの飛散により安全機能を損なうおそれがある場合には、以下に示す対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

(1) 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策

a. 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、防水扉、堰等による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。

流入防止対策として設置する壁、防水扉、堰等は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-5】

b. 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について、内部溢水ガイドを参考に応力評価を実施し、破損の想定が不要かを確認する、又は補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。あるいは、破損を想定する配管に二重管となる外管を設置し、化学薬品が漏えいすることを防止する設計とする。

【補足説明資料 4-6】

c. 地震による化学薬品の漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源として想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。

【補足説明資料 4-7】

(2) 化学薬品防護対象設備に対する対策

a. 化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板の設置により、被液から防護する設計とする。薬品防護板は、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計及び機器の破損により生じる漏えいした化学薬品の水圧並びに腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-8】

5. 化学薬品の漏えい源の想定

(1) 考慮すべき化学薬品の漏えい源

化学薬品の漏えい源としては、発生要因別に分類した以下の化学薬品の漏えいを想定する。

- a. 想定破損による化学薬品の漏えい
- b. 地震による化学薬品の漏えい
- c. その他の化学薬品の漏えい

化学薬品の漏えい源となり得る機器は、化学薬品を内包する配管及び容器とし、設計図書（施工図面等）及び必要に応じ現場確認等により抽出を行ったうえ、耐震評価及び応力評価を踏まえ選定する。a. 又は b. の評価において、応力又は地震により破損を想定する機器をそれぞれの評価での化学薬品の漏えい源として設定する。

具体的には、化学薬品の漏えい源となり得る機器は、想定破損による化学薬品の漏えいでは化学薬品を内包する配管とする。地震による化学薬品の漏えいでは、化学薬品防護対象設備の設置された建物・区画内において化学薬品を内包する配管及び容器（塔，槽類，熱交換器等）を抽出する。ここで抽出された機器を想定破損及び地震起因のそれぞれの評価での化学薬品の漏えい源として考慮する。

【補足説明資料 5-1】

a. の化学薬品の漏えい源の想定にあたっては、一系統における単一の機器の破損又は単一箇所での異常状態の発生とし、他の系統及び機器は健全なものと仮定する。また、一系統にて多重性又は多様性を有する機器がある場合においても、そのうち単一の機器が破損すると仮定する。

5. 1 想定破損による化学薬品の漏えい

想定破損による化学薬品の漏えいにおける、漏えい源の設定の考え方は、「第11条 溢水による損傷の防止」における「4. 1 想定破損による溢水」と同様である。化学薬品を内包する配管は、材料選定フローに基づき材料選定を行っており、薬品環境下においても配管としての健全性は確保されているため、水の配管を前提とした応力評価の手法を化学薬品の配管へ適用することは妥当である。詳細は補足説明資料5-2に示す。

【補足説明資料 5-2】

5. 2 地震による化学薬品の漏えい

地震による化学薬品の漏えいにおける、漏えい源の設定の考え方は、「第11条 溢水による損傷の防止」における「4. 3 地震に起因する機器の破損等により生じる溢水」と同様である。ただし、地震による燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシングについては、プール中の流体が化学薬品防護対象設備の損傷の防止を検討する化学薬品に該当しないことから、化学薬品の漏えい源としては想定しない。

5. 3 その他の化学薬品の漏えい

その他の化学薬品の漏えいについては、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい、化学薬品防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。

5. 3. 1 地震以外の自然事象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい

地震以外の自然現象による化学薬品の漏えい影響としては、竜巻に起因する飛来物等による屋外タンク等の破壊のような間接的な影響が考えられる。

再処理施設内において、化学薬品を貯蔵する屋外タンク等は設置しておらず、想定される自然現象である、風（台風）、竜巻、降水、落雷、森林火災、高温、凍結、火山の影響、積雪、生物学的事象、塩害による化学薬品の漏えいの影響はない。

【補足説明資料2-1】

5. 3. 2 化学薬品防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象について

化学薬品防護区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象としては、機器損傷（配管以外）及び人的過誤による漏えいが想定される。

機器損傷によるリークについては、漏えい量は比較的少なく、排出先の液位計の監視により検知・対応が可能である。

人的過誤による漏えいは、化学薬品防護対象設備を直接視認できないエリアからの誤操作により化学薬品防護対象設備に被液させる開放部を設置しない設計とすることから、当該室における誤操作により生じる化学薬品の漏えいは発生しない。現場サンプリングについては、現場に人が介在し、漏えいがあれば速やかに弁を閉止する。

なお、再処理施設には発電炉にある格納容器スプレイのような自動にて系外に水を放出する設備がないため、誤動作についての考慮は不要である。

【補足説明資料 5-3】

6. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定

6. 1 化学薬品防護区画の設定

評価対象となる化学薬品防護対象設備が設置されている建屋を，化学薬品防護建屋として設定する。化学薬品防護建屋は，化学薬品防護建屋内で発生を想定する漏えいした化学薬品が建屋外及び他事業区分の施設へ流出することを防止する目的から，流出防止対策を実施する。

【補足説明資料 4-5】

また，化学薬品防護建屋内で，以下に該当する部屋を化学薬品防護区画として設定する。化学薬品防護区画は，壁，扉及びシャッターで区画されている部屋を部屋番号単位で設定する。

化学薬品防護建屋及び化学薬品防護区画の配置図を補足説明資料 4-2 に示す。

【補足説明資料 4-2】

- ・化学薬品防護対象設備が設置されている全ての部屋
- ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室
- ・化学薬品の漏えい発生区画を特定するためにアクセスする通路部

なお，現場へのアクセスについては，漏えいした化学薬品から運転員を防護する観点から，適切な安全装備を着装するものとする。

【補足説明資料 3-3】

6. 2 化学薬品の漏えい経路の設定

化学薬品防護建屋において、床開口部（機器ハッチ、階段等）及び化学薬品の漏えい影響評価において耐薬品性を有する設備（防水扉や堰等）の抽出を行い、化学薬品の漏えい経路を設定する。

化学薬品の漏えい影響評価において考慮する化学薬品の漏えい経路は、化学薬品防護区画とその他の区画（化学薬品防護対象設備が存在しない区画または通路）との間における伝播経路となる扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床ドレン等の接続状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ設定する。開口部及び貫通部への止水処置が耐薬品性を有しておらず、漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響により止水機能が損なわれる場合には当該開口部及び貫通部からの漏えいした化学薬品の伝播を考慮する。化学薬品の漏えい経路モデルを補足説明資料 6-1 に、化学薬品の漏えい経路となる開口部については補足説明資料 6-2 に示す。

【補足説明資料 6-1】

【補足説明資料 6-2】

また、化学薬品防護区画図を補足説明資料 4-2 に示す。

【補足説明資料 4-2】

なお、防水扉及び堰の設置、壁開口部及び貫通部への止水処置、天井や床面開口部及び貫通部への止水処置等の流入防止対策（例）については、補足説明資料 4-5 に示す。

【補足説明資料 4-5】

また、再処理施設の停止時（機器の計画的な点検，保守などを実施する期間）に伴う化学薬品防護対象設備の待機除外や扉の開放等，再処理施設の保守管理上やむを得ぬ措置の実施により，影響評価上設定した再処理の運転期間中の状態と一時的に異なる状態となった場合についても想定する。

【補足説明資料 6-3】

6. 2. 1 化学薬品の漏えい経路設定の基本方針

化学薬品の漏えい経路設定の基本方針の考え方は，「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「5. 2. 1 溢水経路設定の基本方針」と同様である。

6. 2. 2 基本方針を踏まえた対応方針

(1) 再処理施設の稼動状態を踏まえた再処理施設特有の対応方針

化学薬品の運用に関しては，通常運転時と再処理施設の停止時で特別な違いはない。

【補足説明資料 6-3】

(2) 堰及び防水扉の設定に対する考え方

堰及び防水扉の設定に対する考え方は，「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「5. 2. 2 基本方針を踏まえた対応方針」の「(2) 堰及び防水扉（又は水密扉）の設定に対する考え方」と同様である。

6. 2. 3 化学薬品の漏えい経路の評価方針

- 化学薬品の漏えい影響評価においては、各評価区画の漏えいした化学薬品が全量その評価区画に滞留した場合を想定する。漏えいした化学薬品の液位の算出後、漏えいした化学薬品は設定した経路に沿って伝播するものとする。
- 下階には全量流下を想定する。

6. 2. 4 化学薬品防護区画内外における化学薬品の漏えい経路

(1) 化学薬品防護区画内漏えいにおける化学薬品の漏えい経路

化学薬品防護区画内漏えいに関する化学薬品の漏えい経路の評価を行う場合、化学薬品防護対象設備の存在する化学薬品防護区画の液位が最も高くなるように当該の区画から他の区画への流出がないように化学薬品の漏えい経路を設定することを基本とする。

化学薬品の漏えい影響評価を行う場合の、化学薬品防護区画内に存在する床ドレン、開口部等の各構成要素の化学薬品の漏えいに対する考え方は、「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「5. 2. 4 溢水防護区画内外における溢水経路」の「(1) 溢水防護区画内漏えいにおける溢水経路」と同様である。

(2) 化学薬品防護区画外漏えいにおける化学薬品の漏えい経路

化学薬品防護区画外漏えいでの化学薬品の漏えい経路の評価を行う場合、化学薬品防護対象設備の存在する化学薬品防護区画の液位が最も高く（当該化学薬品防護区画に流入する液量は多く、排水する流量は少なくなるように設定）なるように化学薬品の漏えい経路を設定する。

化学薬品の漏えい影響評価を行う場合の、化学薬品防護区画内に存在する床ドレン、開口部等の各構成要素の化学薬品の漏えいに対する考え方は、「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「5. 2. 4 溢水防護区画内外における溢水経路」の「(2) 溢水防護区画外漏えいにおける溢水経路」と同様である。

7. 建屋内の化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針

設定した化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量に対して、化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水及び被液の影響を受けて、安全機能を損なわない設計とする。

7. 1 化学薬品による没水の影響に対する評価及び防護設計方針

7. 1. 1 化学薬品による没水の影響に対する評価方針

「5. 化学薬品の漏えい源の想定」にて想定した化学薬品の漏えい源から発生する化学薬品の漏えい量と「6. 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路の設定」にて設定した化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれがないことを評価する。

具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。想定破損による化学薬品の漏えい影響評価を8.2に、地震による化学薬品の漏えい影響評価を9.5に示す。

- (1) 漏えいした化学薬品による液位が、化学薬品の影響を受けて化学薬品防護対象設備の安全機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を上回らないこと。その際、漏えいした化学薬品の流入状態、化学薬品の漏えい源からの距離、漏えいした化学薬品が滞留している区画での人のアクセス等による一時的な液位変動（以下、「ゆらぎ」という。）を考慮し、漏えいした化学薬品に対して裕度を確保されてい

ること。また、化学薬品防護区画への設備の追加、変更及び資機材の持ち込みによる床面積への影響を考慮すること。

機能喪失高さについては、化学薬品防護対象設備の各付属品の設置状況も踏まえ、化学薬品による没水によって安全機能を損なうおそれのある高さを設定する。

化学薬品防護対象設備の機能喪失高さは、化学薬品防護対象設備の耐薬品性を有していない構造部材の下端とする。

漏えいした化学薬品による液位の考え方は、「第11条 溢水による損傷の防止」における「6. 1. 1 没水の影響に対する評価方針」と同様である。

- (2) 多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備が同時に機能喪失しないこと。その際、化学薬品の漏えいを起因とする運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮すること。

7. 1. 2 化学薬品による没水の影響に対する防護設計方針

化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水により安全機能を損なうおそれがあると評価された場合には、以下に示す対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

(1) 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策

a. 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。

流入防止対策として設置する壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-5】

b. 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について、内部溢水ガイドを参考に応力評価を実施し、破損形状を貫通クラックとできるか、又は破損の想定が不要とできるかを確認する、又は補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい流量の低減又は化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。あるいは、破損を想

定する配管に二重管となる外管を設置し、化学薬品が区画内に漏えいすることを防止する設計とする。

【補足説明資料 4-6】

c. 地震による化学薬品の漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源として想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外する設計とする。

【補足説明資料 4-7】

(2) 化学薬品防護対象設備に対する対策

a. 化学薬品防護対象設備周囲に堰を設置し、化学薬品防護対象設備が化学薬品による没水をしない設計とする。設置する堰については、漏えいした化学薬品により発生する液位や水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、化学薬品漏えいの要因となる地震や火災等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-5】

7. 2 被液の影響に対する評価及び防護設計方針

7. 2. 1 被液の影響に対する評価方針

「5. 化学薬品の漏えい源の想定」にて設定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道の飛散による被液，及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被液の影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。

具体的には，以下に示す要求のいずれかを満足していれば化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。想定破損による化学薬品の漏えい影響評価を8.2に，地震による化学薬品の漏えい影響評価を9.5に示す。

- (1) 化学薬品防護対象設備があらゆる方向からの化学薬品の飛まつによっても有害な影響を生じないように，以下に示す保護構造を有していること。
 - a. 機器の破損により生じる化学薬品の漏えいの水圧並びに腐食又は劣化に起因する化学的損傷に対して当該機能が損なわれない設計とする薬品防護板の設置により，被液防護措置がなされていること。
- (2) 多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備が同時に機能喪失しないこと。その際，化学薬品の漏えいを起因とする運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するために必要な機器の単一故障を考慮すること。

7. 2. 2 被液の影響に対する防護設計方針

化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なうおそれがあると評価された場合には、以下に示す対策を行うことにより、安全機能を損なわない設計とする。

(1) 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策

a. 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、防水扉、堰及び床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。

流入防止対策として設置する壁、防水扉、堰及び床ドレン逆止弁は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できる設計とするとともに、可能な限り化学薬品漏えいの要因となる地震等により生じる荷重やその他環境条件に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-5】

b. 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について、内部溢水ガイドを参考に応力評価を実施し、破損の想定が不要かを確認する、又は補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。あるいは、破損を想定する配管に二重管となる外管を設置し、化学薬品が漏えいすることを防止する設計とする。

【補足説明資料 4-6】

c. 地震による化学薬品の漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源として想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。

【補足説明資料 4-7】

(2) 化学薬品防護対象設備に対する対策

a. 化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板の設置により、被液から防護する設計とする。薬品防護板は、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計及び機器の破損により生じる漏えいした化学薬品の水圧並びに腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。

【補足説明資料 4-8】

8. 想定破損評価に用いる各項目の算出及び影響評価

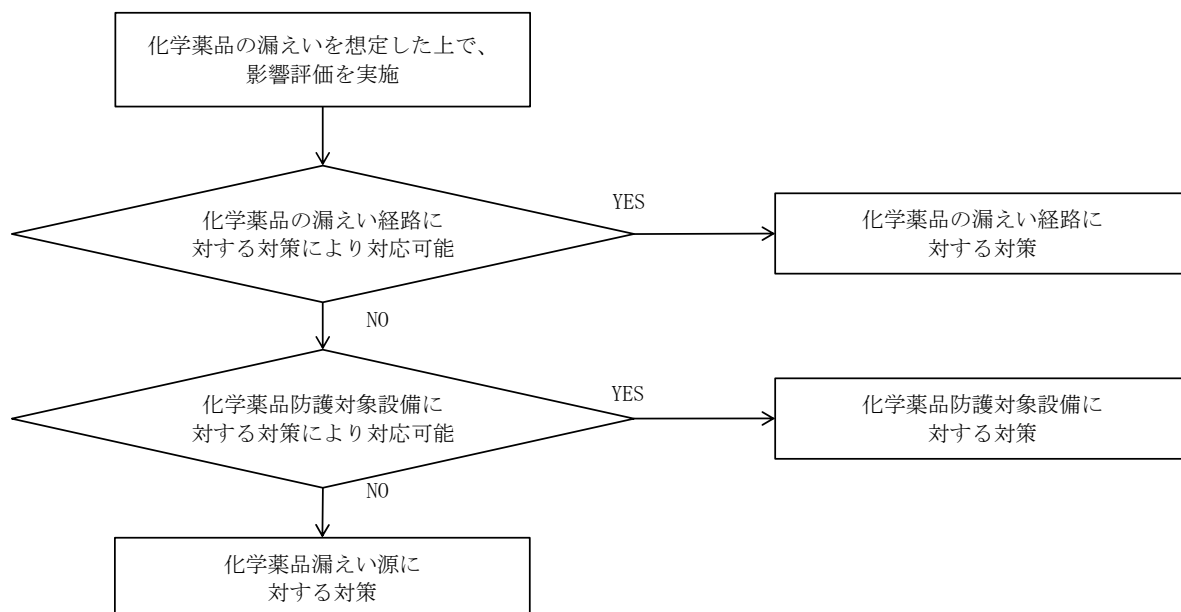
想定破損による化学薬品の漏えいに対し、化学薬品の漏えい源毎の漏えい量を算出し、本文第6章にて設定した化学薬品の漏えい経路をもとに、影響評価を実施する。

評価方針としては、あらゆる箇所での化学薬品の漏えいの発生を想定した上で、想定破損の化学薬品の漏えいによる化学薬品防護対象設備への影響の確認及び機能喪失の判定を実施し、多重性又は多様性を有する化学薬品防護対象設備の安全機能が同時に損なわれないことを確認する。

多重性又は多様性を有する化学薬品防護対象設備の安全機能が同時に損なわれるおそれがある場合は、化学薬品の漏えい経路、化学薬品防護対象設備又は化学薬品の漏えい源に対して、以下に示す対策を組み合わせることで安全機能を損なわない設計とする。

- (1) 化学薬品の漏えい経路に対する拡大防止対策（以下、「化学薬品の漏えい経路に対する対策」という。）
- (2) 化学薬品防護対象設備に対する損傷防止対策（以下、「化学薬品防護対象設備に対する対策」という。）
- (3) 化学薬品漏えい源に対する発生防止・影響緩和対策（以下、「化学薬品漏えい源に対する対策」という。）

上記の評価及び防護方針をフローとして以下第8-1 図に示す。



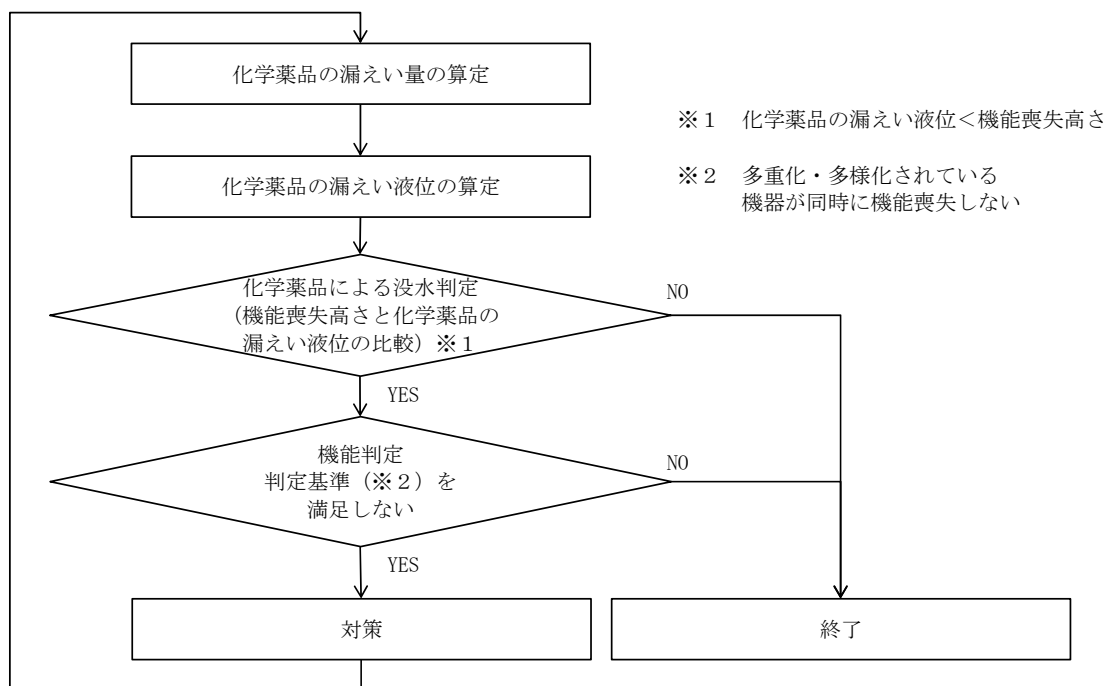
第 8-1 図 想定破損に対する評価及び防護方針の概要フロー

8. 1 化学薬品の漏えい量の算定

化学薬品の漏えい量の算定の考え方は、「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「7. 1 溢水量の算定」と同様である。

8. 2 想定破損による化学薬品による没水影響評価

高エネルギー配管及び低エネルギー配管の分類に従い、算定した化学薬品の漏えい量に対して、化学薬品防護対象設備の化学薬品による没水影響評価を実施する。想定破損による化学薬品による没水影響評価フローを第 8.2-1 図に示す。



第 8.2-1 図 想定破損による化学薬品による没水影響評価フロー

8. 2. 1 評価方法

高エネルギー配管の化学薬品による没水評価では、原則、完全全周破断による化学薬品の漏えいを想定し、隔離による漏えい停止に必要な時間から化学薬品の漏えい量を算定する。低エネルギー配管の化学薬品による没水評価では、原則、貫通クラックによる化学薬品の漏えいを想定し、隔離による漏えい停止に必要な時間から化学薬品の漏えい量を算定する。想定する破損箇所は化学薬品の漏えい影響評価上最も保守的となる位置での破損を想定する。算定した化学薬品の漏えい量による化学薬品の漏えい液位と当該区画内の化学薬品防護対象設備の機能喪失高さとを比較することにより、化学薬品防護対象設備の化学薬品による没水影響評価を実施する。

化学薬品による没水評価は、化学薬品防護建屋で想定する単一機器の破損により生じる全ての化学薬品の漏えい箇所を起点とし、区画毎に実施する。算定した化学薬品の漏えい液位と化学薬品防護区画内の化学薬品防護対象設備の機能喪失高さを比較することにより、化学薬品防護対象設備が機能喪失しないことを確認する。

また、化学薬品の漏えい伝播モデルを用いて最終滞留区画に到達するまでの化学薬品の漏えい経路に位置する化学薬品防護区画の化学薬品の漏えい液位を評価する。評価は化学薬品の漏えい発生区画を起点（一次）とし、隣接する区画への伝播を段階的に二次、三次と進め、それを最終滞留区画まで実施する。

上記を踏まえた、想定破損による化学薬品の漏えい影響評価結果（例）を補足説明資料 8-1 に示す。

【補足説明資料 8-1】

8. 2. 2 判定

8. 2. 1 の各化学薬品防護対象設備の機能喪失判定を踏まえ、プラント全体として安全機能が保たれているかについて判定を実施する。

単一の機器が破損すると仮定した場合においても、多重性又は多様性を有する機器が同時に機能喪失しないことを確認する。

以上により想定破損による没水評価終了となる。

【補足説明資料 8-1】

8. 3 想定破損による被液影響評価

評価対象区画内に設置される配管の想定破損による直接の被液及び上層階で漏えいした化学薬品が伝播経路を経由して発生する被液を考慮し、化学薬品防護対象設備の被液影響評価を実施する。想定破損による被液影響評価フローを第 8.3-1 図に示す。

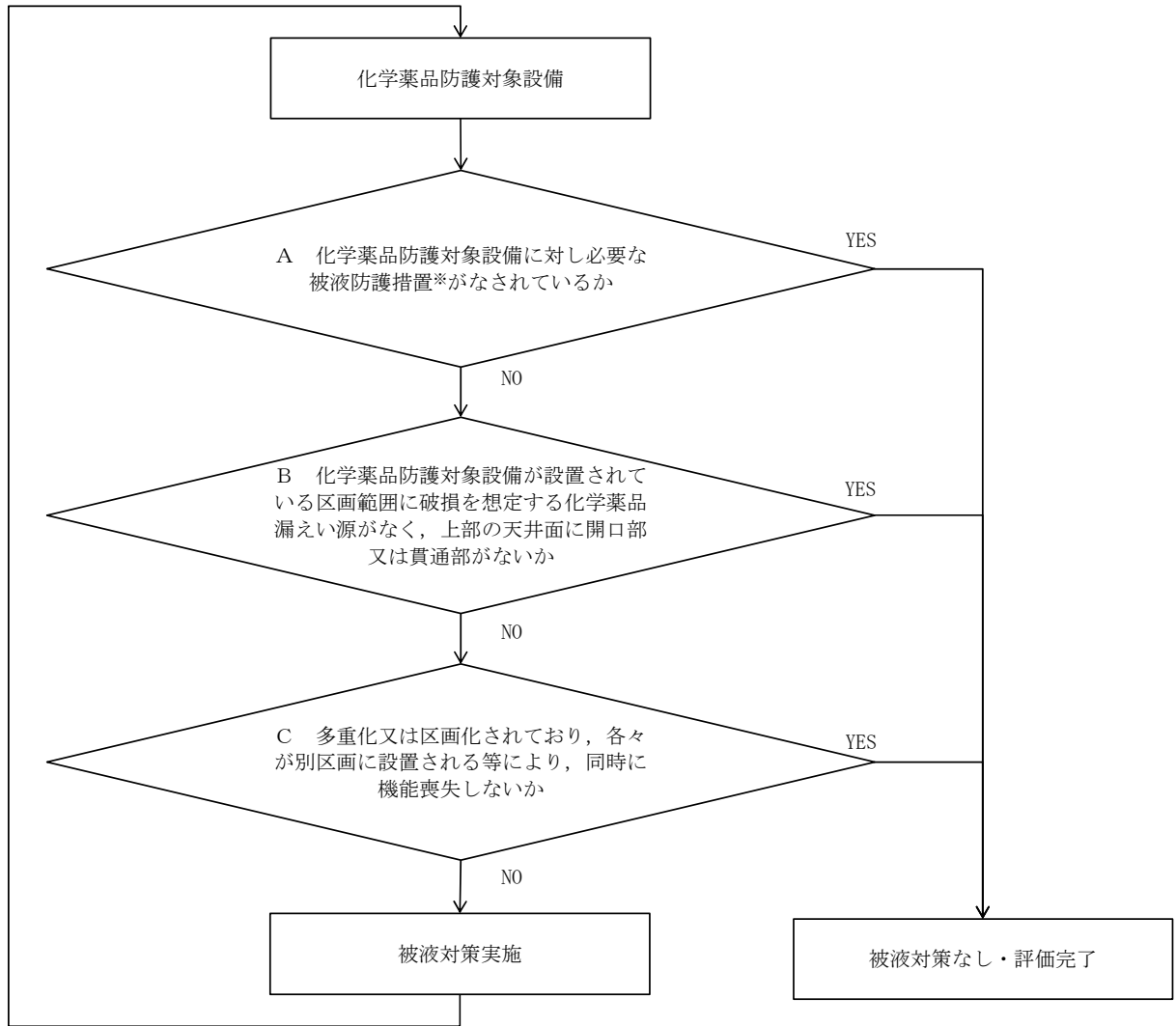
4. 3 に記載した判定基準に基づき、想定した化学薬品の漏えいに対し、化学薬品防護対象設備が機能喪失しないことを確認する。

なお、機能喪失と判定される場合、必要となる化学薬品の漏えい防護対策（薬品防護板の設置等）を実施することにより、化学薬品防護対象設備が機能喪失しないことを確認する。

8. 3. 1 評価方法

想定破損による直接の被液及び化学薬品の漏えい経路からの被液に対し、化学薬品防護対象設備の被液影響評価を実施する。

被液影響評価に対する考え方は、「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「7. 3. 1 評価方法」と同様である。



※ 構造上被液防護機能を有していると評価した機器については、実際の被液環境を模擬した試験の実施、又は机上評価により被液防護機能を確認する。

第 8.3-1 図 被液影響評価フロー

9. 地震時評価に用いる各項目の算出及び影響評価

9. 1 地震による化学薬品の漏えい源

地震による化学薬品の漏えいは、地震により破損する機器（配管及び容器）を化学薬品の漏えい源として考慮する。

なお、化学薬品の漏えいにおいては、漏えい後に発生する影響を少なくする観点から、地震による化学薬品の漏えいに関しては、原則として化学薬品の漏えい源の除外により化学薬品の漏えいの影響が発生しない設計とする。

9. 2 地震により破損して化学薬品の漏えい源となる対象設備

「5. 化学薬品の漏えい源の想定」に示しているとおおり、化学薬品の漏えい源となりうる系統のうち、耐震B、Cクラス機器（配管及び容器）を化学薬品の漏えい源とする。なお、耐震Sクラス機器については基準地震動による地震力によって破損は生じないことから化学薬品の漏えい源として想定しない。

また、耐震B、Cクラス機器のうち耐震評価の上、必要により耐震補強を行い、基準地震動に対する耐震性を有することを確認出来るものは化学薬品の漏えい源から除外する。

9. 3 耐震B、Cクラス機器の耐震性評価

基準地震動による地震動に対して、耐震B、Cクラス機器が耐震性を有することを確認する評価方法を示す。

機器の破損による化学薬品の漏えい防止の観点から、基準地震動による地震力に対して、耐震評価対象となる耐震B、Cクラス機器、配管系の構造強度評価を実施し、バウンダリ機能が確保されることを確認する。

【補足説明資料 4-7】

9. 4 化学薬品の漏えい量の算定

地震時の化学薬品の漏えい量の算定にあたり、基準地震動による地震力が作用した際のプラント状態を、設計上以下のとおり想定した。

- ・耐震B、Cクラス設備の機能喪失

次に、地震による機器の破損が複数箇所ですべて同時に発生する可能性を考慮し、隔離による漏えい停止には期待できないものとして、建屋内の各区画において機器が破損した場合の化学薬品の漏えい量を算定する。各区画における化学薬品の漏えい量の算定手順は以下のとおり。

- (1) 区画内の化学薬品の漏えい源として想定する機器（配管及び容器）の属する系統の保有薬品のうち、当該フロアを含む上層階分の保有薬品量を化学薬品の漏えい量として算出する。
- (2) 区画内の各化学薬品の漏えい源からの漏えい量を合計し、当該区画における地震による化学薬品の漏えい量とする。

9. 5 地震時の化学薬品による没水影響評価

化学薬品を内包する機器のうち、基準地震動によって破損が生じる可能性のある機器について破損を想定し、その影響を評価する。評価における網羅性を確保するため、複数系統・複数箇所同時破損を想定し、伝播も考慮した上で各区画における最大の化学薬品の漏えい量を算出し、化学薬品防護対象設備への影響を評価する。

地震による化学薬品の漏えい影響評価は、想定破損による化学薬品による没水影響評価フロー第 8.2-1 図に準じる。

また、地震による化学薬品の漏えいに対しては、原則として化学薬品防護対象設備が機能喪失しないように必要な対策を実施する。ただし、化学薬品防護対象設備であっても、基準地震動への耐震性が確保されていない耐震 B、C クラス機器についてはその限りではない。

9. 5. 1 地震時の化学薬品の漏えい伝播評価

地震時の化学薬品の漏えい伝播評価においても想定破損時の化学薬品の漏えい伝播評価と同様、伝播モデルを用いて設定した化学薬品の漏えい発生区画から最終滞留区画までの化学薬品の漏えい経路が、化学薬品防護区画に設定されているかを評価する。評価に当たっては複数系統・複数箇所の同時破損であることを考慮の上、想定しうる最高液位を基に化学薬品の漏えい経路を設定する。

9. 5. 2 化学薬品の漏えい影響評価

化学薬品の漏えい経路モデル図を基に、区画及びそれらの化学薬品の漏えい源、化学薬品の漏えい量、面積を設定し、各区画の化学薬品の漏えい液位を算出する。また、この場合の、滞留、流出も考慮して、最終的な化学薬品の漏えい範囲と化学薬品の漏えい液位を確認する。

地震時は、複数系統・複数箇所の同時破損であることを考慮し、想定しうる最高液位を算出する観点から、最上階より、各階単位で評価する。

なお、通路部以外の区画の化学薬品の漏えい液位の評価は、袋小路になっている区画がある場合は、最も奥の区画から評価を行い、通路側の区画へ順番に算出する。

化学薬品の漏えい液位の算出の考え方は、「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「9. 6. 2 溢水評価」と同様である。

化学薬品の漏えい液位に、床勾配を考慮した化学薬品の漏えい液位と、当該区画内の化学薬品防護対象設備の機能喪失高さとの差がゆらぎ 10cm 以上の裕度を有しているかを検証することにより、化学薬品防護対象設備の化学薬品による没水影響評価を実施する。

化学薬品による没水評価は、化学薬品防護建屋で想定する地震により生じる全ての化学薬品の漏えい箇所を起点とし、区画毎に実施する。4. 3 に記載した判定基準に基づき、算定した化学薬品の漏えい液位と化学薬品防護区画内の化学薬品防護対象設備の機能喪失高さを比較することにより、化学薬品防護対象設備が機能喪失しないことを確認する。

9. 6 地震時の被液影響評価

評価対象区画内に設置される配管の地震による破損に伴う、直接の被液及び上層階で漏えいした化学薬品が伝播経路を経由して発生する被液を考慮し、化学薬品防護対象設備の被液影響評価を実施する。地震による化学薬品の漏えい影響評価フローは、「8. 想定破損評価に用いる各項目の算出及び影響評価」の被液影響評価フロー第 8.3-1 図に準じる。

4. 3 に記載した判定基準に基づき、想定した化学薬品の漏えいに対し、化学薬品防護対象設備が機能喪失しないことを確認する。

なお、機能喪失と判定される場合、必要となる化学薬品の漏えい防護対策（薬品防護板の設置等）を実施することにより、「9. 4. 1 化学薬品の漏えい量の算定」に示す各区画における各化学薬品の漏えい源の同時破損を想定した場合においても、化学薬品防護対象設備が機能喪失しないことを確認する。

2 章 補足説明資料

第12条: 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

再処理施設 安全審査補足説明資料(今回提出)				
資料No.	名称	提出日	Rev	名称
補足説明資料2-1	自然現象による化学薬品の漏えい影響の考慮について	11/8	1	補足説明資料-5 自然現象による化学薬品の漏えい影響の考慮について
補足説明資料3-1	漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定の詳細	11/8	1	新規作成
補足説明資料3-2	化学薬品の漏えいによる化学的損傷以外に影響が発生する事象			新規作成
補足説明資料3-3	<u>作業員の安全確保に係る対応について</u>	11/8	0	新規作成
補足説明資料4-1	再処理施設における「事業指定基準規則」に基づく防護対象設備の抽出 (化学薬品の漏えいと内部火災における防護対象の比較)	11/8	1	補足説明資料-4 再処理施設における「事業指定基準規則」に基づく防護対象設備の抽出(化学薬品の漏えいと内部火災における防護対象の比較)
補足説明資料4-2	化学薬品防護対象設備リスト及び配置図(例)	11/8	0	新規作成
補足説明資料4-3	評価対象除外リスト	11/8	0	新規作成
補足説明資料4-4	化学薬品の影響評価の対象外とする理由について	11/8	0	新規作成
補足説明資料4-5	壁, 防水扉, 堰等による化学薬品の漏えい経路への対策について	11/8	0	新規作成
補足説明資料4-6	応力評価に基づくサポート等改造対策の概要について	11/8	0	補足説明資料-10 応力評価に基づくサポート等改造対策の概要について
補足説明資料4-7	耐震B, Cクラス機器の評価について	11/8	0	耐補足説明資料-2 震B, Cクラス機器の評価について
補足説明資料4-8	被液防護対策(例)	11/8	0	新規作成
補足説明資料5-1	化学薬品漏えい源とする機器(配管、容器)について	11/8	0	新規作成
補足説明資料5-2	薬品配管への応力評価式の適用について	11/8	0	新規作成
補足説明資料5-3	その他漏えい事象に対する確認について	11/8	0	補足説明資料-7 その他漏えい事象に対する確認について
補足説明資料6-1	化学薬品の漏えい経路モデル(代表例)	11/8	0	新規作成
補足説明資料6-2	化学薬品の漏えい経路となる開口部について	11/8	0	新規作成
補足説明資料6-3	<u>再処理施設の停止時の化学薬品の漏えい影響について</u>	11/8	0	新規作成
補足説明資料8-1	想定破損による化学薬品による没水影響評価結果(例)	11/8	0	新規作成

第12条:化学薬品の漏えいによる損傷の防止

再処理施設 安全審査補足説明資料(今回提出)				
資料No.	名称	提出日	Rev	名称
補足説明資料10-1	重大事故等対処施設を対象とした化学薬品の漏えい防護の基本方針について	11/8	0	補足説明資料-8 重大事故等対処施設を対象とした化学薬品防護の基本方針について
補足説明資料10-2	化学薬品の漏えい影響評価における保守性について	11/8	0	新規作成
補足説明資料10-3	過去の不具合事例への対応について	11/8	0	過去補足説明資料-6 の不具合事例への対応について

令和元年 11 月 8 日 R1

補足説明資料 2 - 1 (1 2 条)

自然現象による化学薬品の漏えい影響の考慮について

1. 検討項目及び結果

本資料は、事業指定基準規則 第9条の検討「その他外部からの衝撃に対する考慮」において、抽出された事象に対して化学薬品の漏えいの影響有無を検討した。

各自然現象による化学薬品の漏えい影響としては、飛来物等による化学薬品を貯蔵する屋外タンク等の破壊のような間接的な影響による化学薬品の漏えいが考えられる。

再処理施設内において、化学薬品を貯蔵する屋外タンク等はなく、自然現象による化学薬品の漏えいの影響に対し、問題がないことを確認した。

以 上

補足説明資料 3 - 1 (1 2 条)

検討中

漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定の詳細

目 次

1. 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定の基本方針
2. 再処理施設において用いられる化学薬品の抽出
3. 化学薬品の物質の三態による分類
4. 液体の化学薬品の分類
 4. 1 化学薬品の溶媒による分類
 4. 2 水溶液の液性による分類
 4. 3 非水溶液の化学薬品の反応性による分類
5. 気体の化学薬品の分類
6. 化学薬品の漏えいによる損傷を検討する構造部材の選定
7. 腐食試験による確認
 7. 1 炭素鋼の腐食試験
 7. 2 プラスチックの腐食試験
8. 検討する化学薬品のまとめ

9. 参考文献

別紙 各種金属材料の組成（代表例）

1. 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定の基本方針

再処理施設においては多種多様な化学薬品が用いられている。これらの化学薬品に関し、12条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止の観点から、以下の方針に従い漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定を実施した。

(1) 漏えいの影響を検討する化学薬品の選定

漏えいの影響を検討する化学薬品の選定を以下のとおり実施した。

- ① 安全機能を有する施設のうち、化学薬品防護対象となる安全上重要な施設（以下、「安重施設」という。）がある建屋において使用される化学薬品の抽出
- ② ①で抽出した化学薬品に対し、化学薬品防護対象に影響を与える可能性のある化学薬品の選定

(2) 漏えいした化学薬品の影響を受ける構成部材の選定

漏えいした化学薬品の影響を受ける構成部材の選定を以下のとおり実施した。

- ① 安重施設において用いられる構成部材の抽出
- ② ①で抽出した構成部材に対し、耐薬品性の無い構造部材を選定

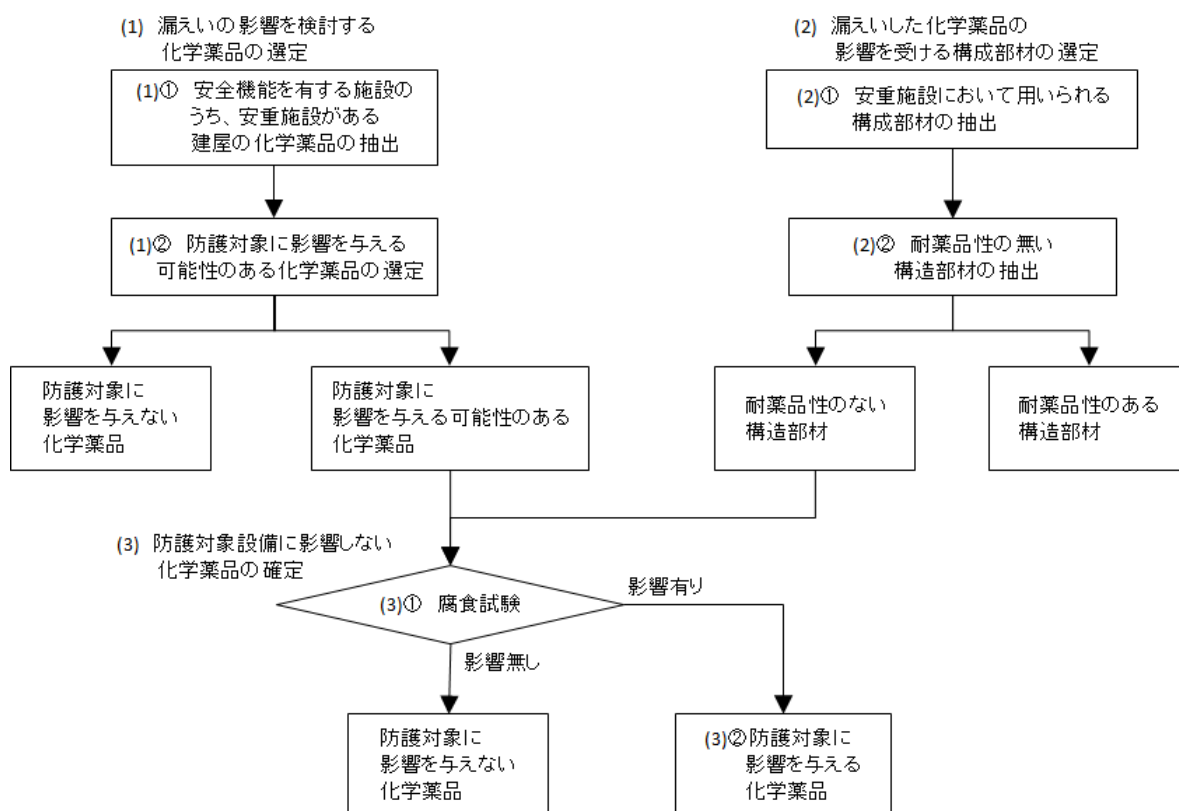
(3) 化学薬品防護対象設備に影響を与える化学薬品の確定

(1)及び(2)で選定した化学薬品と耐薬品性の無い構造部材から化学薬品防護対象設備に影響を与える化学薬品を決定した。

- ① (1)②で選定した化学薬品と、(2)②で選定した構成部材で腐食試験の実施

② ①で影響を受けた化学薬品を，化学薬品防護対象設備に影響を与える化学薬品として確定

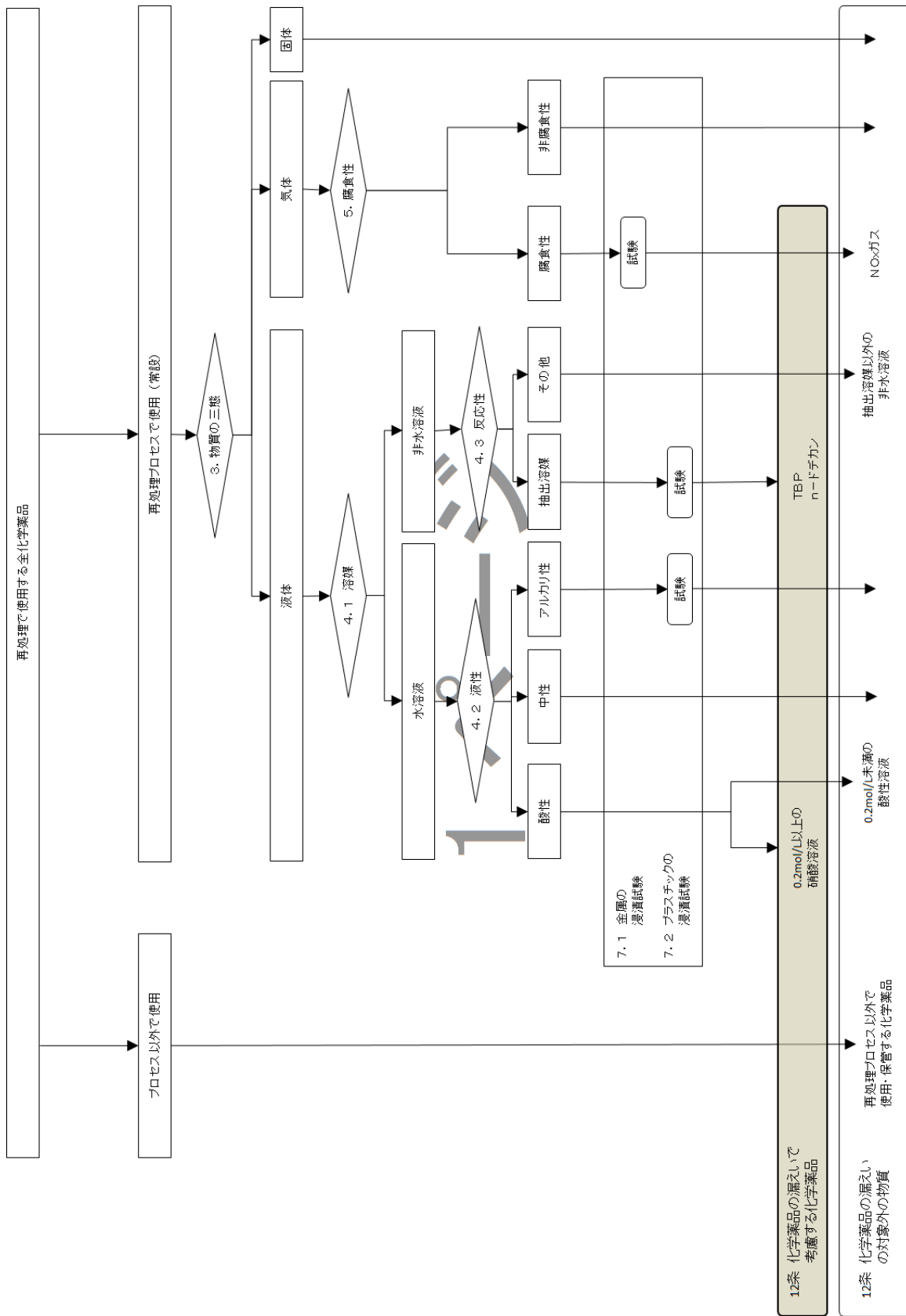
(1)～(3)の選定方法を第1-1図の選定フローに示す。



第1-1図 漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品の選定フロー

再処理施設内において使用している化学薬品を第1-2図に示す調査フローに従い調査した。図中の番号は以下の項の番号に対応する。

なお，液体の化学薬品は，化学薬品防護対象設備に影響を与えない化学薬品として分類したものを含め，「11条 溢水による損傷の防止」における溢水源に包含される。



第1-2図 化学薬品の調査フロー

2. 再処理施設において用いられる化学薬品の抽出

再処理施設において用いられる化学薬品は多岐にわたるが、再処理プロセスで使用されるものと、再処理施設の運転管理等に使用するものとに大別される。

このうち、前者については再処理の各プロセスで実際に使用する化学薬品として、第2表のとおり抽出した。これらの化学薬品は、常設の配管・貯槽に保管されているものであり、再処理施設全体で多量に取り扱う。

第2表 再処理プロセスで使用される化学薬品

化学薬品	使用目的	使用・保管場所
硝酸	使用済燃料の溶解 核分裂生成物の洗浄	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)
水酸化ナトリウム	有機溶媒の洗浄	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)
T B P	溶解液からのU, P uの抽出剤	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
n -ドデカン	T B Pの希釈剤	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
硝酸ヒドラジン	硝酸ウラナスの分解抑制 (亜硝酸の分解)	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
硝酸ヒドロキシルアミン (HAN)	プルトニウムの還元剤	分離建屋 (保管：試薬建屋)
硝酸ガドリニウム	溶解槽における臨界管理	前処理建屋
硝酸ナトリウム	ガラス固化体の成分調整	高レベル廃液ガラス 固化建屋
炭酸ナトリウム	溶媒劣化物の除去	分離建屋, 精製建屋 (保管：試薬建屋)
亜硝酸ナトリウム	NO _x ガスの製造	前処理建屋, 分離建屋, 精製建屋
模擬廃液	ガラス溶融炉の洗浄運転	高レベル廃液ガラス 固化建屋
溶解液	使用済燃料の溶解液	前処理建屋, 分離建屋

硝酸ウラニル	溶解液からのU抽出液	分離建屋，精製建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
硝酸プルトニウム	溶解液からのP u抽出液	分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
硝酸ウラナス	P uの価数調整	分離建屋，精製建屋
放射性廃液	U，P u抽出後の廃液 管理区域内での作業廃液	再処理施設全体
重油	ボイラ，発電機等の燃料	再処理施設全体
NO _x ガス	よう素の追い出し P uの酸化	前処理建屋，精製建屋
水素ガス	ウラナスの製造	精製建屋
窒素ガス		
酸素ガス		
活性炭	放射性廃液，排気の清浄	分析建屋
模擬ガラスビーズ	ガラス溶融炉の洗浄運転	高レベル廃液ガラス 固化建屋

一方，再処理施設の運転管理等に使用するものは，分析作業及び点検等の非定常作業で使用するもので多種多様であるが，以下の理由により検討すべき化学薬品として選定しない。

- ・ 取扱量が少なく，漏えい時の影響が小さいこと
- ・ 直接取り扱うことから，漏えい発生時にも速やかに対処が可能であること
- ・ 常時保管する分析用試薬については，法令要求に基づく管理区分・種別に応じた管理保管を行っており，容易に漏えい・混合しない対応としていること

3. 化学薬品の物質の三態による分類

再処理のプロセスは、主に常設の配管・貯槽において、使用済燃料を硝酸で溶解した溶解液に対し、液体あるいは気体の化学薬品との化学反応及び濃縮・蒸発等の物理反応を経て、製品と廃棄物を得る一連の工程である。このため、常設の配管・貯槽で使用・保管する化学薬品において、物質の三態（液体、気体、固体）に分類し、その後にそれぞれについて詳細に検討した。

液体の化学薬品は、再処理プロセスにおいて、プロセス液や廃液等と化学反応を起こすものや、溶媒として用いるものがあり、再処理において化学薬品と呼ばれる物質の大部分を占める。

気体の化学薬品は、酸化剤としてのNO_xガス、各反応器において使用される窒素、酸素、水素等が存在する。なお、液体の化学薬品から発生する揮発成分（蒸気を含む）は、当該の液体の化学薬品との直接接触による影響と比べて小さくなることから、液体の化学物質に包含する。

固体の化学薬品は、漏えいが発生した場合においても、漏えい発生箇所からの伝播が少なく、いずれも単体では腐食又は劣化による化学的損傷を示さない※ため、検討すべき化学薬品として選定しない。

化学薬品の物質の三態による分類結果を第3表に示す。

※ 腐食は、水が介在する「湿食」と、水が介在しない「乾食」に大別され、固体の化学薬品は後者に属する。一般に、乾食は大気中で生じる反応であり、又、室温ではその反応速度は湿食と比べると著しく遅いことから⁽¹⁾、ここでは損傷を示さないとする。

第3表 化学薬品の物質の三態による分類結果

分類前の化学薬品	常設の配管・貯槽で使用・保管する化学薬品 (1項参照)		
分類形態	化学薬品の物質の三態による分類		
	液体	気体	固体
分類後の化学薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・硝酸 ・TBP ・n-ドデカン ・水酸化ナトリウム ・硝酸ヒドラジン ・硝酸ヒドロキシルアミン ・硝酸ガドリニウム ・炭酸ナトリウム ・亜硝酸ナトリウム ・模擬廃液 ・溶解液 ・硝酸ウラニル ・硝酸プルトニウム ・硝酸ウラナス ・放射性廃液 ・重油 	<ul style="list-style-type: none"> ・NO_xガス ・酸素 ・窒素 ・水素 	<ul style="list-style-type: none"> ・活性炭 ・模擬ガラスビーズ
選定の考え方	(4項参照)	(5項参照)	選定しない (影響がないため)

4. 液体の化学薬品の分類

4. 1 化学薬品の溶媒による分類

3項で選定した，常設の配管・貯槽で使用する液体の化学薬品において，溶媒が水の場合（水溶液）と，溶媒が水以外の場合（非水溶液）に分類して検討した。

化学薬品の溶媒による分類結果を第4.1表に示す。

第4.1表 化学薬品の溶媒による分類結果

分類前の化学薬品	常設の配管・貯槽で使用・保管する液体の化学薬品 (<u>3項参照</u>)	
分類形態	化学薬品の溶媒による分類	
	水溶液	非水溶液
分類後の化学薬品	<ul style="list-style-type: none">・硝酸溶液*・水酸化ナトリウム・硝酸ナトリウム・炭酸ナトリウム・亜硝酸ナトリウム	<ul style="list-style-type: none">・T B P・n -ドデカン・燃料油 等
選定の考え方	(<u>4. 2参照</u>)	(<u>4. 3参照</u>)

* 硝酸溶液は，硝酸，硝酸ヒドラジン，硝酸ヒドロキシルアミン，硝酸ガドリニウム，硝酸ウラニル，硝酸ウラナス，硝酸プルトニウム，溶解液，模擬廃液，放射性廃液があるが，化学的損傷の主要因が遊離硝酸となることを踏まえ，これらの主成分である硝酸で代表させた。

4. 2 水溶液の液性による分類

水溶液は、その液性により酸性、中性及びアルカリ性に分類される。

化学薬品防護対象設備を構成する鉄系の金属（炭素鋼，ステンレス鋼）の腐食による化学的損傷に関しては、酸化剤である水素イオンの濃度が高い溶液（酸性の溶液）が金属への酸化作用（腐食・溶解）を引き起こすとされている。このため、再処理プロセスで使用する酸性の溶液に該当する硝酸溶液を選定した。

一方、中性やアルカリ性環境下においても腐食は発生するが、その速度は酸性の溶液と比較して遅く、化学薬品防護対象設備の機能喪失には至らないことから、金属に対する腐食の観点では、検討すべき化学薬品として選定しない。

化学合成素材であるプラスチックの劣化による化学的損傷に関しては、高分子重合の分解や単量体の酸化等、劣化のメカニズムが金属の腐食とは異なるため、別に検証する必要がある。このため、試験を実施することにより、化学薬品防護対象設備の構成部材への影響を検討することとした。試験する溶液の代表として、強反応性である酸性溶液として硝酸を、アルカリ性の溶液として水酸化ナトリウムを選定した。

化学薬品の水溶液の液性による分類結果を第4.2表に示す。

第4.2表 水溶液の化学薬品の液性による分類結果

分類前の化学薬品	水溶液の化学薬品 (4. 1参照)		
分類形態	化学薬品の液性による分類		
	酸性	中性	アルカリ性
分類後の化学薬品	・硝酸溶液	・硝酸 ナトリウム	・水酸化ナトリウム ・炭酸ナトリウム ・亜硝酸ナトリウム
選定の考え方	選定する (影響が認められるため)	選定しない (影響がないため)	選定しない (7. 2 プラスチックの 浸漬試験結果 参照)

4. 3 非水溶液の化学薬品の反応性による分類

非水溶液の化学薬品として、T B P, n-ドデカン, 燃料油等がある。

再処理施設では燃料油としてLSA重油を用いているが、これは汎用的に広く用いられている物質であり、安全データシート(以下、「SDS」という。)⁽²⁾を参照しても、避けるべき材料として特に注意喚起は無い。

一方、再処理施設では、再処理プロセスにおける有機溶媒としてT B Pとn-ドデカンを大量に使用している。SDSを参照したところ、T B Pについては「アクリル樹脂などのプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。」とある。再処理施設では、T B Pとn-ドデカンを混合して使用していることから、保守的にこれらの化学薬品について検討すべき化学薬品として選定することとした。

金属の腐食に関しては、再処理施設で使用している非水溶液の化学薬品が金属に影響を与えるという知見は無い。これは、溶液中の水素イオンが酸化(腐食・溶解)を引き起こすとされているが、非水溶液中にはそれに該当する酸化剤は存在しないためと考えられる。さらに、T B P

及びn-ドデカン⁽³⁾のSDSによると、安全な容器包装材料としてステンレスと記載されており、影響が無いことが確認できる。このため、非水溶液は金属に対して影響を与えないとみなした。

化学薬品の非水溶液の反応性による分類結果を第4.3表に示す。

第4.3表 非水溶液の反応性による分類結果

分類前の化学薬品	非水溶液の化学薬品 (4.1参照)	
分類形態	非水溶液の化学薬品の反応性による分類	
	有機溶媒	その他
分類後の化学薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・ T B P ・ n-ドデカン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料油
選定の考え方	選定する (SDS記載を参照)	選定しない (<u>プラスチック及び金属への影響がないため</u>)

5. 気体の化学薬品の分類

2項で選定した、常設の配管・貯槽で使用する気体の化学薬品において、化学薬品防護対象への腐食又は劣化による化学的損傷を考えるため、腐食性の気体と非腐食性の気体に分類して検討した。

再処理施設で使用する気体のうち、NO_xガスは腐食性の気体であり、酸素、窒素、水素は腐食性を示さない気体である。

金属に対するNO_xガスの腐食性については、自動車の排気ガスや環境に含まれるものとしては広く文献があるものの、NO_xガスが漏えいしたことを想定する条件での文献は十分ではない。このため、NO_xガスの腐食性の度合いを調査するための腐食試験を実施し、化学薬品防護対象設備への影響を評価した。

気体の化学薬品の腐食性による分類結果を第5表に示す。

第5表 化学薬品の腐食性による分類結果

分類前の化学薬品	常設の配管・貯槽で使用・保管する気体の化学薬品 (<u>3項</u> 参照)	
分類形態	化学薬品の腐食性による分類	
	腐食性	非腐食性
分類後の化学薬品	・NO _x ガス	・酸素 ・窒素 ・水素
選定の考え方	選定しない (<u>7. 1</u> 炭素鋼の浸漬試験結果参照)	選定しない (<u>ガスによる腐食の影響がないため</u>)

6. 化学薬品の漏えいによる損傷を検討する構造部材の選定

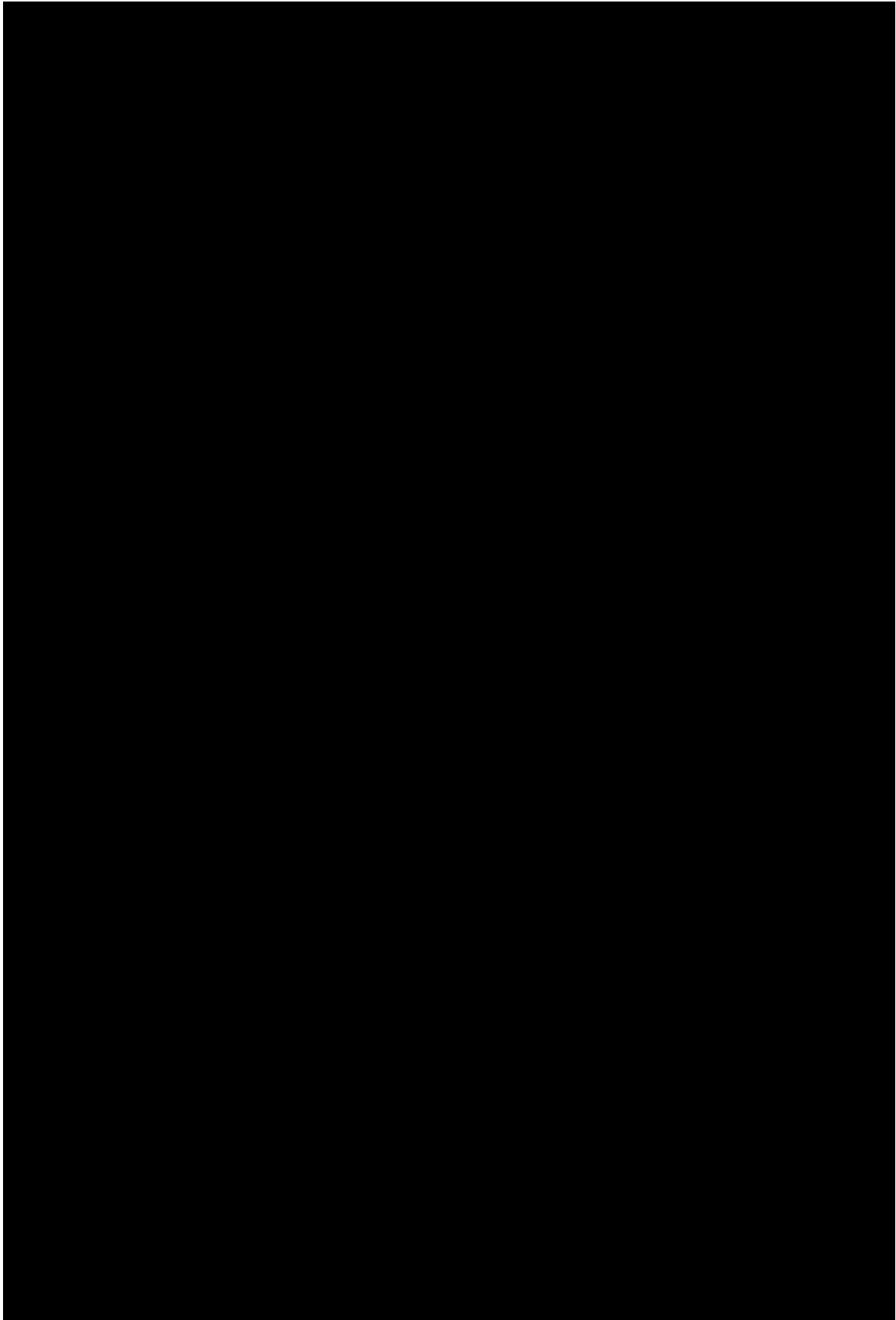
再処理施設における安重施設の主な構成部材を第6表に示す。

第6表 安重設備で使用されている主な構造部材

材質		安重設備での使用例
鉄	炭素鋼	化学薬品以外の貯槽，配管，フィルタ類，ダクト，回転機器 等
	ステンレス鋼	化学薬品を含む塔槽類，配管 等
ジルコニウム		溶解槽
ハステロイ		焙焼炉，還元炉
コンクリート		躯体
プラスチック	PVC	ケーブル被覆 等
	ポリエチレン	遮へい扉，遮へいスラブ 等
ガラス	ほうけい酸ガラス	遮へい窓

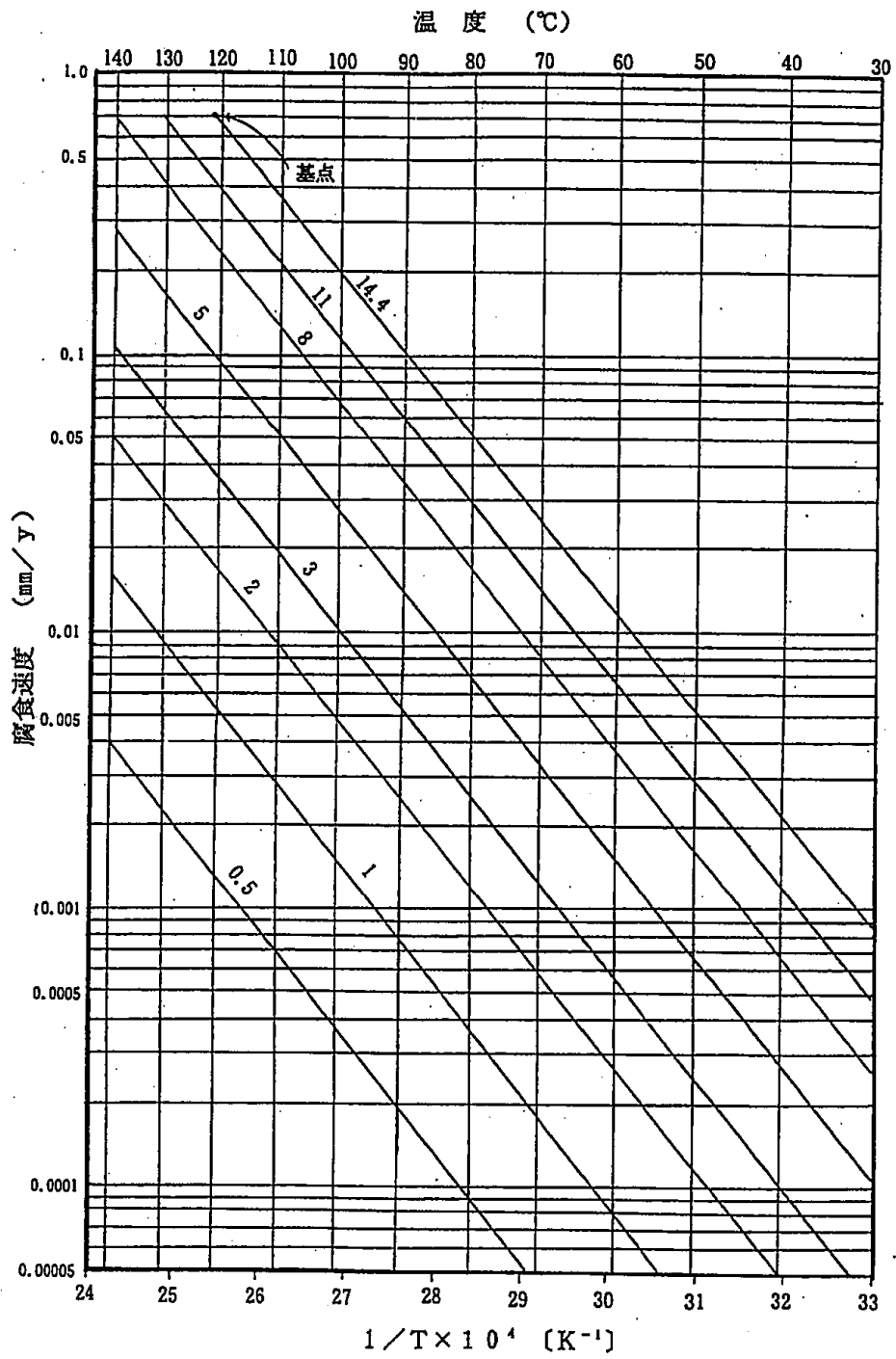
構造部材のうち、金属材料の代表組成を別紙に示す。ステンレス鋼及びジルコニウムは、耐食性に優れた材質であり、耐薬品性を有する構造部材とされている。再処理施設で使用されている構造部材は、第7回設工認申請における材料選定フロー（第6-1図参照）に従い選定されており、耐食性が要求される箇所には一般用材ではなくジルコニウムもしくはステンレス鋼が選定される。

なお、当該フロー中で耐食性を要求する腐食環境として、硝酸濃度0.2 mol/L以上としているが、これは100℃における硝酸中のステンレス鋼の腐食速度が硝酸濃度0.2 mol/Lで約0.01 mm/yと十分に小さくなることから設定したものである（第6-2図参照）。これより、0.2 mol/L未満の硝酸溶液は検討すべき化学薬品として選定しない。



第6-1図 材料選定フロー

■ については商業機密の観点から公開できません。



第6-2図 SUS304Lの腐食評価線図

※本グラフは、SUS304Lに対して評価したものであり、SUS304とは腐食速度が異なるため、注意が必要である。

ハステロイは耐熱性、耐食性に優れた材質であり⁽¹⁾、ウラン・プルトニウム混合脱硝施設の焙焼炉、還元炉に用いられている。これらについては、化学薬品の漏えいによる損傷を検討する構造部材としない。

コンクリートは、砂、砂利、水などをセメントで凝固させた硬化物である。硝酸に作用するが、表面に生成する劣化層により顕著な侵食は確認されず⁽⁴⁾、また十分な厚さがあることから、安全機能として求められる閉じ込めや遮へい機能が化学薬品の漏えい発生からその処理期間までにおいて喪失されることは考え難い。このため、化学薬品の漏えいによる損傷を検討する構造部材としない。

ガラスは、二酸化ケイ素を主成分とし、各種化学薬品の保管容器として用いられており、フッ化水素など、一部の薬品を除いて腐食されることはない。このため、化学薬品の漏えいによる損傷を検討する構造部材としない。

炭素鋼及びプラスチックについては、特に耐薬品性を有しているという根拠が無い⁽⁴⁾ため、耐薬品性が無い構造部材として選定し、後述する腐食試験の対象とする。

7. 腐食試験による確認

4項及び5項において分類・選定した化学薬品について、6項で選定した影響を評価する構造部材との組合せにより実際に生じる化学的損傷の影響を検討するために腐食試験を実施した。

本試験は、構成部材に対する化学薬品の影響を定性的に把握するためのものであることから、試験条件は、再処理施設において漏えいが発生した際に想定される化学薬品の濃度や温度を踏まえて設定した。

7. 1 炭素鋼の腐食試験

NO_xガスによる金属材料への影響を評価するため、炭素鋼試験片をNO_xガス中に曝露する腐食試験を実施した。また、比較として試験片を硝酸溶液に浸漬する腐食試験も実施した。試験条件を第7.1表に示す。

試験片として炭素鋼を選択したのは、耐食性を要求しない一般用材として広く適用される材料であり、化学薬品の腐食性を比較するのに適しているためである。試験方法は、ステンレス鋼に対する浸漬試験方法として定められているJIS規格（JIS G0573 ステンレス鋼の65%硝酸腐食試験方法）を参照し、影響を考慮する化学薬品に直接接触させることで実態を模擬した条件としており、妥当と判断する。

第7.1表 炭素鋼の腐食試験の条件

項目	NO _x ガス曝露試験	硝酸浸漬試験
試験片	炭素鋼	
浸漬させる化学薬品	NO _x ガス (6 mol/L硝酸溶液に炭素鋼を浸漬させて発生)	0.2, 6, 13.6 [mol/L]の硝酸溶液
試験時間	最大160時間	1時間, 6時間で評価
試験温度	室温	

再処理施設内の炭素鋼は、塗装や亜鉛めっき等の防食処理が施されているが、塗膜の保護性を無視した保守的な評価とするため、非塗装の試験片を使用した。

硝酸浸漬試験に用いる硝酸は、濃度により鉄に対する腐食性が大きく変動することが知られていることから（第6-2図参照）、再処理施設で用いる最大濃度（13.6 mol/L）を最大として3点を設定した。

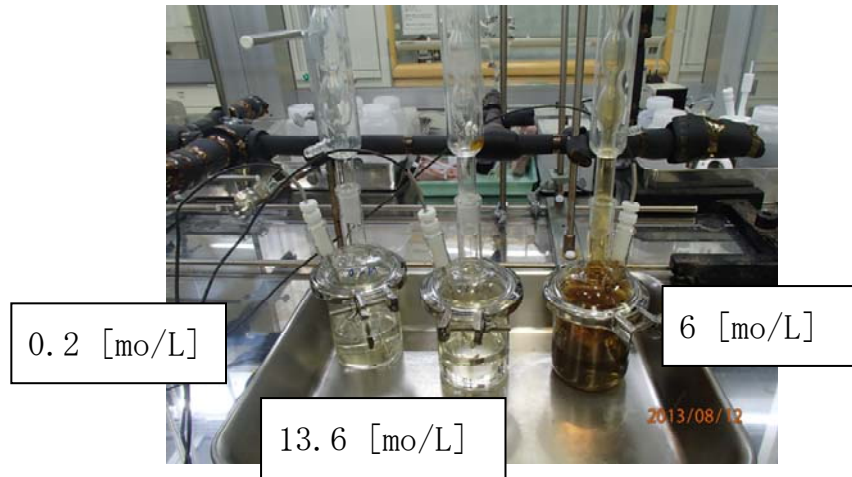
試験時間は、腐食速度が時間経過により増大するものではないことを踏まえて、腐食速度の測定に必要な時間として最大6時間とした。

NO_xガス曝露試験の試験結果を第7.1-1図に、硝酸浸漬試験の結果を第7.1-2図に示す。NO_xガスによる炭素鋼の腐食速度は0.0014 mm/hとなり、0.2 mol/L硝酸での腐食速度0.016 mm/hと比べても、十分小さい値であった。



NO _x ガス 濃度	0～24 [h]	24～47 [h]	47～138 [h]	138～162 [h]	162[h] 累計
成り行き	0.0019 [mm/h]	0.0017 [mm/h]	0.0009 [mm/h]	0.0025 [mm/h]	0.0014 [mm/h]

第7.1-1図 炭素鋼のNO_xガス曝露試験結果



硝酸濃度	0～1 [h]	1～6 [h]	6 [h] 累計
0.2 [mol/L]	0.025 [mm/h]	0.014 [mm/h]	0.016 [mm/h]
6 [mol/L]	1.109 [mm/h] 以上	—	—
13.6 [mol/L]	0.002 [mm/h]	<0.001 [mm/h]	0.001 [mm/h]

第7.1-2図 炭素鋼の硝酸浸漬試験結果

試験の結果， NO_x ガスについては，硝酸と比較して腐食速度が十分に小さく，有意な影響がみられないことから，検討すべき化学薬品として選定しない。

7. 2 プラスチックの腐食試験

化学薬品による化学合成素材であるプラスチックへの劣化影響を評価するため，選定した化学薬品にプラスチックを浸漬させた試験を実施した。試験条件を第7.2表に示す。

7.2表 プラスチックの腐食試験の条件

試験片	ケーブル被覆 (PVC：ポリ塩化ビニル)
浸漬させる化学薬品	0.2, 6, 13.6 [mol/L]の硝酸溶液 T B Pとn-ドデカンの混合溶液 10[mol/L]の水酸化ナトリウム溶液
試験時間	化学薬品への浸漬時間：最大7日間
浸漬温度	室温

浸漬する試験片は、安重設備で使用されている主な構造部材から、化学薬品防護対象設備の外面に有意な面積のプラスチックが露出しているケーブル被覆を対象とした。ケーブル被覆の素材には、一般にポリ塩化ビニル (PVC) やポリエチレン等が用いられている⁽⁵⁾が、両者の耐薬品性に大きく差が無い⁽⁵⁾ことからポリ塩化ビニルを試験片として選定した。また、同じポリ塩化ビニルの被覆でもメーカーにより製品が異なるため、複数種のケーブル被覆に対して試験を実施した。

浸漬させる化学薬品として硝酸、T B Pとn-ドデカンの混合溶液、水酸化ナトリウム溶液を選定した。金属においては硝酸濃度により腐食の影響度合いが異なるため、本試験においても同様に3種の濃度の硝酸を設定した。有機溶媒については、再処理施設内での使用形態に合わせてT B Pとn-ドデカンの混合溶液とし、水酸化ナトリウムについては、一般に、ポリ塩化ビニルはアルカリに耐性があることから、高濃度である10 mol/Lを代表として設定した。ただし、試験途中で浸透が確認された試験片については、その時点で試験終了とした。

試験結果を第7.2図に示す。T B Pとn-ドデカンの混合溶液においては、いずれのケーブルでも5～7日経過後に被覆内部への溶液の浸透が見られたため、そこで試験を終了した。その他の硝酸、水酸化ナトリウ

ムの溶液については、最大32日間の試験期間において被覆内部への溶液の浸透は確認できなかった。



化学薬品		表面等の変化	化学薬品の透過
硝酸	0.2	変化無し	被覆内側への透過の痕跡は確認できず
	6, 13.6	表面に変色有り 試験液に変色が発生	
TBP + n-ドデカン		気液界面に膨張有り	浸漬 5 ~ 7 日で内側への浸透有り
水酸化ナトリウム		乾燥後、表面に白色の変色有り	被覆内側への透過の痕跡は確認できず

第7.2図 プラスチックの浸漬試験結果

試験結果より、ケーブル被覆内部への浸透が認められたTBPとn-ドデカンを検討すべき化学薬品として選定した。硝酸においては内部への浸透は認められなかったものの、0.2 mol/L以外でケーブル被覆の変色等の劣化が確認されたことから、化学薬品防護対象設備への影響を緩和

するために、0.2 mol/L以上の硝酸を含む溶液を検討すべき化学薬品として選定した。

なお、NO_xガスは空気中の湿分により硝酸を形成するため、炭素鋼の浸漬試験で0.2 mol/Lと比較しても十分に小さな影響であったことから、プラスチックに対しても有意な影響はないものと判断し、検討すべき化学薬品として選定しないこととした。

8. 検討する化学薬品のまとめ

7. 1 及び 7. 2 の腐食試験結果を鑑み、12条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止において検討する化学薬品を第8表に示す。

第8表 12条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止において

検討する化学薬品

薬品の種類	再処理施設で使用する化学薬品						
	可搬型容器で使用	常設の配管・貯槽で使用					
		液体			気体		固体
		0.2mol/L以上の硝酸溶液	TBP n-ドデカン	左記以外の液体	NO _x ガス	左記以外の気体	
金属に作用	(運用で管理)	○	—	—	—	—	—
プラスチックに作用		○	○	—	—	—	—
検討化学薬品の選定	—	選定	選定	—	—	—	—

9. 参考文献

(1) 石原只雄 監修「最新 腐食事例解析と腐食診断法」株式会社テクノシステム

(2) 「安全データシート (ENEOS LSA重油)」JXTGエネルギー株式会社

(https://www.no.e.jxtg-group.co.jp/business/sds/gasoline/pdf/13014_r.pdf)

(3) 「製品安全データシート (No.10500 n-ドデカン)」関東化学

(4) 田中斉, 柘田佳寛「硫酸および硝酸によるコンクリートの化学的腐食進行に関する実験」日本建築学会構造系論文集 第73巻 第625号 pp355-361 (2008.3)

(5) 「住電日立ケーブル設備用電線ケーブルガイドブック」日立住電ケーブル

各種金属材料の組成 (代表例)

①炭素鋼

種類の記号	C	Si	Mn	P	S
SS400	≒		≒	0.050 以下	0.050 以下
S25C	0.22～ 0.28	0.15～ 0.35	0.30～ 0.60	0.030 以下	0.035 以下

②ステンレス鋼

種類の記号	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	Cu	N	その他
SUS304	0.08 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	8.00 ～ 10.50	18.00 ～ 20.00	≒	≒	≒	≒
SUS304L	0.030 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	9.00 ～ 13.00	18.00 ～ 20.00	≒	≒	≒	≒
SUS316	0.08 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	10.00 ～ 14.00	16.00 ～ 18.00	2.00 ～ 3.00	≒	≒	≒
SUS316L	0.030 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	12.00 ～ 15.00	16.00 ～ 18.00	2.00 ～ 3.00	≒	≒	≒

③ジルコニウム

種類の記号	Zr + Hf	Hf	Fe + Cr	H	N	C	O
R-Zr	99.2 以上	4.5 以下	0.2 以下	0.005 以下	0.025 以下	0.05 以下	0.16 以下

④ハステロイ

種類の記号	Ni	Cr	Mo	W	Fe	Cu	C	その他
Hastelloy C-22	残	22	13	3	3	≒	0.015 以下	≒
Hastelloy G-30	残	30	5	3	15	1.7	0.03 以下	Nb+Ta : 0.7

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 3 - 3 (1 2 条)

作業員の安全確保に係る対応について

1. 基本的な考え方

再処理施設は、原子力施設であるとともに、化学工場であることから、放射性物質のみならず、化学薬品の人体への危険性・有害性を認識し、化学薬品の取扱いに係る法令及びこれまでの経験に基づき、設備対応と運用管理を行い、作業従事者の安全を確保している。

具体的には、放射性物質に関する以下の対応を実施している。

- (1) 放射性物質を内包する機器・配管は、その放射能濃度に応じた耐震クラス、機種区分に基づいて、設計を行う。
- (2) 放射能濃度の高い流体を内包する機器・配管は、原則として、セル等の人がアクセスしないエリアに配置し、漏えい時の作業員への被ばくの影響を抑制する配置設計とする。

加えて、化学薬品に関する以下の対応を実施している。

- (1) 化学薬品の取扱いに係る法令及び過去の経験に基づき、漏えいの発生防止及び作業員の保護を図っている。
- (2) 化学薬品を内包する機器・配管は、ステンレス鋼等の腐食し難い材料を使用し、接合部のガスケットには、耐薬品性の材料を選定し、漏えいの発生を防止している。
- (3) 万一の化学薬品の漏えいに備え、作業員が安全に避難するために必要な社内規定を定めるとともに、必要な資機材の配備を行う。
- (4) 化学薬品の取扱い及び漏えい時の対応について、保安教育等により、作業員に周知徹底する。

2. 化学薬品に関する労働安全衛生法等に基づく対応

労働安全衛生法，消防法等の要求に対し，以下の対応を行い，化学薬品に対する安全を確保している。

法令	要求事項	対応
労働安全衛生法 【特化則】	作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣，保護手袋，保護長靴，呼吸用保護具等必要な保護具を使用させること。(第 22 条)	作業に当たっては，作業場所には化学薬品の種類に応じた適切な保護具をあらかじめ配備する。
	地上の安全な場所に避難することができる二つ以上の出入り口を設けること。(第 18 条)	安全な場所に避難することができるように，避難経路上に，二つ以上の出入り口を設ける。
	接合部等の漏洩防止措置(ガスケット等)を講じること。(第 14 条)	フランジ接合部には，適切なガスケットを用いる等の漏えいし難い構造とするとともに，必要に応じて飛散防止カバーを取り付ける。
	当該物質の種類，温度，濃度等に応じ，腐食し難い材料で造り，内張りを施す等の措置をすること。(第 13 条)	貯蔵タンク及び配管は，ステンレス等の腐食し難い材料で構成する。
	作業者が見やすい位置に当該原材料の種類，送給の対象設備その他必要な事項を表示すること。(第 17 条)	貯蔵タンク及び配管には，化学薬品を識別できる表示を設ける。
	第一類物質又は，第二類物質を製造し，又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは，洗眼，洗身又はうがいの設備，更衣設備，又は洗濯のための設備を設けること。(第 38 条)	化学薬品を取り扱う場所の近くには，シャワー，洗眼器等の洗浄用資機材を配備する。
労働安全衛生法 【労働安全衛生規則】	化学設備から危険物が大量に流出した場合等，危険物の爆発，火災等による労働災害発生の際に危険があるときには直ちに作業を中止し，労働者を安全な場所に退避させること。(第 274 条の 2)	保安教育等によって，被災時の緊急対応等を作業員に周知徹底する。
消防法	液体の危険物を取り扱うタンクの周囲には，防油堤(堰)を設けること。(第 13 条の 3)	液体の化学薬品を取り扱うタンクの周囲には，万一全量漏えいした場合でも，貯留できる堰を設ける。
化学プラントにおけるセーフティアセスメント	取扱いされている物質の潜在的危険性は十分に把握されており，危険性物質の不時放出に対する予防対策がとられていること。(基発第 149 号 平成 12 年 3 月 21 日)	保安教育等によって，被災時の緊急対応等を作業員に周知徹底する。

3. 現場作業時の対応

化学薬品及び放射性物質を取り扱う建屋で実施する作業に当たっては、作業における化学薬品及び放射性物質による被災等のリスクを作業計画段階で評価し、評価したリスクに対して、以下のような対応を行うことにより、作業員の安全を確保する。

- (1) 使用薬品、放射性物質の物性・危険性・有害性に応じて、適切な保護具を選定し、作業リスクに応じて、作業時に装着する等の装備方法を定める。
- (2) 作業環境の線量評価を行い、必要な放射線防護装備を着用する。
- (3) 化学薬品を取り扱う作業時には、必要な吸収剤、中和剤を準備して、作業を実施する。
- (4) 作業前にTBM^{※1}、KY^{※2}を実施することで、作業員全員が存在するリスクの認識とリスクに対して必要な対応策を確認する。

※1 TBM（ツールボックスミーティング）：作業の内容や方法・段取り・問題点について、作業前等に話し合い、指示伝達を行うもの

※2 KY（危険予知）：事故・災害を防ぐため、作業開始前に作業上の危険を予想し、作業従事者同士が確認し合うこと

4. 作業リスクに応じた保護具の装着

作業員は、作業安全管理要領や放射線管理計画書に従い、管理区域内での作業に当たって、作業環境並びに取り扱う化学物質の物性・危険性・有害性に応じて、適切な保護具を保護具を適切に装着することにより、放射性物質・化学薬品の万一の漏えいに備える。

保護具の例



半面マスク



(半面マスクの着用例)



耐薬品性手袋



ケミカルスーツ



防毒マスク

5. 漏えい発生時の作業員の避難

地震により、放射性物質・化学薬品の漏えいが発生した場合、作業員は消防計画、危険物予防規程、管理区域からの緊急避難対応細則等に従い、セーフティマップに示された所定の避難通路から、現場状況に応じた適切なルートを選択して、建屋外に避難する。

避難の際、異常・非常時対策要領に従い、作業員は、現場の状況に応じて、必要な装備を以下のように装着する。

- (1) 放射性物質による内部被ばくを防止するため、放射性物質が漏えいしているおそれがある場合は、直ちに常時携行している半面マスクを装着する。
- (2) 化学薬品の吸引を防止するため、化学薬品が漏えいしているおそれがある場合は、常時携行している半面マスクに、あらかじめ現場に配備している防毒用のフィルタカートリッジを取り付け、装着する。
- (3) 化学薬品による被災を防止するため、化学薬品の漏えいの状況に応じて、あらかじめ現場に配備しているケミカルスーツ等を装着する。

建屋外に避難の後、あらかじめ定められた場所に集合する。

避難の際、放射性物質や化学薬品が付着したおそれがある場合は、核燃料物質使用施設保安管理要領、作業安全管理要領等に基づき、以下の対応を行う。

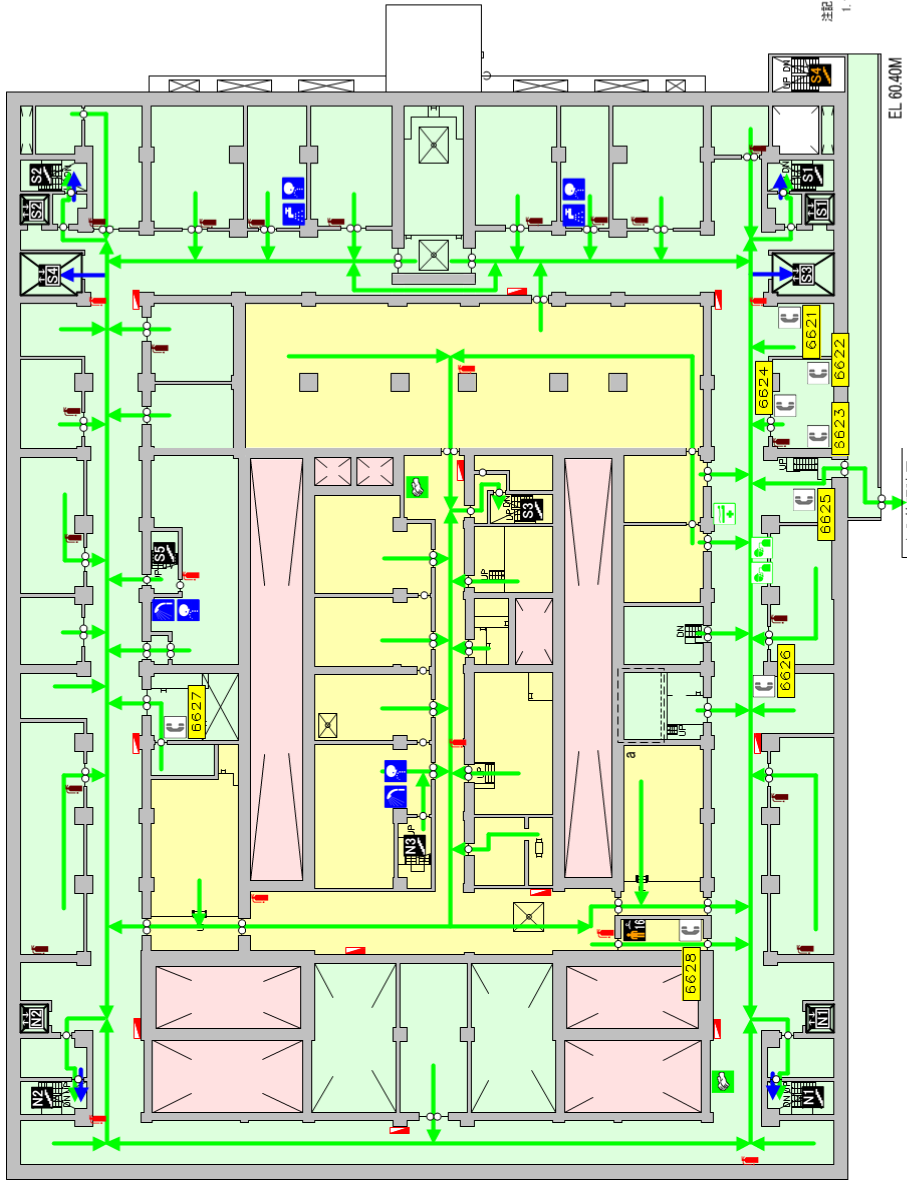
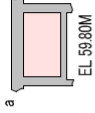
- (1) 放射性物質が皮膚に付着した場合は、患部の状況を確認し、除染の可否を判断する。
- (2) 放射性物質により汚染した可能性がある場合には、放管員によるサ

ーベイを実施し，必要に応じて除染を実施する。

- (3) 化学薬品が皮膚に付着した場合は，大量の水で洗浄する。
- (4) 軽度の薬傷の場合は，ウェスによる拭き取り，中性洗剤による洗浄の順で除染を実施し，重度の薬傷の場合は，事業所内診療所に搬送し，産業医による診断・処置を実施する。
- (5) 化学薬品が眼に入った場合は，洗眼器で洗眼する。

凡 例

	: シンク
	: 粉末消火器
	: CO2消火器
	: 火警報
	: 緊急避難出口
	: 避難(小待)出口
	: 避難(大待)出口
	: 非常用階段
	: エレベーター
	: エスカレーター
	: 出口(常時)
	: 閉鎖
	: 閉鎖(口閉鎖)
	: 緊急設置



管 理 区 域	
	: A区棟(汚染のほたけの区画)
	: A区棟以外の区画
	: グリーン区画
	: グリーン区画
	: イロロー区画
	: レッド区画
	: レッド区画

注記
1. サブチェンジングルームには、シャワー・アイシャワー・手洗いが設置されている。

精製建屋 地上2階

セーブダイヤモンドの例

6. 漏えい発生時の対応に必要な資機材の配備

漏えい発生時の対応に必要な資機材は、あらかじめ配備する。

- (1) 核燃料物質使用施設保安管理要領等に基づき、放射性物質による被災（皮膚への付着，眼への進入等）を想定し，除染用具を配備する。



- (2) 化学薬品による被災を想定し，作業安全管理要領等に基づき，洗眼器・シャワー等を配備するとともに，セーフティマップを作成し，これらの設備の場所を現場に明示する。



7. 漏えい発生時の対応に係る教育訓練

放射性物質・化学薬品の漏えいが発生した際に、確実な対応ができるよう、漏えい時の対応について、保安教育・訓練等により、作業員に周知徹底する。

教育・訓練の内容については、更なる充実を図る。

教育・訓練項目	実施内容	頻度
保安教育	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等の取扱いに関すること ・非常の場合に採るべき処置に関すること 	入所時 (3年に1回再教育), 1回/年
化学物質取扱教育	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の周知 ・化学物質の管理組織, 職務 ・化学物質の安全取扱 ・化学物質の保管, 管理 ・取扱物質の SDS (Safety Data Sheet/安全データシート) ・保護具の取扱 ・異常時の措置 	1回/年
漏洩等初動対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい事象の発見, 関係箇所への連絡通報 ・現場対応者による漏えい箇所確認・隔離操作・環境測定 ・現場指揮者(当直長)の指示による現場対応 ・保護具の取扱 ・漏えい液回収・サンプリング ・復旧対応 	1回/年
事象発生時資機材使用訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の設置場所, 種類, 数量の確認 ・空気呼吸器の使用方法 ・汚染時対応キットの使用方法 	2回/年
消防活動訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・空気呼吸器の使用方法 	1回/年

以上

令和元年 11 月 8 日 R1

補足説明資料 4 - 1 (1 2 条)

再処理施設における「事業指定基準規則」

に基づく防護対象設備の抽出

(化学薬品の漏えいと内部火災における防護対象の比較)

1. はじめに

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「事業指定基準規則」という。)第十二条(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)及び同第五条(火災等による損傷の防止)において、それぞれの事象に対し、「冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等」及び「臨界防止、閉じ込め等」の安全機能を損なわないことを要求している。

以下に化学薬品の漏えい防護及び内部火災防護のそれぞれにおける防護対象について整理した。

2. 要求内容と選定の考え方

化学薬品の漏えい防護及び内部火災防護に対する要求内容と防護対象設備の選定の考え方について、第1表に整理する。

第1表 要求内容と設備選定の考え方

	審査基準及び事業指定基準規則の解釈 (ガイド含む)における要求内容	防護対象設備の選定の考え方
内部 火災	<p>【事業指定基準規則の解釈】 火災又は爆発の発生を想定しても、臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なわないこと。</p> <p>【審査基準】 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵及び閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画に火災防護対策を講じること。</p>	<p>審査基準に記載される「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能並びに放射性物質の貯蔵及び閉じ込め機能」を、<u>事業指定基準規則</u>の用語の定義に記載される「安全上重要な施設」より選定する。</p>
化学薬品の漏えい	<p>【事業指定基準規則の解釈】 想定される化学薬品の漏えいに対し、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないこと、安全機能を有する施設の構成部材が腐食すること等による安全機能の喪失を防止すること等をいう。</p> <p>【ガイド】 溢水から防護すべき対象設備は、重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備</p>	<p>ガイドに記載される「重要度の特に高い安全機能を有するもの」を、<u>事業指定基準規則</u>の用語の定義に記載される「安全上重要な施設」より選定する。</p>

3. 化学薬品防護及び火災防護における対象設備の比較

事業指定基準規則に対応した設備毎の防護対象については、詳細を第2表に示す。

以上

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源 9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	非常用所内電源系統	○	○
		臨界安全管理表に寸法が記載されている機器	—	—
		燃焼度計測前燃料仮置きラック	—	—
		燃焼度計測後燃料仮置きラック	—	—
		低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	—	—
		低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	—	—
		高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	—	—
		高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	—	—
		BWR燃料用バスケット	—	—
		PWR燃料用バスケット	—	—
	隣接する低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 上記以外の異なる種類のラック及びバスケット	—	—	
	○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	燃焼度計測装置	○	○
	10 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料取出しピット	—	—
		燃料仮置きピット	—	—
		燃料貯蔵プール	—	—
チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット		—	—	
燃料移送水路		—	—	
15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 冷却設備	燃料送出しピット	—	—	
	バスケット仮置き架台	—	—	
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	○	—	
	プール水冷却系	○	○	
	安全冷却水系	○	○	
補給水設備	○	○		
前処理建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	溶解槽	○	—
		第1よう素追出し槽	—	—
		第2よう素追出し槽	—	—
		中間ポット	—	—
		中継槽	—	—
		清澄機	○	—
		計量前中間貯槽	—	—
		計量・調整槽	—	—
		計量後中間貯槽	—	—
		リサイクル槽	—	—
	計量補助槽	—	—	
	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	不溶解残渣回収槽	—	—
		清澄機	○	—
	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	○	—
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備	○	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ	—	—
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	○	—
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	○	—
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備のよう素フィルタ	○	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機	—	—
	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の排風機	○	○	
	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機	○	○	
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	○	—
		5 上記4の換気系統	前処理建屋換気設備	○
	中継槽セル等からの排気系		○	—
	溶解槽セル等からのA排気系		○	—
	溶解槽セル等からのB排気系		○	—
7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	—		—	
前処理建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—		
上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	—	—		
前処理建屋換気設備の建屋排風機、セル排風機、溶解槽セルA排風機、溶解槽セルB排風機	○	○		
6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	前処理建屋	—	—	
	前処理建屋換気設備(屋外ダクト)	—	—	
	前処理建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	○	—	
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—	
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	○	○	

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目		
			薬品	火災	
前処理建屋(続き)	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	○	○	
		安全蒸気系	○	○	
		安全圧縮空気系	○	○	
	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	溶解設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器	溶解槽	—	—
		○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路	○	○
			エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路	○	○
			溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路	○	○
			エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路	○	○
	12 安全保護回路	第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度による高警報	○	○	
		可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路	○	○	
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下の信号によるせん断停止回路			
		・せん断刃位置異常	○	○	
		・溶解槽溶解液温度低	○	○	
		・硝酸供給槽硝酸密度低	○	○	
		・溶解槽供給硝酸流量低	○	○	
		・可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低	○	○	
		・エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低	○	○	
		・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低	○	○	
		・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低	○	○	
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・溶解槽セル	○	○	
		・中継槽セル	○	○	
		・清澄機セル	○	○	
		・計量・調整槽セル	○	○	
		・計量後中間貯槽セル	○	○	
		・放射性配管分岐第1セル	○	○	
		・放射性配管分岐第4セル	○	○	
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報	○	○	
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統の圧力警報	○	○	
		安全冷却水系(外部ループ)	○	—	
		安全冷却水系(内部ループ)から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管			
		中間ポット	○	—	
		中継槽	○	—	
不溶解残渣回収槽		○	—		
リサイクル槽		○	—		
計量前中間貯槽		○	—		
計量・調整槽		○	—		
計量補助槽		○	—		
計量後中間貯槽		○	—		
○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用		水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用配管			
		ハル洗浄槽	—	—	
		中間ポット	—	—	
		水バッファ槽	—	—	
	中継槽	—	—		
	不溶解残渣回収槽	—	—		
	リサイクル槽	—	—		
	計量前中間貯槽	—	—		
	計量・調整槽	—	—		
	計量補助槽	—	—		
	計量後中間貯槽	—	—		
○ 漏えい液回収系統	溶解槽セル、中継槽セル、清澄機セル、計量・調整槽セル、計量後中間貯槽セル、放射性配管分岐第1セル及び放射性配管分岐第4セルの漏えい液受皿から漏えい液を回収する系統	—	—		
○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統 ○ 安全圧縮空気系から上記9、12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管 ○ 上記3、5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	可溶性中性子吸収材緊急供給系	○	○		
	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	—	—		
	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の加熱器	—	—		

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
分離建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	溶解液中間貯槽	—	—
		溶解液供給槽	—	—
		抽出塔	—	—
		第1洗浄塔	—	—
		第2洗浄塔	—	—
		プルトニウム分配塔	—	—
		ウラン洗浄塔	—	—
		プルトニウム溶液TBP洗浄器	—	—
		プルトニウム溶液受槽	—	—
		プルトニウム溶液中間貯槽	—	—
		第1一時貯留処理槽	—	—
		第2一時貯留処理槽	—	—
		第3一時貯留処理槽	—	—
		第7一時貯留処理槽	—	—
	第8一時貯留処理槽	—	—	
	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	抽出塔	—	—
		TBP洗浄塔	—	—
		抽出廃液受槽	—	—
		抽出廃液中間貯槽	—	—
		抽出廃液供給槽	—	—
		第1一時貯留処理槽	—	—
		第3一時貯留処理槽	—	—
		第4一時貯留処理槽	—	—
		第6一時貯留処理槽	—	—
		第7一時貯留処理槽	—	—
		高レベル廃液供給槽	—	—
	高レベル廃液濃縮缶	—	—	
	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	○	—
		塔槽類廃ガス処理系	○	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	○	—
		パルセータ廃ガス処理系	○	—
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器	—	—
		減衰器	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ	—	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	○	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	○	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機	—	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系の排風機	○	○
	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の排風機	○	○	
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	○	—
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器	—	—
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—
分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道		—	—	
5 上記4の換気系統	分離建屋換気設備 プルトニウム溶液中間貯槽セル等からの排気系	—	—	
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	—	—	
	分離建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	—	—	
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風	—	—	
	分離建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	○	○	
6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	分離建屋	—	—	
	分離建屋換気設備(屋外ダクト)	—	—	
	分離建屋換気設備	○	—	
	汚染のおそれのある区域からの排気系	○	—	
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—	
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風	○	○	
	下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞	—	—	
分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—		
分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—		

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目		
			薬品	火災	
分離建屋(続き)	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源 9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	非常用所内電源系統	○	○	
		分離設備、分配設備、分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器			
		抽出塔	—	—	
		第1洗浄塔	—	—	
		第2洗浄塔	—	—	
		TBP洗浄塔	—	—	
		プルトニウム分配塔	—	—	
		ウラン洗浄塔	—	—	
		プルトニウム溶液TBP洗浄器	—	—	
		プルトニウム洗浄器	—	—	
		プルトニウム溶液受槽	—	—	
		プルトニウム溶液中間貯槽	—	—	
		第1一時貯留処理槽	—	—	
		第2一時貯留処理槽	—	—	
		第7一時貯留処理槽	—	—	
	第8一時貯留処理槽	—	—		
	第5一時貯留処理槽	—	—		
	補助抽出器	—	—		
	TBP洗浄器	—	—		
	○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報	○	○	
	12 安全保護回路	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	○	○	
		プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路	○	○	
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	○	○	
		分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	○	○	
		外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋)	○	○	
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・溶解液中間貯槽セル	○	○	
		・溶解液供給槽セル	○	○	
		・抽出塔セル	○	○	
		・プルトニウム洗浄器セル	○	○	
		・抽出廃液受槽セル	○	○	
		・抽出廃液供給槽セル	○	○	
		・分離建屋一時貯留処理槽第1セル	○	○	
		・分離建屋一時貯留処理槽第2セル	○	○	
		・放射性配管分岐第2セル	○	○	
		・高レベル廃液供給槽セル	○	○	
		○ 冷却設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系の系統の圧力警報	○	○
		高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁	○	○	
		安全冷却水系から第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管			
		溶解液中間貯槽	○	—	
		溶解液供給槽	○	—	
		抽出廃液受槽	○	—	
		抽出廃液供給槽	○	—	
		第1一時貯留処理槽	○	—	
		第3一時貯留処理槽	○	—	
		第4一時貯留処理槽	○	—	
		第6一時貯留処理槽	○	—	
第7一時貯留処理槽		○	—		
第8一時貯留処理槽		○	—		
高レベル廃液供給槽		○	—		
高レベル廃液濃縮缶		○	—		

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
分離建屋(続き)	<p>○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から第9.3-2表に記載の水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管</p> <p>15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等</p> <p>○ 漏えい液回収系統</p> <p>○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統</p> <p>○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9、12及び15項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管</p> <p>○ 上記3、5及び6項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設</p>	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管		
		溶解液中間貯槽	—	—
		溶解液供給槽	—	—
		抽出塔	—	—
		第1洗浄塔	—	—
		第2洗浄塔	—	—
		TBP洗浄塔	—	—
		抽出廃液受槽	—	—
		抽出廃液中間貯槽	—	—
		抽出廃液供給槽	—	—
		プルトニウム分配塔	—	—
		ウラン洗浄塔	—	—
		プルトニウム洗浄器	—	—
		プルトニウム溶液受槽	—	—
		プルトニウム溶液中間貯槽	—	—
		第1一時貯留処理槽	—	—
		第2一時貯留処理槽	—	—
		第3一時貯留処理槽	—	—
		第4一時貯留処理槽	—	—
		第5一時貯留処理槽	—	—
		第6一時貯留処理槽	—	—
		第7一時貯留処理槽	—	—
		第8一時貯留処理槽	—	—
		第9一時貯留処理槽	—	—
		第10一時貯留処理槽	—	—
		溶媒再生系 分離・分配系 第1洗浄器	—	—
		高レベル廃液供給槽	—	—
		高レベル廃液濃縮缶	—	—
		溶解液中間貯槽セル	—	—
		溶解液供給槽セル	—	—
		抽出塔セル	—	—
		プルトニウム洗浄器セル	—	—
		抽出廃液受槽セル	—	—
		抽出廃液供給槽セル	—	—
		放射性配管分岐第2セル	—	—
		高レベル廃液供給槽セル	—	—
		分離建屋一時貯留処理槽第1セル	—	—
		分離建屋一時貯留処理槽第2セル	—	—
		高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	○	○
		分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	○	○
		プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路に係る遮断弁	○	○
建屋給気閉止ダンパ(分離建屋換気設備)	○	○		
計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	—	—		
建屋給気閉止ダンパ	○	○		

○: 評価対象
 —: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
精製建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	プルトニウム溶液供給槽	—	—
		第1酸化塔	—	—
		第1脱ガス塔	—	—
		抽出塔	—	—
		核分裂生成物洗浄塔	—	—
		逆抽出塔	—	—
		ウラン洗浄塔	—	—
		補助油水分離槽	—	—
		TBP洗浄器	—	—
		第2酸化塔	—	—
		第2脱ガス塔	—	—
		プルトニウム溶液受槽	—	—
		油水分離槽	—	—
		プルトニウム濃縮缶供給槽	—	—
		プルトニウム濃縮缶	—	—
		プルトニウム濃縮液受槽	—	—
		プルトニウム濃縮液計量槽	—	—
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	—	—
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	—	—
		リサイクル槽	—	—
		希釈槽	—	—
		プルトニウム溶液一時貯槽	—	—
		第1一時貯留処理槽	—	—
		第2一時貯留処理槽	—	—
		第3一時貯留処理槽	—	—
		第7一時貯留処理槽	—	—
		プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管	—	—
	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu)	—	—
		塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ		
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)の高性能粒子フィルタ	○	—
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	○	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機		
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)の排風機	○	○
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の排風機	○	○
		上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス	—	—
		プルトニウム精製設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	—	—
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器		
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—
		5 上記4の換気系統	精製建屋換気設備 プルトニウム濃縮缶セル等からの排気系	—
	精製建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	—	—	
	グローブボックス等からの排気系	—	—	
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ			
	精製建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—	
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機			
	精製建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	○	○	
6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	精製建屋換気設備(屋外ダクト)	—	—	
	精製建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	—	—	
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—	
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	○	○	
	下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞道			
	分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	
	精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	
8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	○	○	

○: 評価対象
 —: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目			
			薬品	火災		
精製建屋(続き)	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するためのシステム及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	プルトニウム精製設備, 精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器				
		抽出塔	—	—		
		核分裂生成物洗浄塔	—	—		
		逆抽出塔	—	—		
		ウラン洗浄塔	—	—		
		補助油水分離槽	—	—		
		TBP洗浄器	—	—		
		第2酸化塔	—	—		
		第2脱ガスタ	—	—		
		プルトニウム溶液受槽	—	—		
		油水分離槽	—	—		
		プルトニウム濃縮缶供給槽	—	—		
		プルトニウム濃縮缶	—	—		
		プルトニウム濃縮液受槽	—	—		
		プルトニウム濃縮液計量槽	—	—		
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	—	—		
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	—	—		
		リサイクル槽	—	—		
		希釈槽	—	—		
		プルトニウム溶液一時貯槽	—	—		
		第1一時貯留処理槽	—	—		
		第2一時貯留処理槽	—	—		
		第3一時貯留処理槽	—	—		
		第4一時貯留処理槽	—	—		
		プルトニウム溶液供給槽	—	—		
		第1酸化塔	—	—		
		第1脱ガスタ	—	—		
		TBP洗浄塔	—	—		
		プルトニウム洗浄器	—	—		
		抽出廃液受槽	—	—		
		抽出廃液中間貯槽	—	—		
		凝縮液受槽	—	—		
		○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御及び動作機器)	プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報	○	○	
		12 安全保護回路	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	○	○	
			第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	○	○	
			逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	○	○	
			外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(精製建屋)	○	○	
		15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
			・プルトニウム濃縮液受槽セル	○	○	
			・プルトニウム濃縮液一時貯槽セル	○	○	
			・プルトニウム濃縮液計量槽セル	○	○	
			以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報(臨界)			
			・プルトニウム精製塔セル	○	○	
			・プルトニウム濃縮缶供給槽セル	○	○	
			・油水分離槽セル	○	○	
			・放射性配管分岐第1セル	○	○	
			精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)の圧力警報	○	○	
			○ 冷却設備	安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管		
			プルトニウム溶液受槽	—	—	
			油水分離槽	—	—	
プルトニウム濃縮缶供給槽	—		—			
プルトニウム溶液一時貯槽	—		—			
プルトニウム濃縮液受槽	—		—			
プルトニウム濃縮液計量槽	—		—			
プルトニウム濃縮液中間貯槽	—		—			
プルトニウム濃縮液一時貯槽	—		—			
リサイクル槽	—		—			
希釈槽	—	—				
第1一時貯留処理槽	—	—				
第2一時貯留処理槽	—	—				
第3一時貯留処理槽	—	—				

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
精製建屋(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用 	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管		
		プルトニウム溶液供給槽	—	—
		抽出塔	—	—
		核分裂生成物洗浄塔	—	—
		逆抽出塔	—	—
		ウラン洗浄塔	—	—
		補助油水分離槽	—	—
		TBP洗浄器	—	—
		プルトニウム溶液受槽	—	—
		油水分離槽	—	—
		プルトニウム濃縮缶供給槽	—	—
		プルトニウム濃縮缶	—	—
		プルトニウム溶液一時貯槽	—	—
		プルトニウム濃縮液受槽	—	—
		プルトニウム濃縮液計量槽	—	—
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	—	—
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	—	—
		リサイクル槽	—	—
		希釈槽	—	—
		第1一時貯留処理槽	—	—
		第2一時貯留処理槽	—	—
		第3一時貯留処理槽	—	—
		第4一時貯留処理槽	—	—
第7一時貯留処理槽	—	—		
○ 漏えい液回収系統	精製建屋のプルトニウム濃縮液受槽セル、プルトニウム濃縮液一時貯槽セル、プルトニウム濃縮液計量槽セル	○	○	
○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	○	○	
	建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)	○	○	
	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	○	○	
	第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	○	○	
○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9、12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	—	—	
○ 上記3、5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)	○	○	
ウラン脱硝建屋及びウラン酸化物貯蔵建屋	<ul style="list-style-type: none"> 9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 形状寸法管理の機器 	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器		
		脱硝塔	—	—
		シール槽	—	—
		UO ₃ 受槽	—	—
		規格外製品受槽	—	—
		規格外製品容器	—	—
		UO ₃ 溶解槽	—	—
		貯蔵バスケット	—	—
		ウラン酸化物貯蔵容器	—	—
		15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等	脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路	—
○ 計測制御設備	ウラン酸化物貯蔵容器充てん定位置の検知によるUO ₃ 粉末の充てん起動回路	—	○	
○ 計測制御設備に係る動作機器	脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路に係る遮断弁	—	○	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	<ul style="list-style-type: none"> 1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器 	硝酸プルトニウム貯槽	—	—
		混合槽	—	—
		一時貯槽	—	—
		定量ポット	—	—
		中間ポット	—	—
		脱硝装置	○	—
		焙焼炉	—	—
		還元炉	—	—
		固気分離器	—	—
		粉末ホツパ	—	—
		粉碎機	—	—
		混合機	—	—
		粉末充てん機	—	—
		保管容器	—	—
		粉末缶	—	—
		混合酸化物貯蔵容器	—	—
	プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管	—	—	

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備(屋外ダクト)	—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	○	—
		安全上重要な施設の固気分離器からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル排気系統への接続部までの系統	—	—
		高性能粒子フィルタ(空気輸送)	○	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ		
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	○	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機		
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機	○	○
4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等		上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス	—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	—	—
		下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—
5 上記4の換気系統		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 硝酸プルトニウム貯槽セル等及びグローブボックス等からの排気系	○	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ		
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機		
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	○	○
6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備(屋外ダクト)	—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	○	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	○	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	○	○
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—
8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源		非常用所内電源系統	○	○
		安全圧縮空気系	—	—
9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)		臨界安全管理表に寸法が記載されている機器		
		硝酸プルトニウム貯槽	—	—
		混合槽	—	—
		一時貯槽	—	—
		定量ポット	—	—
		中間ポット	—	—
		脱硝装置(脱硝皿)	○	—
		凝縮廃液ろ過器	—	—
		凝縮廃液受槽	—	—
		焙焼炉	—	—
		還元炉	—	—
		固気分離器	—	—
		粉末ホッパ	—	—
		粉碎機	—	—
		混合機	—	—
		粉末充てん機	—	—
		保管容器	—	—
		保管ピット	—	—
		混合酸化物貯蔵容器	—	—
		貯蔵ホール	—	—
		○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御及び動作機器)		粉末缶MOX粉末重量確認による粉末缶払出装置の起動回路

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(続き)	12 安全保護回路	還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	○	○
		還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	○	○
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備に係る計測制御	○	○
		・脱硝装置の温度計による脱硝皿取扱装置の起動回路及び照度計によるシャッタの起動回路	○	○
		・空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路	○	○
		・保管容器充てん定位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	○	○
		・粉末缶充てん定位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	○	○
		・硝酸プルトニウム貯槽セル、混合槽セル及び一次貯槽セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	○	○
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の圧力警報	○	○
		安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管		
		硝酸プルトニウム貯槽	○	—
		混合槽	○	—
		一時貯槽	○	—
		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備貯蔵室からの排気系	—	—
		水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気用の圧縮空気を供給する以下の機器までの配管		
		硝酸プルトニウム貯槽	—	—
		混合槽	—	—
	一時貯槽	—	—	
	○ 漏えい液を回収するための系統	下記のセルの漏えい液受け皿から漏えい液を回収するための系統		
		・硝酸プルトニウム貯槽セル	○	○
		・混合槽セル	○	○
	○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	・一時貯槽セル	○	○
		還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路に係る遮断弁	○	○
○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9、12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	—	—	
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	高レベル濃縮廃液貯槽	—	—
		不溶解残渣廃液貯槽	—	—
		高レベル廃液共用貯槽	—	—
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	—	—
		不溶解残渣廃液一時貯槽	—	—
		高レベル廃液混合槽	—	—
		供給液槽	—	—
		供給槽	—	—
		ガラス溶融炉	—	—
		高レベル廃液の主要な流れを構成する配管	—	—

○: 評価対象
—: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
高レベル廃液ガラス 固化建屋及び第1ガ ラス固化体貯蔵建屋 (続き)	3 上記2の系統及び機器の換気系統及びオフガス 処理系統	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備(屋外ダクト)	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系	-	-
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	-	-
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物 の廃棄施設の高性能粒子フィルタ		
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の高性能粒子	○	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の高性能粒子	○	-
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の高性能 粒子フィルタ	○	-
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス 洗浄器、吸収塔及びルテニウム吸着塔	-	-
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機		
	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の排風機	○	○	
	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設 備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の排風機	○	○	
	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の排風機	○	○	
	4 上記2の系統及び機器並びにせん断工程を収納 するセル等	上記2の系統及び機器を収納するセル及びグローブ ボックス並びにせん断セル	-	-
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1 及び2の配管を収納する配管収納容器		
	5 上記4の換気系統	分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を 接続す る洞道	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備		
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル等からの排気系	○	-
		・固化セル圧力放出系	○	-
		・固化セル換気系	○	-
・固化セル換気系の洗浄塔及びルテニウム吸着塔		-	-	
7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物 の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ				
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の高性能粒 子フィルタ		○	-	
上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風				
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の建屋排風 機、セル排風機、固化セル換気系排風機		○	○	
6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気 系統	高レベル廃液ガラス固化建屋	-	-	
	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(屋外ダクト)	-	-	
	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 汚染のお そののある区域からの排気系	○	-	
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物 の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	○	-	
	上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風	○	○	
	下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞 分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を 接続す	-	-	
8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の 機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	○	○	
	安全圧縮空気系	-	-	
	安全蒸気系	-	-	
11 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するた めの施設	高レベル廃液ガラス固化建屋・第1ガラス固化体貯 蔵建屋の収納管	-	-	
	高レベル廃液ガラス固化建屋・第1ガラス固化体貯 蔵建屋の通風管	-	-	
	以下の室等の遮蔽設備			
	・ガラス固化体除染室	○	-	
	・ガラス固化体検査室	○	-	
	・貯蔵区域	-	-	
	・受入れ室	-	-	
	第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽 設備	-	-	
第1ガラス固化体貯蔵建屋トレンチ移送台車の遮蔽 設備	-	-		

○: 評価対象
-: 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目		
			薬品	火災	
高レベル廃液ガラス 固化建屋及び第1ガ ラス固化体貯蔵建屋 (続き)	12 安全保護回路	固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	○	○	
		固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止	○	○	
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統の圧力警報	○	○	
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の圧力警報	○	○	
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報			
		・高レベル廃液供給槽セル	○	○	
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル	○	○	
		・不溶解残渣廃液貯槽セル	○	○	
		・高レベル廃液共用貯槽セル	○	○	
		・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル	○	○	
		・不溶解残渣廃液一時貯槽セル	○	○	
		・高レベル廃液混合槽セル	○	○	
		・固化セル	○	○	
		結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路	○	○	
		安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管			
		高レベル濃縮廃液貯槽	○	—	
		不溶解残渣廃液貯槽	○	—	
		高レベル廃液共用貯槽	○	—	
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	○	—	
		不溶解残渣廃液一時貯槽	○	—	
		高レベル廃液混合槽	○	—	
		供給槽	○	—	
		供給槽	○	—	
		○ 冷却設備	安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉の流下停止系までの冷却用空気を供給する配管	—	—
		○ 冷却空気用配管	水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気用の圧縮空気を供給する機器までの水素掃気用の配管	—	—
		○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする以下の機器までの水素掃気用の配管	高レベル濃縮廃液貯槽	—	—
			不溶解残渣廃液貯槽	—	—
			高レベル廃液共用貯槽	—	—
			高レベル濃縮廃液一時貯槽	—	—
			不溶解残渣廃液一時貯槽	—	—
			高レベル廃液混合槽	—	—
			供給液槽	—	—
			供給槽	—	—
		○ 漏えい液回収系統	下記のセルの漏えい液受け皿から漏えい液を回収するための系統		
			・高レベル濃縮廃液貯槽セル	—	—
			・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル	—	—
			・高レベル廃液共用貯槽セル	—	—
			・高レベル廃液混合槽セル	—	—
			・不溶解残渣廃液貯槽セル	—	—
			・不溶解残渣廃液一時貯槽セル	—	—
	・固化セル	—	—		
○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	ガラス溶融炉の流下停止系	○	○		
○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9、12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	固化セル隔離ダンパ	○	○		
○ 上記3.5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	—	—		
	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 吸収塔の純水系	—	—		
	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 廃ガス洗浄器、吸収塔及び凝縮器の冷水系	○	—		
	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル内クー	○	○		
	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 固化セル隔離ダンパ	○	○		
○ 高レベル廃液ガラス固化設備	固化セル移送台車	—	—		

○： 評価対象
—： 評価対象外

第2表 再処理施設における事業指定基準規則に基づく防護対象設備の抽出について

建屋	分類	安全上重要な施設	設計項目	
			薬品	火災
その他の主要な施設	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	○	○
		安全蒸気系	○	○
		安全圧縮空気系(かくはん等のための圧縮空気を供給する系統は除く)	○	○
	9 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器	分析済溶液処理系の主要設備の臨界安全管理表		
		分析済溶液受槽	—	—
		分析済溶液供給槽	—	—
		濃縮液受槽	—	—
		濃縮液供給槽	—	—
		抽出液受槽	—	—
		抽出残液受槽	—	—
		分析残液受槽	—	—
	13 排気筒	主排気筒	—	—
		中央制御室	—	○
	14 制御室等及びその換気空調系統	制御建屋中央制御室換気設備	—	○
		安全冷却水系	○	○
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等	チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	—	—
		ハル・イントピース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備	—	—
		主排気筒の排気筒モニタ	—	○

○: 評価対象
 —: 評価対象外

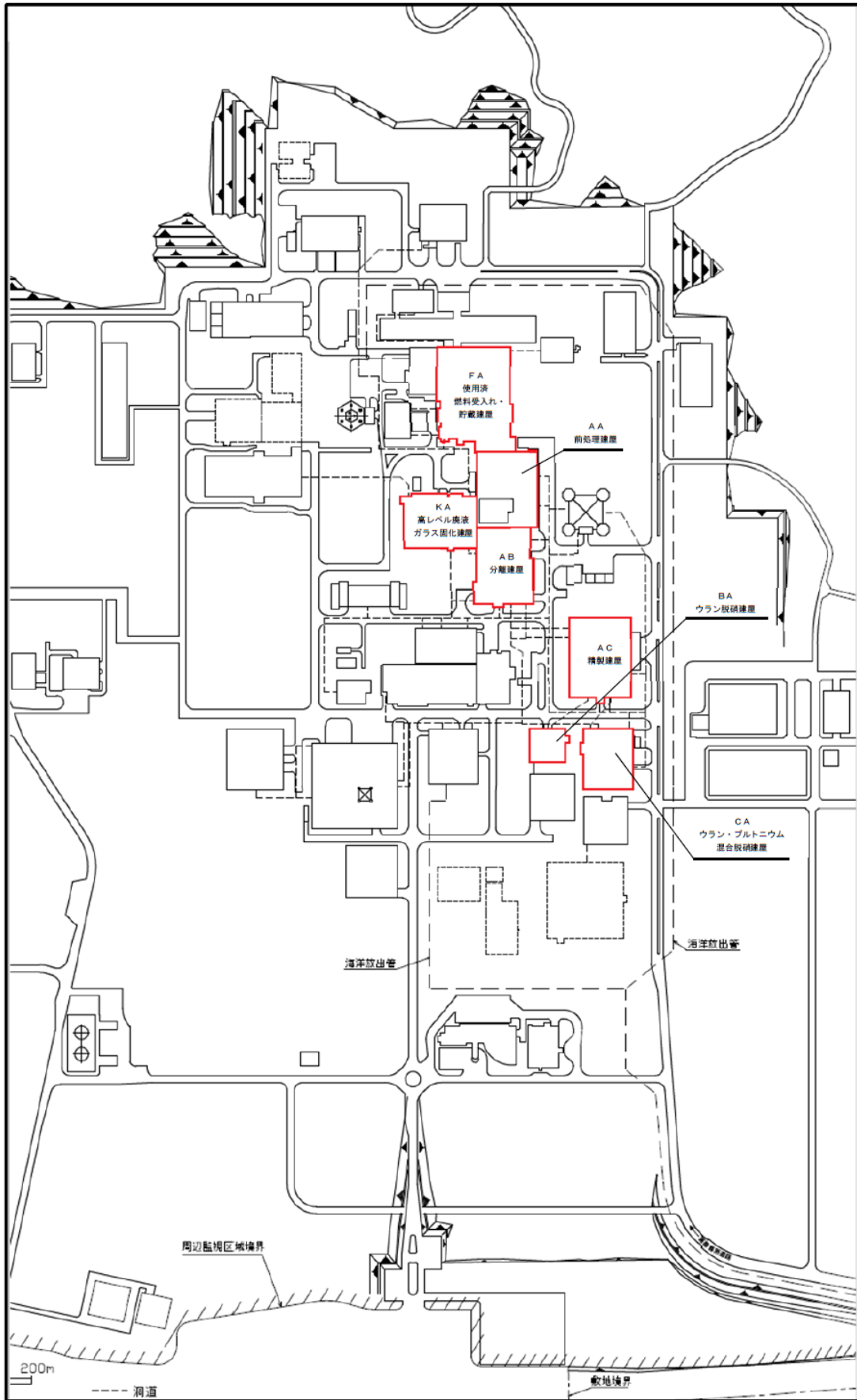
令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4 - 2 (1 2 条)

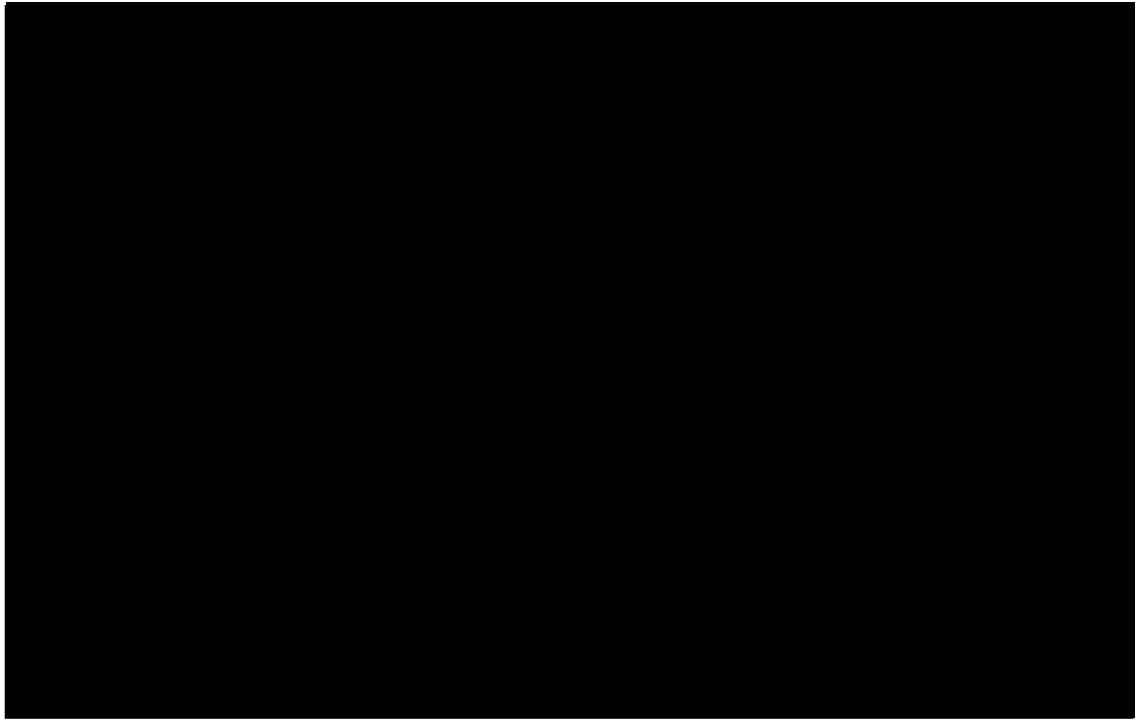
化学薬品防護対象設備リスト及び配置図（例）

4. 2 化学薬品防護対象設備の抽出 第4.2-1 図に示した化学薬品の漏えい影響評価対象の選定フローにより選定された化学薬品の漏えい影響評価対象設備のリスト及び配置（例）について、第1表、第1図及び第2図に示す。

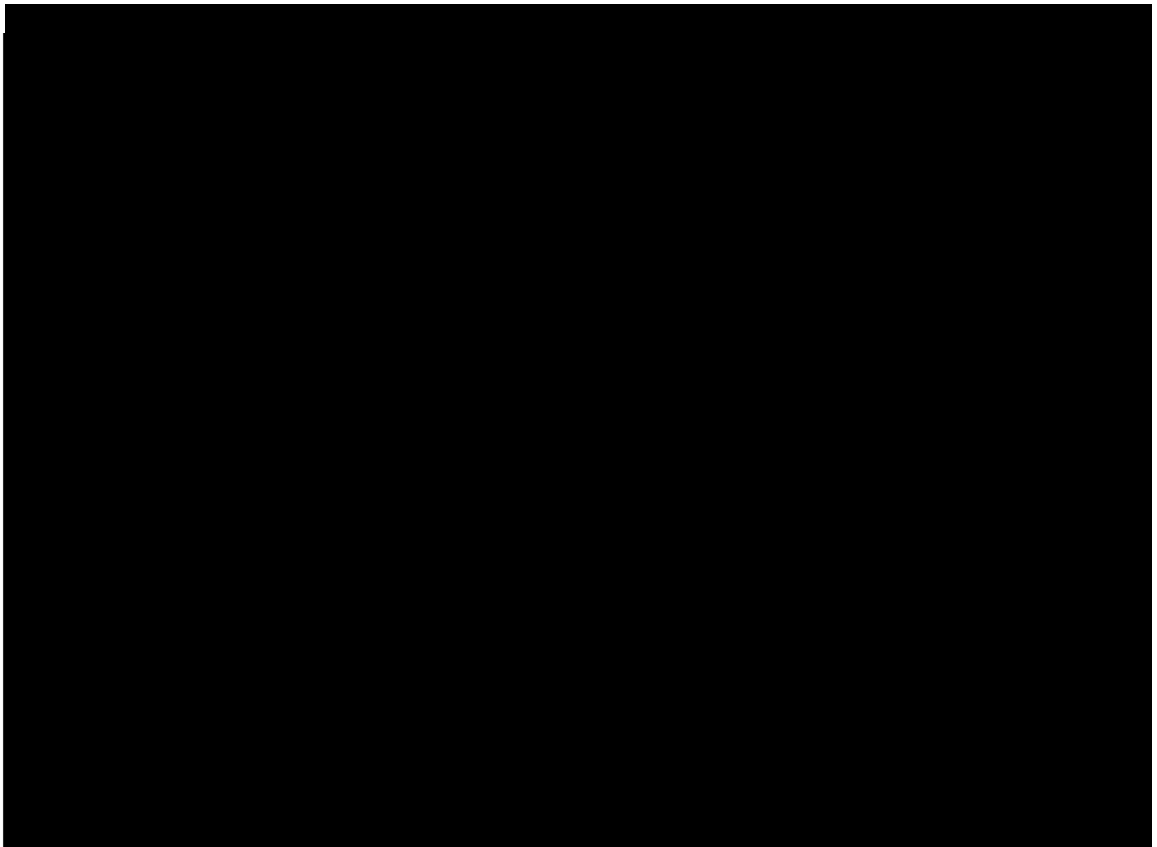
以 上



第1図 化学薬品防護建屋配置図



分離建屋 地下3階(EL. 38.39)



第2図 化学薬品防護対象設備配置図（例）

補 4-2-3

■については商業機密の観点から公開できません。

第1表 化学薬品防護対象設備リスト (例) 分離建屋

【分離建屋】					
設置フロア	区画番号	No.	系統名称	機器名称	機器番号
B3F		1	安全冷却水	配管	—
B3F		2	蒸気	配管	—
B3F		3	電気設備	ケーブル	—
B3F		4	計測制御設備	ケーブル	—
B3F		5	安全保護回路	ケーブル	—
B3F		1	計測制御設備	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度A	
B3F		2	計測制御設備	ウラン濃縮缶加熱蒸気温度B	
B3F		3	計測制御設備	ケーブル	—
B3F		1	冷却水設備 安全冷却水系	冷却水循環ポンプA	
B3F		2	冷却水設備 安全冷却水系	冷却水循環ポンプB	
B3F		3	高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁	
B3F		4	高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁	
B3F		5	安全冷却水	配管	—
B3F		6	電気設備	ケーブル	—
B3F		7	計測制御設備	ケーブル	—
B3F		1	冷却水設備 安全冷却水系	冷却水循環ポンプC	
B3F		2	冷却水設備 安全冷却水系	冷却水循環ポンプD	
B3F		3	安全冷却水	配管	—
B3F		4	電気設備	ケーブル	—
B3F		1	計測制御設備	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度A	
B3F		2	計測制御設備	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度B	
B3F		3	電気設備	ケーブル	—
B3F		4	計測制御設備	ケーブル	—
B3F		5	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		1	建物(遮蔽)	しゃへいスラブ	—
B2F		2	安全冷却水	配管	—
B2F		3	電気設備	ケーブル	—
B2F		4	計測制御設備	ケーブル	—
B2F		5	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		6	分離建屋換気系	ダクト	
B2F		1	分配設備	加熱蒸気しゃ断弁	
B2F		2	分配設備	加熱蒸気しゃ断弁	
B2F		3	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		1	計測制御設備	ケーブル	—
B2F		1	冷却水設備 安全冷却水系	安全冷却水1AポンプA	
B2F		2	冷却水設備 安全冷却水系	安全冷却水1AポンプB	
B2F		3	安全冷却水	配管	—
B2F		4	電気設備	ケーブル	—
B2F		1	冷却水設備 安全冷却水系	安全冷却水1BポンプA	
B2F		2	冷却水設備 安全冷却水系	安全冷却水1BポンプB	
B2F		3	安全冷却水	配管	—
B2F		4	電気設備	ケーブル	—
B2F		1	冷却水設備 安全冷却水系	安全冷却水2ポンプA	
B2F		2	冷却水設備 安全冷却水系	安全冷却水2ポンプB	
B2F		3	高レベル廃液濃縮設備 高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気しゃ断弁	
B2F		4	安全冷却水	配管	—
B2F		5	電気設備	ケーブル	—
B2F		6	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		1	安全冷却水	配管	—
B2F		2	電気設備	ケーブル	—
B2F		3	計測制御設備	ケーブル	—
B2F		4	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		1	安全冷却水	配管	—
B2F		2	電気設備	ケーブル	—
B2F		3	計測制御設備	ケーブル	—
B2F		4	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		1	安全冷却水	配管	—
B2F		2	電気設備	ケーブル	—
B2F		3	計測制御設備	ケーブル	—
B2F		4	安全保護回路	ケーブル	—
B2F		1	安全冷却水	配管	—
B2F		1	計測制御設備	ケーブル	—
B2F		2	安全保護回路	ケーブル	—

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4 - 3 (1 2 条)

評価対象除外リスト

4. 2 化学薬品防護対象設備の抽出 第4.2-1 図に示した化学薬品の漏えい影響評価対象の選定フローにより選定される化学薬品の漏えい影響評価対象から除外された設備を、第1表に示す。

以 上

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
燃料貯蔵設備	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備	燃料送出しピット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	BWR燃料用バスケット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	BWR燃料用バスケット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	PWR燃料用バスケット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	PWR燃料用バスケット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	バスケット仮置き架台(空用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	バスケット仮置き架台(実入り用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	バスケット仮置き架台(実入り用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	バスケット仮置き架台(実入り用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備(その2)	バスケット仮置き架台(実入り用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
プール水冷却系	プール水冷却系熱交換器A		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
プール水冷却系	プール水冷却系熱交換器B		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
プール水冷却系	プール水冷却系熱交換器C		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
プール水冷却系	プール水冷却系ポンプA		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
プール水冷却系	プール水冷却系ポンプB		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
プール水冷却系	プール水冷却系ポンプC		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
プール水冷却系	配管	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	② or 評価対象
補給水設備	補給水槽		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
補給水設備	補給水設備ポンプA		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
補給水設備	補給水設備ポンプB		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
補給水設備	配管	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	② or 評価対象
燃料貯蔵設備	燃料貯蔵プール(PWR燃料用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料取出し設備	燃料取出しピットA		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料取出し設備	燃料取出しピットB		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料取出し設備	燃料仮置きピットA		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料取出し設備	燃料仮置きピットB		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料移送設備	燃料移送水路		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	燃料貯蔵プール(BWR燃料用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	燃料貯蔵プール(PWR燃料用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	燃料貯蔵プール(BWR燃料及びPWR燃料用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット(チャンネルボックス用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット(バーナブルポイズン用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット(チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備	燃料送出しピット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料貯蔵設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット(バーナブルポイズン用)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号	
使用済燃料受入れ設備の計測制御系	(a: 燃焼度を測定し、残留濃縮度を導出する)	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料受入れ設備の計測制御系	(b: 燃料取出し装置の誤操作を防止する)	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料受入れ設備の計測制御系	第1ステップ測定装置A	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)	30(プール水冷却系ポンプA,B,C 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(b: 故障を検知し、警報を発する)		30(プール水冷却系ポンプA,B,C 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 補給水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)	30(補給水設備ポンプA,B 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(a: 補給水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	(b: 故障を検知し、警報を発する)	30(補給水設備ポンプA,B 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	プール水浄化系入口圧力A計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	プール水浄化系入口圧力B計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	プール水冷却系ポンプA計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	プール水冷却系ポンプB計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	キャスク冷却水入口流量A計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	キャスク冷却水入口流量B計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	補給水槽水位A計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料貯蔵設備の計測制御系	補給水槽水位B計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)	30(安全冷却水系冷却水循環ポンプA,B,C 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 冷却水の異常な流出を検知し、自動にて系統分離弁を閉じる)		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(b: 故障を検知し、警報を発する)	30(安全冷却水系冷却水循環ポンプA,B,C 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	安全冷却水系膨張槽A計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	①	
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	安全冷却水系膨張槽B計器架台	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	①	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系監視制御盤1A	30(安全冷却水系冷却水循環ポンプA,B,C 故障検知)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系監視制御盤1B		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系監視制御盤2		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系制御盤1A-1		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系制御盤1B-1		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系制御盤1A-2		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全系制御盤1B-2		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	電気設備制御盤A(非常用)		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	電気設備制御盤B(非常用)		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	電気設備制御盤E(非常用)		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	プール水冷却系ポンプの手動による起動操作及び運転状態表示回路		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	プール水冷却系ポンプの手動による起動操作及び運転状態表示回路		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	プール水冷却系の系統分離弁の手動による起動操作及び閉閉表示回路		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	プール水冷却系の系統分離弁の手動による起動操作及び運転状態表示回路		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	補給水設備ポンプの手動による起動操作及び運転状態表示回路		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	補給水設備ポンプの手動による起動操作及び運転状態表示回路		-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	補給水設備の系統分離弁の手動による起動操作及び閉閉表示回路	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象	

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	補給水設備の系統分離弁の手动による起動操作及び閉閉表示回路		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全冷却水循環ポンプの手动による起動操作及び運転状態表示回路		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全冷却水循環ポンプの手动による起動操作及び運転状態表示回路		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全冷却水系の系統分離弁の手动による起動操作及び閉閉表示回路		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	安全冷却水系の系統分離弁の手动による起動操作及び閉閉表示回路		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	6.9kV非常用メタルクラッドスイッチギヤA		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	6.9kV非常用メタルクラッドスイッチギヤB		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	6.9kV非常用メタルクラッドスイッチギヤE		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	460V非常用パワーセンタA		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	460V非常用パワーセンタB		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	460V非常用パワーセンタE		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	ディーゼル機関		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	ディーゼル機関		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	重油タンクA-1		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	重油タンクA-2		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	重油タンクB-1		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	重油タンクB-2		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	燃料移送ポンプ		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	燃料移送ポンプ		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	燃料デイトンク		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	燃料デイトンク		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	空気だめ		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	空気だめ		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	空気だめ		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	空気だめ		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	第1非常用ディーゼル発電機A制御盤	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	第1非常用ディーゼル発電機B制御盤	-	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	同期発電機		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	同期発電機		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V第1非常用蓄電池A	FA-BAT-A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V第1非常用蓄電池B	FA-BAT-B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V非常用充電器盤A	FA-CHG-A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V非常用充電器盤B	FA-CHG-B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	FA-CHG-E	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	FA-DCD-A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	FA-DCD-B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	110V非常用直流主分電盤E	FA-DCD-E	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	FA-UPS-A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	FA-UPS-B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用無停電交流分電盤A1	FA-UPD-A1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用無停電交流分電盤A2	FA-UPD-A2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用無停電交流分電盤B1	FA-UPD-B1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用無停電交流分電盤B2	FA-UPD-B2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用計測交流電源盤A	FA-ACS-A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	105V非常用計測交流電源盤B	FA-ACS-B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	評価対象

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
精製建屋(その2)	精製建屋の安全上重要な機器等の健全性を確認するためのセル壁の貫通口のプラグ	-	精製建屋	②
精製建屋(その2)	精製建屋の安全上重要な機器等の健全性を確認するためのセル壁の貫通口のプラグ	-	精製建屋	②
精製建屋(その2)	精製建屋の安全上重要な機器等の健全性を確認するためのセル壁の貫通口のプラグ	-	精製建屋	②
精製建屋(その2)	精製建屋の安全上重要な機器等の健全性を確認するためのセル壁の貫通口のプラグ	-	精製建屋	②
精製建屋(その2)	精製建屋の安全上重要な機器等の健全性を確認するためのセル壁の貫通口のプラグ	-	精製建屋	②
精製建屋(その2)	精製建屋の安全上重要な機器等の健全性を確認するためのセル壁の貫通口のプラグ	-	精製建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その1)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その1)	硝酸プルトニウム貯槽セル		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その1)	混合槽Aセル		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その1)	混合槽Bセル		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その1)	一時貯槽セル		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のしゃへい扉		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のその他のしゃへい扉		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のその他のしゃへい扉		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(その2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のその他のしゃへい扉		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化建屋	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液貯槽第2セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽第1セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液貯槽第2セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液共用貯槽セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	不溶解残渣廃液一時貯槽セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽第1セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽第2セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	放射性配管分岐セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽第1セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	供給槽第2セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	固化セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	分配器セル		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス固化体除染室のしゃへい設備		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋	ガラス固化体検査室のしゃへい設備		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋	貯蔵区域のしゃへい設備		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のしゃへい窓		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のしゃへい窓		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のしゃへい窓		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のしゃへい扉		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のしゃへいハッチ		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへい窓		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへい扉		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへい扉		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへいハッチ		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへいハッチ		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへいハッチ		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋のその他のしゃへいハッチ		高レベル廃液ガラス固化建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
燃料送出し設備	PWR燃料用バスケット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
燃料送出し設備	PWR燃料用バスケット		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	②
溶解設備	洗浄廃液受槽		前処理建屋	②
溶解設備	超音波洗浄廃液受槽		前処理建屋	②
溶解設備	漏えい液受皿中間ポット1A		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Aセル漏えい検知ポット1		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Bセル漏えい検知ポット1		前処理建屋	②
溶解設備	漏えい液受皿中間ポット2A		前処理建屋	②
溶解設備	漏えい液受皿中間ポットB		前処理建屋	②
溶解設備	漏えい液受皿中間ポット3A		前処理建屋	②
溶解設備	NOx吸収塔第2セル漏えい液受皿1		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Aセル漏えい液受皿1		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Bセル漏えい液受皿1		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Aセル漏えい液受皿3		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Bセル漏えい液受皿3		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Aセル漏えい液受皿5		前処理建屋	②
溶解設備	溶解槽Bセル漏えい液受皿5		前処理建屋	②
溶解設備	NOx吸収塔第2セル漏えい液受皿2		前処理建屋	②
溶解設備	サンプリング配管セル漏えい液受皿		前処理建屋	②
溶解設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1		前処理建屋	②
溶解設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2		前処理建屋	②
溶解設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿3		前処理建屋	②
溶解設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿5		前処理建屋	②
溶解設備	放射性配管分岐第3セル漏えい液受皿		前処理建屋	②
溶解設備	放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿		前処理建屋	②
溶解設備	配管		前処理建屋	② or 評価対象
溶解設備(その2)	溶解槽A		前処理建屋	評価対象
溶解設備(その2)	溶解槽B		前処理建屋	評価対象
溶解設備(その2)	第1よう素追出し槽A		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第1よう素追出し槽B		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第2よう素追出し槽A		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第2よう素追出し槽B		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	中間ポットA		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	中間ポットB		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	可溶性中性子吸収材緊急供給槽A		前処理建屋	評価対象
溶解設備(その2)	可溶性中性子吸収材緊急供給槽B		前処理建屋	評価対象
溶解設備(その2)	漏えい液希釈水供給槽		前処理建屋	評価対象
溶解設備(その2)	溶解槽A堰付サイホンA分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	溶解槽B堰付サイホンA分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	溶解槽A堰付サイホンB分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	溶解槽B堰付サイホンB分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第1よう素追出し槽A堰付サイホンA分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第1よう素追出し槽B堰付サイホンA分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第1よう素追出し槽A堰付サイホンB分離ポット		前処理建屋	②
溶解設備(その2)	第1よう素追出し槽B堰付サイホンB分離ポット		前処理建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
清澄・計量設備	清澄機B		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	リサイクル槽A		前処理建屋	②
清澄・計量設備	リサイクル槽B		前処理建屋	②
清澄・計量設備	不溶解残渣回収槽A		前処理建屋	②
清澄・計量設備	不溶解残渣回収槽B		前処理建屋	②
清澄・計量設備	シフターA		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	シフターB		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽A		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量前中間貯槽B		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量後中間貯槽		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量補助槽		前処理建屋	②
清澄・計量設備	中継槽AゲデオンA		前処理建屋	②
清澄・計量設備	中継槽BゲデオンA		前処理建屋	②
清澄・計量設備	中継槽AゲデオンB		前処理建屋	②
清澄・計量設備	中継槽BゲデオンB		前処理建屋	②
清澄・計量設備	バルブライザーA		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	バルブライザーB		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	パッセージポットA		前処理建屋	②
清澄・計量設備	パッセージポットB		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン1分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン2分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン3分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン4分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン5分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン1分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン2分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン3分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン4分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン5分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン6A分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン6B分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン6A分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽サイホン6B分離ポット		前処理建屋	②
清澄・計量設備	不溶解残渣回収槽Aポンプ1		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	不溶解残渣回収槽Bポンプ1		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	不溶解残渣回収槽Aポンプ2		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	不溶解残渣回収槽Bポンプ2		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Aポンプ1		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Aポンプ2A		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Aポンプ2B		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Aポンプ3		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Bポンプ1		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Bポンプ2A		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Bポンプ2B		前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
清澄・計量設備	計量前中間貯槽Bポンプ3		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量後中間貯槽ポンプA		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	計量後中間貯槽ポンプB		前処理建屋	評価対象
清澄・計量設備	清澄機Aセル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	清澄機Bセル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	中継槽Aセル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	中継槽Bセル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	放射性配管分岐第4セル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量・調整槽セル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	計量後中間貯槽セル漏えい液受皿		前処理建屋	②
清澄・計量設備	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
清澄・計量設備(その2)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
分離設備	溶解液中間貯槽		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽		分離建屋	②
分離設備	抽出塔		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔		分離建屋	②
分離設備	補助抽出器		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄器		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液受槽		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液中間貯槽		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液供給槽A		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液供給槽B		分離建屋	②
分離設備	第2ウラン・プルトニウムモニタ第1エアリフトポンプ 分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第2ウラン・プルトニウムモニタ第2エアリフトポンプ 分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第2ウラン・プルトニウムモニタ流量計測ポット		分離建屋	②
分離設備	予備第2ウラン・プルトニウムモニタ第2エアリフトボ ンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	ガンマモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第2ウラン・プルトニウムモニタ第2エアリフトポンプ 中間ポット		分離建屋	②
分離設備	ガンマモニタ流量計測ポット		分離建屋	②
分離設備	ガンマモニタサイホンブライミングポット		分離建屋	②
分離設備	ガンマモニタサイホン分離ポット		分離建屋	②
分離設備	予備ガンマモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	予備ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	予備ガンマモニタサイホン分離ポット		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽ゲデオンA		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽ゲデオンB		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽ゲデオンAブライミングポット		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽ゲデオンBブライミングポット		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽流量計測ポットA		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽流量計測ポットB		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽予備ゲデオンA		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽予備ゲデオンB		分離建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分離設備	溶解液供給槽予備ゲデオンAプライミングポット		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽予備ゲデオンBプライミングポット		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽予備流量計測ポットA		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽予備流量計測ポットB		分離建屋	②
分離設備	抽出塔流量計測ポットA/抽出塔エアリフトポンプA パッファチューブ		分離建屋	②
分離設備	抽出塔エアリフトポンプA分離ポット		分離建屋	②
分離設備	抽出塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分離設備	抽出塔エアリフトポンプC分離ポット		分離建屋	②
分離設備	抽出塔流量計測ポットB		分離建屋	②
分離設備	抽出塔流量計測ポットC		分離建屋	②
分離設備	抽出塔エアリフトポンプD分離ポット		分離建屋	②
分離設備	抽出塔エアリフトポンプE分離ポット		分離建屋	②
分離設備	予備抽出塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔流量計測ポットA/第1洗浄塔エアリフト ポンプAパッファチューブ		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔流量計測ポットB		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔溶液採取ポット		分離建屋	②
分離設備	第1洗浄塔エアリフトポンプD分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔流量計測ポットA/第2洗浄塔エアリフト ポンプAパッファチューブ		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔流量計測ポットB		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔エアリフトポンプD分離ポット		分離建屋	②
分離設備	補助抽出器サイホンポットA		分離建屋	②
分離設備	補助抽出器サイホンポットB		分離建屋	②
分離設備	補助抽出器流量計測ポット/補助抽出器エアリフト ポンプパッファチューブ		分離建屋	②
分離設備	補助抽出器エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	補助抽出器予備エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄器サイホンポット		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプAパッファチューブ		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプC分離ポット		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔流量計測ポットA		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔流量計測ポットB		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプD分離ポット		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプE分離ポット		分離建屋	②
分離設備	溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3スチーム ジェットポンプシールポット		分離建屋	②
分離設備	抽出塔予備セル漏えい液受皿スチームジェットポ ンプシールポット		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液受槽セル漏えい液受皿スチームジェット ポンプBシールポット		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液受槽セル漏えい液受皿スチームジェット ポンプAシールポット		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液供給槽セル漏えい液受皿スチームジェッ トポンプBシールポット		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液供給槽セル漏えい液受皿スチームジェッ トポンプAシールポット		分離建屋	②
分離設備	抽出塔バルセータ廃ガスパッファ槽		分離建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分離設備	第1洗浄塔バルセータ廃ガスバッファ槽		分離建屋	②
分離設備	第2洗浄塔バルセータ廃ガスバッファ槽		分離建屋	②
分離設備	TBP洗浄塔バルセータ廃ガスバッファ槽		分離建屋	②
分離設備	第1一時貯留処理槽シール槽		分離建屋	②
分離設備	放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2		分離建屋	②
分離設備	放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿1		分離建屋	②
分離設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿3		分離建屋	②
分離設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1		分離建屋	②
分離設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2		分離建屋	②
分離設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿4		分離建屋	②
分離設備	溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3		分離建屋	②
分離設備	溶解液供給槽セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離設備	抽出塔セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液受槽セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離設備	抽出廃液供給槽セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離設備	溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿1		分離建屋	②
分離設備	溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿2		分離建屋	②
分離設備	溶解液中間貯槽ポンプA		分離建屋	評価対象
分離設備	溶解液中間貯槽ポンプB		分離建屋	評価対象
分離設備	第2ウラン・プルトニウムモニタ計測ポット		分離建屋	評価対象
分離設備	ガンマモニタ計測ポット		分離建屋	評価対象
分離設備	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
分配設備	プルトニウム分配塔		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム溶液TBP洗浄器		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム溶液受槽		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム溶液中間貯槽		分離建屋	②
分配設備	第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分配設備	第2アルファモニタ第2エアリフトポンプ分離ポット		分離建屋	②
分配設備	第2アルファモニタ流量計測ポット		分離建屋	②
分配設備	第2アルファモニタサイホン分離ポット		分離建屋	②
分配設備	第2アルファモニタサイホンブライミングポット		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム分配塔流量計測ポットA/プルトニウム分配塔エアリフトポンプA/バッファチューブ		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム分配塔エアリフトポンプA分離ポット		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム分配塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム分配塔流量計測ポットB		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム分配塔エアリフトポンプC分離ポット		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔流量計測ポットA/ウラン洗浄塔エアリフトポンプA/バッファチューブ		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔流量計測ポットB		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔エアリフトポンプC分離ポット		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム溶液TBP洗浄器サイホンポット		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム溶液中間貯槽ポンプAブレイクポット		分離建屋	②
分配設備	プルトニウム溶液中間貯槽ポンプBブレイクポット		分離建屋	②

については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分配設備	ブルトニウム分配塔バルセータ廃ガスバッファ槽		分離建屋	②
分配設備	ウラン洗浄塔バルセータ廃ガスバッファ槽		分離建屋	②
分配設備	第8一時貯留処理槽シール槽		分離建屋	②
分配設備	第8一時貯留処理槽ブレイクボット		分離建屋	②
分配設備	ブルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿2		分離建屋	②
分配設備	分配塔セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分配設備	ブルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受皿2		分離建屋	②
分配設備	ブルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受皿1		分離建屋	②
分配設備	ブルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿1		分離建屋	②
分配設備	ブルトニウム溶液中間貯槽ポンプA		分離建屋	評価対象
分配設備	ブルトニウム溶液中間貯槽ポンプB		分離建屋	評価対象
分配設備	ブルトニウム分配塔エアリフトポンプA圧縮空気供給弁A		分離建屋	評価対象
分配設備	ブルトニウム分配塔エアリフトポンプA圧縮空気供給弁B		分離建屋	評価対象
分配設備	加熱蒸気しゃ断弁		分離建屋	評価対象
分配設備	加熱蒸気しゃ断弁		分離建屋	評価対象
分配設備	第2アルファモニタ計測ボット		分離建屋	評価対象
分配設備	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
分配設備(その2)	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
分離建屋一時貯留処理設備	第1一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第7一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第8一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第2一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第5一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第6一時貯留処理槽		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	抽出塔セル漏えい液受皿スチームジェットポンプシールボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第1一時貯留処理槽エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備	第7一時貯留処理槽エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第8一時貯留処理槽エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第2一時貯留処理槽エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽第1エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽第2エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽流量計測ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽予備流量計測ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽スチームジェットポンプブレイクボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽第1エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽第2エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプ分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第5一時貯留処理槽第1エアリフトポンプB分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第5一時貯留処理槽第2エアリフトポンプB分離ボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	第6一時貯留処理槽スチームジェットポンプDブレイクボット		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備	第6一時貯留処理槽スチームジェットポンプFブレイクボット		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備	分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿スチームジェットポンプAシールボット		分離建屋	②

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分離建屋一時貯留処理設備	分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿スチームジェットポンプBシールボット		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	分離建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	分離建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	分離建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿		分離建屋	②
分離建屋一時貯留処理設備	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
分離建屋一時貯留処理設備(その2)	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1酸化塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	核分裂生成物洗浄塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出廃液受槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出廃液中間貯槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄器		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	補助油水分離槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2酸化塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2脱ガス塔		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液受槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油水分離槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液一時貯槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶(加熱部)		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶(気液分離部)		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	凝縮液受槽A		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	凝縮液受槽B		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液受槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	リサイクル槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	希釈槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液一時貯槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液計量槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液中間貯槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプAグローブボックス		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液弁グローブボックス		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプEグローブボックス		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプDグローブボックス		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプBグローブボックス		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	配管		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	膨張ポットA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	膨張ポットB		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	膨張ポットD		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	膨張ポットE		精製建屋	②

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
プルトニウム精製設備	アルファモニタB計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタC計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタB第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタB第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタB流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタC流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタB供給ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタBサイホン分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタCサイホン分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタBサイホンプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタCサイホンプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタC第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタC第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタD計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタE計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタI計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタE第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタI第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタE流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタI流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタE供給ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタI供給ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタEサイホン分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタIサイホン分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタEサイホンプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタIサイホンプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタI第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アルファモニタE第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽サンプリングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽サンプリングポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液受槽サンプリングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液受槽サンプリングポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アクティブレンチ漏えい検知ポット3		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	アクティブレンチ漏えい液サンプリングポット3		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	漏えい液移送シールポット1		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	漏えい液移送シールポット2		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽第1エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽第2エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液槽		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1酸化塔第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1酸化塔第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
プルトニウム精製設備	第1酸化塔シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔第1プライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔第2プライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔供給流量計測ポットA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔供給流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔流量計測ポットA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	補助油水分離槽供給流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔流量計測ポットパッファチューブ		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔流量計測ポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	核分裂生成物洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプC分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄塔供給流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出廃液受槽供給流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポットパッファチューブ		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	核分裂生成物洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄器エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2脱ガス塔エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出塔供給流量計測ポットB		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出廃液受槽サイホンBプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔流量計測ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔流量計測ポットパッファチューブ		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔流量計測ポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	補助油水分離槽プライミングポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔流量計測ポットAパッファチューブ		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔流量計測ポットA第2エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔流量計測ポットA第1エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	ウラン洗浄塔エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄器パッファチューブ		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2酸化塔供給ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄器サイホンポットA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	TBP洗浄器サイホンポットB		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	補助油水分離槽プライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器サイホンポットA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器サイホンポットB		精製建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器バッファチューブ		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2酸化塔エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2酸化塔シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2脱ガス塔プライミングポットB		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2脱ガス塔エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第2脱ガス塔シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液受槽エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	希釈槽エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	希釈槽第1エアリフトポンプD分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	希釈槽エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油水分離槽エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油水分離槽エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油水分離槽サイホンBプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油分リサイクルポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油分リサイクルポットエアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽第1エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽第2エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿漏えい検知ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油水分離槽セル漏えい液受皿シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出廃液中間貯槽セル漏えい液受皿シールポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽プライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンAプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンBプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶サイホンA分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶サイホンB分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶サイホンAプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶サイホンBプライミングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	凝縮器		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	凝縮液冷却器		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	凝縮液中間ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	凝縮液冷却器サンプリングポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	リサイクル槽エアリフトポンプ分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	希釈槽第2エアリフトポンプD分離ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶セル漏えい液受皿漏えい検知ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	グローブボックス漏えい液受皿漏えい検知ポット		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	第1脱ガス塔第1プライミングポットゲデオン		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンB		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿1		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液供給槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿		精製建屋	②

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	油水分離槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム精製塔セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	抽出廃液中間貯槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液受槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプA		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプB		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプC		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプF		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプE		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮液ポンプD		精製建屋	②
プルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液加熱しゃ断弁A		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液加熱しゃ断弁B		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液加熱しゃ断弁C		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	逆抽出塔溶液加熱しゃ断弁D		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	逆抽出塔流量計測ポットエアリフトポンプ圧縮空気供給弁A		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	逆抽出塔流量計測ポットエアリフトポンプ圧縮空気供給弁B		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	蒸気発生器加熱蒸気しゃ断弁		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気しゃ断弁		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備	配管		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備(その2)	AT04配管収納容器		精製建屋	②
プルトニウム精製設備(その2)	配管		精製建屋	評価対象
精製建屋一時貯留処理設備	第1一時貯留処理槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第2一時貯留処理槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第7一時貯留処理槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第7一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第7一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	アクティブレンチ漏えい検知ポット2		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	アクティブレンチ漏えい液サンプリングポット2		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第3一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第1一時貯留処理槽供給槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第2一時貯留処理槽供給槽		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽第1エアリフトポンプC分離ポット		精製建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
精製建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽第2エアリフトポンプC分離ポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2 シールポット		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	精製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿2		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備	配管	-	精製建屋	評価対象
精製建屋一時貯留処理設備(その2)	AT05配管収納容器1		精製建屋	②
精製建屋一時貯留処理設備(その2)	配管	-	精製建屋	評価対象
ウラン脱硝系	脱硝塔A		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	脱硝塔B		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	シール槽A		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	シール槽B		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	UO3受槽A		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	UO3受槽B		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	規格外製品受槽A		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	規格外製品受槽B		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	規格外製品容器A		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	規格外製品容器B		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	UO3溶解槽		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	シード供給槽A		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	シード供給槽B		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	バックアップフィルタA		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	バックアップフィルタB		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	充てん用バックアップフィルタA		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	充てん用バックアップフィルタB		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	サンプリング用UO3受槽		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	溶解用UO3供給槽		ウラン脱硝建屋	②
ウラン脱硝系	硝酸ウラニル溶液しゃ断弁		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系	硝酸ウラニル溶液しゃ断弁		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系	硝酸ウラニル溶液しゃ断弁		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系	硝酸ウラニル溶液しゃ断弁		ウラン脱硝建屋	評価対象
溶液系	硝酸プルトニウム貯槽		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	定量ポットA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	定量ポットB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	定量ポットC		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	定量ポットD		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	一時貯槽		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	定量ポットグローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	定量ポットグローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプA分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプB分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプC分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	硝酸プルトニウム貯槽エアリフトポンプE分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
溶液系	混合槽AエアリフトポンプA分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽AエアリフトポンプB分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽AエアリフトポンプC分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽BエアリフトポンプA分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽BエアリフトポンプB分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽BエアリフトポンプC分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	一時貯槽エアリフトポンプA分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	一時貯槽エアリフトポンプB分離ポット		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	硝酸プルトニウム移送グローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	一時貯槽第1グローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	一時貯槽第2グローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	硝酸プルトニウム貯槽セル漏えい液受皿		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽Aセル漏えい液受皿		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	混合槽Bセル漏えい液受皿		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	一時貯槽セル漏えい液受皿		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
溶液系	一時貯槽ポンプ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	漏えい液移送ポンプA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	漏えい液移送ポンプB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
溶液系	配管	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	中間ポットA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	中間ポットB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝装置A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿(附属品) 【個数:5】	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝装置B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿(附属品) 【個数:5】	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液ろ過器A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液ろ過器B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝装置グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝装置グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第1グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第1グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第2グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第2グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第3グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第3グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第4グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	脱硝皿取扱装置第4グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液受槽A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液受槽B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	回収ポットA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	回収ポットB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液ろ過器A廃液払出槽		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液ろ過器B廃液払出槽		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器気送ブロワA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器気送ブロワB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器気送ブロワC		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器A気送廃ガス第1高性能粒子フィルタA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器B気送廃ガス第1高性能粒子フィルタA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器A気送廃ガス第1高性能粒子フィルタB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器B気送廃ガス第1高性能粒子フィルタB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	固気分離器気送廃ガス第2高性能粒子フィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液受槽ポンプA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	凝縮廃液受槽ポンプB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝系(その2)	配管	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
焙焼・還元系	焙焼炉A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元気送A固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元気送B固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元炉A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元炉B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	脱硝粉末供給ホッパA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	脱硝粉末供給ホッパB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉A粉末払出ホッパ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B粉末払出ホッパ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼粉末供給ホッパA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼粉末供給ホッパB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉A炉廃ガスフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B炉廃ガスフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	リワーク焙焼気送A固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	リワーク焙焼気送B固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元炉A炉廃ガスフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元炉B炉廃ガスフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉A第1廃ガス冷却器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B第1廃ガス冷却器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉A第2廃ガス冷却器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B第2廃ガス冷却器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元炉A廃ガス冷却器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	還元炉B廃ガス冷却器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	脱硝粉末供給ホッパA粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	脱硝粉末供給ホッパB粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉A粉末供給機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B粉末供給機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉A粉末冷却機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系	焙焼炉B粉末冷却機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
焙焼・還元系	配管	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
粉体系	粉碎機A	[REDACTED]	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器C		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器D		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器E		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器F		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器G		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管容器H		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	保管ピットA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
粉体系	保管ピットB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
粉体系	粉碎グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎払出グローブボックスA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎払出グローブボックスB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	混合機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	混合気送固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉末混合グローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉末充てん機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉末充てんグローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉末缶受払グローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機A供給ホッパ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機B供給ホッパ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送A固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送B固気分離器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎サンブラA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎サンブラB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機A供給ホッパ粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機B供給ホッパ粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機A供給ホッパ粉末供給機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉碎機B供給ホッパ粉末供給機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送A粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送B粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	混合機粉末排出機		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉末充てんサンブラ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送A廃ガスプレフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送B廃ガスプレフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送A廃ガス高性能粒子フィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク粉碎気送B廃ガス高性能粒子フィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	混合気送固気分離器廃ガスプレフィルタ		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	混合気送固気分離器廃ガス高性能粒子フィルタ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象	
粉体系	混合気送廃ガス高性能粒子フィルタ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象	
粉体系	リワーク気送廃ガス高性能粒子フィルタ	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象	

[REDACTED] については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
粉体系	混合気送ブロワA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	混合気送ブロワB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク気送ブロワA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	リワーク気送ブロワB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	粉末混合受入グローブボックス		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
粉体系	配管	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	②
還元ガス供給系	還元ガスしゃ断弁		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
還元ガス供給系	還元ガスしゃ断弁		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
還元ガス供給系	還元ガスしゃ断弁		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
還元ガス供給系	還元ガスしゃ断弁		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
第2酸回収系	蒸気発生器加熱蒸気しゃ断弁		精製建屋	評価対象
第2酸回収系	蒸気発生器加熱蒸気しゃ断弁		精製建屋	評価対象
分離・分配系	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
プルトニウム精製系	精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿3		精製建屋	②
ウラン酸化物貯蔵設備(その2)	ウラン酸化物貯蔵容器 【個数:840】	-	ウラン酸化物貯蔵建屋	①
ウラン酸化物貯蔵設備(その2)	貯蔵バスケット 【個数:210】	-	ウラン酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	貯蔵ホール		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	貯蔵ホール		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	貯蔵ホール		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	貯蔵ホール		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備(その2)	粉末缶 【個数:1720】	-	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備(その2)	混合酸化物貯蔵容器 【個数:490】	-	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
せん断処理設備の計測制御系	(セ・エ・フ・ト・ヒ・ス・セのせん断位置異常等により、せん断停止信号を発するせん断停止回路を設ける/せん断停止信号と同時警報を発する)	(燃料送り出し検出器)	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	(セ・エ・フ・ト・ヒ・ス・セのせん断位置異常等により、せん断停止信号を発するせん断停止回路を設ける/せん断停止信号と同時警報を発する)	(せん断刃位置検出器)	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A系列 安全系A制御盤(計器盤1)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程B系列 安全系A制御盤(計器盤2)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A系列 安全系B制御盤(計器盤1)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程B系列 安全系B制御盤(計器盤2)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A,B系列 安全系A制御盤(リレー盤1)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系A制御盤1(リレー盤2)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系A制御盤2(リレー盤3)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A,B系列 安全系B制御盤(リレー盤1)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系B制御盤1(リレー盤2)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系B制御盤2(リレー盤3)	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A,B系列 安全系Aシンクロ変換器収納箱	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A,B系列 安全系Bシンクロ変換器収納箱	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A,B系列 安全系Aせん断停止系電源しゃ断箱	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系	せん断工程A,B系列 安全系Bせん断停止系電源しゃ断箱	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系(その2)	(セ・エ・フ・ト・ヒ・ス・セのせん断位置異常等により、せん断停止信号を発するせん断停止回路を設ける/せん断停止信号と同時警報を発する)	(燃料送り出し検出器)	前処理建屋	評価対象
せん断処理設備の計測制御系(その2)	(セ・エ・フ・ト・ヒ・ス・セのせん断位置異常等により、せん断停止信号を発するせん断停止回路を設ける/せん断停止信号と同時警報を発する)	(せん断刃位置検出器)	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(a)溶解液温度を計測し、温度低で警報を発する/溶解液温度低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(b)溶解液温度を計測し、温度低で警報を発する/溶解液温度低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(c)溶解液温度を計測し、温度低で警報を発する/溶解液温度低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(d)溶解液温度を計測し、温度低で警報を発する/溶解液温度低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(e)溶解液密度を計測し、密度高で警報を発する/溶解液密度上昇が更に大きい場合はせん断停止信号を発する		前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
溶解設備の計測制御系	(m: 洗浄液密度を計測し、密度高で警報を発する ／ 洗浄液密度上昇が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(n: 洗浄液密度を計測し、密度高で警報を発する ／ 洗浄液密度上昇が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(h: 洗浄液温度を計測し、温度低で警報を発する ／ 洗浄液温度上昇が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(h: 洗浄液温度を計測し、温度低で警報を発する ／ 洗浄液温度上昇が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(h: 洗浄液温度を計測し、温度低で警報を発する ／ 洗浄液温度上昇が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(b: 供給硝酸密度を計測し、密度低で警報を発する ／ 供給硝酸密度低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(b: 供給硝酸密度を計測し、密度低で警報を発する ／ 供給硝酸密度低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(b: 供給硝酸流量を計測し、制御し、流量低で警報を発する ／ 供給硝酸流量低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(b: 供給硝酸流量を計測し、制御し、流量低で警報を発する ／ 供給硝酸流量低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(b: 供給硝酸流量を計測し、制御し、流量低で警報を発する ／ 供給硝酸流量低下が更に大きい場合はせん断停止信号を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(q: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(r: 液位を指示する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(r: 液位を指示する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(s: 水位を指示し、水位低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	(s: 水位を指示し、水位低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A,B系列 安全系A制御盤(リレー盤4)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A,B系列 安全系B制御盤(リレー盤4)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A系列 安全系A制御盤(計器盤3)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A系列・ユーティリティ工程 安全系A制御盤1(計器盤4)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A系列・ユーティリティ工程 安全系A制御盤2(計器盤5)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程B系列 安全系A制御盤(計器盤6)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程B系列・ユーティリティ工程 安全系A制御盤1(計器盤7)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程B系列・ユーティリティ工程 安全系A制御盤2(計器盤8)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A系列 安全系B制御盤(計器盤3)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A系列・ユーティリティ工程 安全系B制御盤1(計器盤4)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程A系列・ユーティリティ工程 安全系B制御盤2(計器盤5)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程B系列 安全系B制御盤(計器盤6)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程B系列・ユーティリティ工程 安全系B制御盤1(計器盤7)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解工程B系列・ユーティリティ工程 安全系B制御盤2(計器盤8)	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解設備 安全系A No.1計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解設備 安全系A No.2計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解設備 安全系A No.3計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解設備 安全系A No.4計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
溶解設備の計測制御系	溶解設備 安全系A No.5計装ラック	-	前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分配設備の計測制御系	(c:流量を計測し、流量低で警報を発する)		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	(m:加熱蒸気の温度を制御し、温度高で警報を発する/加熱蒸気温度上昇が更に大きい場合は、蒸気の加熱停止を指示する)		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	(m:加熱蒸気の温度を制御し、温度高で警報を発する/加熱蒸気温度上昇が更に大きい場合は、蒸気の加熱停止を指示する)		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	(v:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	(v:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	アルファモニタ 安全系A制御盤		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	アルファモニタ 安全系B制御盤		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	第1アルファモニタ計器架台	-	分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	第3アルファモニタ計器架台	-	分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	プルトニウム分配塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	プルトニウム分配塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	プルトニウム分配塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	プルトニウム分配塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	ウラン洗浄塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	ウラン洗浄塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	ウラン洗浄塔()まわり		分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	ウラン洗浄塔エアリフトポンプAパツファチューブ()まわり		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備の計測制御系	(a:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備の計測制御系	(a:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備の計測制御系	(a:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備の計測制御系	(a:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
分離建屋一時貯留処理設備の計測制御系	配管	-	分離建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(n:漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(q:有機溶媒の流量を計測し、流量低で警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(q:有機溶媒の流量を計測し、流量低で警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r:アルファ線の計数率を計測し、計数率高で警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r:アルファ線の計数率を計測し、計数率高で警報を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r:アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r:アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r:アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: アルファ線検出器には故障警報を設ける)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: 手動で工程停止できる回路を設ける) 【アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路A】	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	(r: 手動で工程停止できる回路を設ける) 【アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路B】	-	精製建屋	評価対象
精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱停止回路	(加熱蒸気の高温度を検知し、蒸気配管のしゃ断弁を閉じる信号を発する)		精製建屋	評価対象
精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱停止回路	(加熱蒸気の高温度を検知し、蒸気配管のしゃ断弁を閉じる信号を発する)		精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製工程 安全系A制御盤1	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製工程 安全系A制御盤2	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製工程 安全系A制御盤3	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製工程 安全系B制御盤1	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製工程 安全系B制御盤2	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製工程 安全系B制御盤3	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系A制御盤(計器盤)	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系A制御盤(リレー盤)	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系B制御盤(計器盤)	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	ユーティリティ工程 安全系B制御盤(リレー盤)	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	アルファモニタ 安全系A制御盤	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	アルファモニタ 安全系B制御盤	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系A No.1計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系A No.2計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系A No.3計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系B No.1計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系B No.2計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系B No.3計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系A No.4計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	プルトニウム精製設備 安全系B No.4計装ラック	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	アルファモニタE計器架台	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	アルファモニタE計器架台	-	精製建屋	評価対象
プルトニウム精製設備の計測制御系	配管	-	精製建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(b: 温度を計測し、温度低で硝酸ウラン濃縮液の供給停止信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(b: 温度を計測し、温度低で硝酸ウラン濃縮液の供給停止信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(b: 温度を計測し、温度低で硝酸ウラン濃縮液の供給停止信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(b: 温度を計測し、温度低で硝酸ウラン濃縮液の供給停止信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(e: ²³⁵ U酸化物貯蔵容器充てん定位置を検出し、ウラン酸化物粉末の充てん起動条件信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(e: ²³⁵ U酸化物貯蔵容器充てん定位置を検出し、ウラン酸化物粉末の充てん起動条件信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(e: ²³⁵ U酸化物貯蔵容器充てん定位置を検出し、ウラン酸化物粉末の充てん起動条件信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
ウラン脱硝系の計測制御系	(e: ²³⁵ U酸化物貯蔵容器充てん定位置を検出し、ウラン酸化物粉末の充てん起動条件信号を発する)		ウラン脱硝建屋	評価対象
溶液系の計測制御系	(a: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
第2酸回収系の計測制御系	(b:加熱蒸気の温度を計測し、温度高で警報を発生する/加熱蒸気温度上昇が更に大きい場合は、 装置の1.5倍程度に警報を発生する)		精製建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 安全系A制御盤1	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 安全系A制御盤2	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 安全系A制御盤3	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 安全系B制御盤1	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 安全系B制御盤2	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 安全系B制御盤3	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 排風機A 制御盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 排風機B 制御盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 排風機C 制御盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 廃ガス加熱器A 制御盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 廃ガス加熱器B 制御盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 廃ガス加熱器C 制御盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 C系統電源切替盤	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 ミストフィルタA1,A2 計器架台	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 ミストフィルタB1,B2 計器架台	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 ミストフィルタC1,C2 計器架台1	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	よう素除去工程 ミストフィルタC1,C2 計器架台2	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(a:溶解槽内圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(b:ミストフィルタ入口圧力を制御する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	(f:廃ガス温度を制御する/温度低で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の計測制御系(その2)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の計測制御系	(a:廃ガス洗浄塔入口圧力を制御する/圧力高で警報を発生する)		前処理建屋	評価対象

については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の計測制御系	高レベル廃液貯蔵・ガラス固化工程 安全系B制御盤 (リレー盤3)	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の計測制御系	塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の計測制御系	塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化設備 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系の計測制御系	(a: 廃ガス洗浄塔入口圧力を制御する/圧力高で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系の計測制御系	(a: 廃ガス洗浄塔入口圧力を制御する/圧力高で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系の計測制御系	その他の耐震Cクラスの導圧配管(高レベル廃液ガラス固化建屋)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系の計測制御系	その他の耐震Cクラスの導圧配管(高レベル廃液ガラス固化建屋)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系の計測制御系	その他の耐震Cクラスの導圧配管(高レベル廃液ガラス固化建屋)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系の計測制御系	その他の耐震Cクラスの導圧配管(高レベル廃液ガラス固化建屋)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(a: ガラス溶融炉内部の気相圧力を制御する/圧力高で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(a: ガラス溶融炉内部の気相圧力を制御する/圧力高で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(a: ガラス溶融炉内部の気相圧力を制御する/圧力高で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(a: ガラス溶融炉内部の気相圧力を制御する/圧力高で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(n: 水位を指示し、水位低で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(n: 水位を指示し、水位低で警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(o: 水位を計測し、水位低で冷却ユニットへの安全冷水の供給停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(o: 水位を計測し、水位低で冷却ユニットへの安全冷水の供給停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(o: 水位を計測し、水位低で冷却ユニットへの安全冷水の供給停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	(o: 水位を計測し、水位低で冷却ユニットへの安全冷水の供給停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 第2排風機A安全系Aインバータ制御盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 第2排風機B安全系Bインバータ制御盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化設備 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 安全系A No.1計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 安全系A No.2計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 安全系A No.3計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 安全系B No.1計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 安全系B No.2計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 安全系B No.3計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
分離建屋換気設備の計測制御系	(d: 母線電圧検知器により、外部電源の喪失を検知し、建屋給気閉止ダンパを閉止する。)	母線A電圧検知器 (外部電源喪失検出器)	分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備の計測制御系	(d: 母線電圧検知器により、外部電源の喪失を検知し、建屋給気閉止ダンパを閉止する。)	母線B電圧検知器 (外部電源喪失検出器)	分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系A制御盤		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系B制御盤		分離建屋	評価対象
精製建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系A制御盤	-	精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系B制御盤	-	精製建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系A制御盤	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系B制御盤	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系A制御盤	-	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の計測制御系	建屋換気設備 安全系B制御盤	-	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	(j: 固化セル内の雰囲気温度を制御する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	固化セル換気系排風機A 安全系Aインバータ制御盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	固化セル換気系排風機B 安全系Bインバータ制御盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(g: 液位を計測し、液位低で警報を発する)		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(g: 液位を計測し、液位低で警報を発する)		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(i: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(i: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	高レベル廃液濃縮設備 安全系A No.1計器架台	-	分離建屋	②
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	高レベル廃液濃縮設備 安全系B No.1計器架台	-	分離建屋	②
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	高レベル廃液濃縮設備 安全系A No.2計器架台	-	分離建屋	②
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	高レベル廃液濃縮設備 安全系B No.2計器架台	-	分離建屋	②
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	配管	-	分離建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	高レベル濃縮廃液貯蔵系 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	高レベル濃縮廃液貯蔵系 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	高レベル濃縮廃液貯蔵系 共用貯蔵系 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	高レベル濃縮廃液貯蔵系 共用貯蔵系 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	不溶解残渣廃液貯蔵系 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	不溶解残渣廃液貯蔵系 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
共用貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
共用貯蔵系の計測制御系	(b: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
共用貯蔵系の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(c: ガラス溶融炉とガラス固化体容器との結合装置圧力が所定の値でない場合、流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(c: ガラス溶融炉とガラス固化体容器との結合装置圧力が所定の値でない場合、流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(c: ガラス溶融炉とガラス固化体容器との結合装置圧力が所定の値でない場合、流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(c: ガラス溶融炉とガラス固化体容器との結合装置圧力が所定の値でない場合、流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(m: 圧力を計測し、圧力低で流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(m: 圧力を計測し、圧力低で流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(m: 圧力を計測し、圧力低で流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 圧力を計測し、圧力低で流下ノズルの加熱を停止する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	(n: 漏えい検知装置を設置し、漏えい時には警報を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	ガラス固化体重量計 安全系A変換器収納盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	ガラス固化体重量計 安全系B変換器収納盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	流下ノズル高周波加熱 安全系Aしゃ断器盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	流下ノズル高周波加熱 安全系Bしゃ断器盤	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化設備 安全系B計装ラック	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A No.1計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化設備 安全系B No.1計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化設備 安全系A No.2計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	高レベル廃液ガラス固化設備 安全系B No.2計器架台	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備の計測制御系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置A 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置B 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置C 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置C 現場制御回路分離盤A	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気圧縮装置C 現場制御回路分離盤B	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気脱湿装置A 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	圧縮空気設備 安全空気脱湿装置B 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	蒸気設備 安全蒸気ボイラA 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	蒸気設備 安全蒸気ボイラB 現場監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	安全圧縮空気系 安全系A No.1計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	安全圧縮空気系 安全系B No.1計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	安全圧縮空気系 安全系A No.2計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	安全圧縮空気系 安全系B No.2計装ラック	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系(その3)	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系(その3)	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系(その3)	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系(その3)	(a: 圧力を計測し、圧力低で警報を発する)		前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
その他再処理設備の附属施設の計測制御系(その3)	ユーティリティ工程 安全系A制御盤(リレー盤)	-	前処理建屋	評価対象
その他再処理設備の附属施設の計測制御系(その3)	ユーティリティ工程 安全系B制御盤(リレー盤)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	溶解工程A,B系列 安全系A溶解槽放射線レベル検出装置制御盤	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路	溶解工程A,B系列 安全系B溶解槽放射線レベル検出装置制御盤	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路(その2)	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路(その2)	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路(その2)	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路(その2)	(放射線レベルを計測し、放射線率を高を検知し、せん断機停止信号及び可溶性中性子吸収材緊急供給系の分の開信号を発生する)	-	前処理建屋	評価対象
液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱停止回路	(加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気配管のしや断弁を閉じる信号を発生する)	-	分離建屋	評価対象
液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱停止回路	(加熱蒸気の温度高を検知し、蒸気配管のしや断弁を閉じる信号を発生する)	-	分離建屋	評価対象
ブルトニウム精製設備の計測制御系	(c.溶液温度を計測し、溶液温度上昇が更に大きい場合、加熱用の温水のしや断信号を発生する)	-	精製建屋	評価対象
ブルトニウム精製設備の計測制御系	(c.溶液温度を計測し、溶液温度上昇が更に大きい場合、加熱用の温水のしや断信号を発生する)	-	精製建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	(a.中性子の計数率を計測し、中性子の計数率上昇が更に大きい場合、工程停止信号を発生する)	-	分離建屋	評価対象
分配設備の計測制御系	(a.中性子の計数率を計測し、中性子の計数率上昇が更に大きい場合、工程停止信号を発生する)	-	分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(f.排気側出口温度を指示し、所定の温度から更に大きい場合は、蒸気のしや断信号を発生する)	-	分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(f.排気側出口温度を指示し、所定の温度から更に大きい場合は、蒸気のしや断信号を発生する)	-	分離建屋	評価対象
還元ガス供給系の計測制御系	(b.水素濃度を計測し、濃度高で混合ガスの供給停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
還元ガス供給系の計測制御系	(b.水素濃度を計測し、濃度高で混合ガスの供給停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
焙焼・還元系の計測制御系	(b.加熱ヒータ部の温度を計測し、温度高で加熱停止信号を発生する)	-	ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(母線電圧検知器により、外部電源の喪失を検知し、建屋給気閉止ダンパを閉止する。)	母線A電圧検知器 (外部電源喪失検出器)	分離建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(母線電圧検知器により、外部電源の喪失を検知し、建屋給気閉止ダンパを閉止する。)	母線B電圧検知器 (外部電源喪失検出器)	分離建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガスの所定重量値で注入停止信号を発生する)	-	高レベル廃液ガス固化建屋	評価対象

については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
安全保護回路(その3)	(流下ガラスが所定重量値で注入停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガラスが所定重量値で注入停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガラスが所定重量値で注入停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガラスが所定重量値で注入停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガラスが所定重量値で注入停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(流下ガラスが所定重量値で注入停止信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(固化セルの圧力を計測し、圧力高で固化セル隔離ダンパを閉止する信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(固化セルの圧力を計測し、圧力高で固化セル隔離ダンパを閉止する信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(固化セルの圧力を計測し、圧力高で固化セル隔離ダンパを閉止する信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全保護回路(その3)	(固化セルの圧力を計測し、圧力高で固化セル隔離ダンパを閉止する信号を発する)		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
中央制御室	前処理建屋 安全系A監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
中央制御室	前処理建屋 安全系B監視制御盤	-	前処理建屋	評価対象
中央制御室	制御建屋 安全系A監視制御盤	-	制御建屋	①
中央制御室	制御建屋 安全系B監視制御盤	-	制御建屋	①
中央制御室	非常用電源建屋 安全系A監視制御盤	-	非常用電源建屋	①
中央制御室	非常用電源建屋 安全系B監視制御盤	-	非常用電源建屋	①
中央制御室	非常用所内電源盤A	-	非常用電源建屋	①
中央制御室	非常用所内電源盤B	-	非常用電源建屋	①
中央制御室(その2)	分離建屋 安全系A監視制御盤		制御建屋	①
中央制御室(その2)	分離建屋 安全系B監視制御盤		制御建屋	①
中央制御室(その2)	精製建屋 安全系A監視制御盤	-	精製建屋	評価対象
中央制御室(その2)	精製建屋 安全系B監視制御盤	-	精製建屋	評価対象
中央制御室(その2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 安全系A監視制御盤	-	中央制御室	①
中央制御室(その2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 安全系B監視制御盤	-	中央制御室	①
中央制御室(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全系A監視制御盤	-	制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	①
中央制御室(その2)	高レベル廃液ガラス固化建屋 安全系B監視制御盤	-	制御建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室送風機A		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室送風機B		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室排風機A		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室排風機B		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室フィルタユニットA		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室フィルタユニットB		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室フィルタユニットC		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	中央制御室空調ユニット		制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備	ダクト	-	制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備の計測制御系	換気空調設備 安全系A制御盤	-	制御建屋	①
制御建屋中央制御室換気設備の計測制御系	換気空調設備 安全系B制御盤	-	制御建屋	①
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(a: 排気側出口温度を指示し、温度上昇が更に大きい場合は、蒸気のしゃ断信号を発する。)		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系の計測制御系	(a: 排気側出口温度を指示し、温度上昇が更に大きい場合は、蒸気のしゃ断信号を発する。)		分離建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	凝縮器A		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	凝縮器B		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	NOx吸収塔A		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	NOx吸収塔B		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	ミストフィルタA1		前処理建屋	評価対象

については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	ミストフィルタA2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	ミストフィルタB1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	ミストフィルタB2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	ミストフィルタC1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	ミストフィルタC2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	廃ガス加熱器A		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	廃ガス加熱器B		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	廃ガス加熱器C		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1高性能粒子フィルタA		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1高性能粒子フィルタB		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1高性能粒子フィルタC		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1よう素フィルタA1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1よう素フィルタA2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1よう素フィルタB1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1よう素フィルタB2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1よう素フィルタC1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第1よう素フィルタC2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2よう素フィルタA1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2よう素フィルタA2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2よう素フィルタB1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2よう素フィルタB2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2よう素フィルタC1		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2よう素フィルタC2		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2高性能粒子フィルタA		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2高性能粒子フィルタB		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	第2高性能粒子フィルタC		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	排風機A		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	排風機B		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	排風機C		前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	よう素追出し塔A		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	よう素追出し塔B		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	溶解槽Aデミスタ		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	溶解槽Bデミスタ		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOGダンパセル漏えい検知ポット		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	廃ガス冷却器A		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	廃ガス冷却器B		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	廃ガス冷却器C		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	デミスタA		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	デミスタB		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	デミスタC		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	よう素追出し塔A廃ガス冷却器		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	よう素追出し塔B廃ガス冷却器		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOGダンパセル漏えい液受皿		前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOG切替えダンパ()スラブ部	-	前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOG切替えダンパ()スラブ部	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOG切替えダンパ()スラブ部	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOG切替えダンパ()スラブ部	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOG切替えダンパ()スラブ部	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備	DOG切替えダンパ()スラブ部	-	前処理建屋	評価対象
せん断処理・溶解廃ガス処理設備(その2)		-	前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備(その2)		-	前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備(その2)		-	前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備(その2)		-	前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備(その2)		-	前処理建屋	②
せん断処理・溶解廃ガス処理設備(その2)		-	前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	廃ガス洗浄塔		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	凝縮器		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	デミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第1高性能粒子フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第1高性能粒子フィルタB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第1高性能粒子フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第1高性能粒子フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第2高性能粒子フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第2高性能粒子フィルタB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第2高性能粒子フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	第2高性能粒子フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	よう素フィルタ第1加熱器		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	よう素フィルタ第2加熱器		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	排風機A		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	排風機B		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	よう素フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	よう素フィルタB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	よう素フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	よう素フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	廃ガスシールポット		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	冷却器		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	フィルタ		前処理建屋	評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	中間ポットAエアリフトデミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	中間ポットBエアリフトデミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	リサイクル槽Aデミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	リサイクル槽Bデミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	計量前中間貯槽Aデミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	計量前中間貯槽Bデミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	計量後中間貯槽デミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	計量補助槽デミスタ		前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その2)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その3)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その4)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その4)		-	前処理建屋	②

については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その4)		-	前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その4)		-	前処理建屋	②
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(その4)		-	前処理建屋	②
塔槽類廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔		分離建屋	②
塔槽類廃ガス処理系	凝縮器		分離建屋	②
塔槽類廃ガス処理系	デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタA		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタB		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタC		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタD		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタE		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタA		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタB		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタC		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタD		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタE		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタ第1加熱器		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタ第2加熱器		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	排風機A		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	排風機B		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタA		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタB		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタC		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタD		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	高レベル廃液供給槽Aデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	高レベル廃液供給槽Bデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	冷却器		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	よう素フィルタ後置フィルタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2ウラン・プルトニウムモニタ第2エアリフトポンプデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	予備第2ウラン・プルトニウムモニタ第2エアリフトポンプデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	ガンマモニタ第2エアリフトポンプデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	予備ガンマモニタ第2エアリフトポンプデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	抽出塔エアリフトポンプAデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	抽出塔エアリフトポンプBデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	抽出塔エアリフトポンプEデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	予備抽出塔エアリフトポンプBデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1洗浄塔エアリフトポンプAデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1洗浄塔エアリフトポンプBデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2洗浄塔エアリフトポンプAデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	溶解液中間貯槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	溶解液供給槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	抽出廃液受槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	抽出廃液供給槽Aデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第3一時貯留処理槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	プルトニウム分配塔エアリフトポンプBデミスタ		分離建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
塔槽類廃ガス処理系	ウラン洗浄塔エアリフトポンプAデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	ウラン洗浄塔エアリフトポンプBデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	TBP洗浄塔エアリフトポンプAデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	TBP洗浄塔エアリフトポンプBデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	TBP洗浄塔エアリフトポンプEデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第3一時貯留処理槽第2エアリフトポンプデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第4一時貯留処理槽第2エアリフトポンプデミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第6一時貯留処理槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	プルトニウム溶液受槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第1一時貯留処理槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第7一時貯留処理槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第8一時貯留処理槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	第2一時貯留処理槽デミスタ		分離建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタA		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタB		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタC		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタD		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタE		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタA		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタB		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタC		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタD		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタE		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	排風機A		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	排風機B		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	パルセータ廃ガスデミスタ		分離建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	配管	-	精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	NOx廃ガス洗浄塔		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	廃ガス洗浄塔		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	凝縮器		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第1高性能粒子フィルタA		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第1高性能粒子フィルタB		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第1高性能粒子フィルタC		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第2高性能粒子フィルタA		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第2高性能粒子フィルタB		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第2高性能粒子フィルタC		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタ第1加熱器		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタ第2加熱器		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	排風機A		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	排風機B		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタA		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタB		精製建屋	評価対象

については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタC		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	NOx廃ガス洗浄塔デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第3一時貯留処理槽第2エアリフトポンプAデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	逆抽出塔エアリフトポンプBデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	ウラン洗浄塔流量計測ポットAエアリフトポンプデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	ウラン洗浄塔エアリフトポンプAデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	TBP洗浄器エアリフトポンプデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	補助油水分離槽プライミングポットエアリフトポンプデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	補助油水分離槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第7一時貯留処理槽エアリフトポンプBデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	抽出塔流量計測ポットエアリフトポンプデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	核分裂生成物洗浄塔流量計測ポットエアリフトポンプデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	核分裂生成物洗浄塔エアリフトポンプAデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	希釈槽第2エアリフトポンプDデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	高性能粒子フィルタ第1加熱器		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	高性能粒子フィルタ第2加熱器		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第1一時貯留処理槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第3一時貯留処理槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム溶液供給槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第1酸化塔エアリフトポンプデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム溶液受槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム濃縮缶供給槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム溶液一時貯槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	希釈槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム濃縮液一時貯槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第2一時貯留処理槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第1脱ガス塔第2プライミングポットデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第2酸化塔デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	第2脱ガス塔プライミングポットデミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム濃縮液受槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	リサイクル槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム濃縮液計量槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム濃縮液中間貯槽デミスタ		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタ冷却器		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	よう素フィルタ後置フィルタ		精製建屋	評価対象
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	プルトニウム系塔槽類廃ガス洗浄塔セル漏えい液受皿		精製建屋	②
塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)(その2)	配管	-	精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタA		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタB		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタC		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタA		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタB		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタC		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	排風機A		精製建屋	評価対象
パルセータ廃ガス処理系	排風機B		精製建屋	評価対象

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	第1高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	第1高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	第2高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	第2高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	第1加熱器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	第2加熱器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	よう素フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	よう素フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	よう素フィルタC		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	排風機A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	排風機B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	廃ガス冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	ダストフィルタ		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	高レベル廃液混合槽A凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	高レベル廃液混合槽B凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	供給液槽A凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	供給液槽B凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系(その2)	配管		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	廃ガス洗浄塔		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	デミスタ		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第1高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第2高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第1加熱器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	第2加熱器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	よう素フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	よう素フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	よう素フィルタC		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	排風機A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	排風機B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	廃ガス冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	アルカリ濃縮廃液中和槽凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	ダストフィルタ		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
不溶解残渣廃液廃ガス処理系	配管		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	廃ガス洗浄器A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	廃ガス洗浄器B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1吸収塔		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2吸収塔		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ミストフィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ミストフィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ルテニウム吸着塔A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ルテニウム吸着塔B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	加熱器A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	加熱器B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	よう素フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	よう素フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1排風機A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1排風機B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第3高性能粒子フィルタA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第3高性能粒子フィルタB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2排風機A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2排風機B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水A膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水B膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水A検知ボット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水B検知ボット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	純水中間貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	よう素フィルタA冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	よう素フィルタB冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1排風機A冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1排風機B冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ルテニウム吸着塔A加温器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ルテニウム吸着塔B加温器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水AポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水AポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水BポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	安全冷水BポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1冷水停止弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1冷水停止弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1冷水停止弁C		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第1冷水停止弁D		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2冷水停止弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2冷水停止弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2冷水停止弁C		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	第2冷水停止弁D		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットE		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットF		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットG		前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットH		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットI		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットJ		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットK		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットL		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットM		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットN		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットO		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットP		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットQ		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットR		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットS		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排風機A		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排風機B		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	建屋排風機C		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	セル排気フィルタユニットA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	セル排気フィルタユニットB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	セル排気フィルタユニットC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	セル排気フィルタユニットD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	セル排風機A		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	セル排風機B		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルA排気フィルタユニットA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルA排気フィルタユニットB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルA排気フィルタユニットC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルA排気フィルタユニットD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルB排気フィルタユニットA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルB排気フィルタユニットB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルB排気フィルタユニットC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルB排気フィルタユニットD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルA排風機A		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルA排風機B		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルB排風機A		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽セルB排風機B		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Aセル排気前置フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Aセル排気前置フィルタB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Aセル排気前置フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Aセル排気前置フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Aセル排気前置フィルタE		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Bセル排気前置フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Bセル排気前置フィルタB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Bセル排気前置フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Bセル排気前置フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	溶解槽Bセル排気前置フィルタE		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽A保守セル排気前置フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽A保守セル排気前置フィルタB		前処理建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽A保守セル排気前置フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽A保守セル排気前置フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽A保守セル排気前置フィルタE		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽B保守セル排気前置フィルタA		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽B保守セル排気前置フィルタB		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽B保守セル排気前置フィルタC		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽B保守セル排気前置フィルタD		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	せん断機・溶解槽B保守セル排気前置フィルタE		前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備	ダクト	-	前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備(その2)	ダクト	-	前処理建屋	評価対象
前処理建屋換気設備(その3)	ダクト	-	前処理建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットA		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットB		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットC		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットD		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットE		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットF		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットG		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットH		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットI		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットJ		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットK		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットL		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットM		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットN		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットO		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排風機A		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋排風機B		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットA		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットB		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットC		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットD		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットE		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットF		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットG		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットH		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットI		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットJ		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排気フィルタユニットK		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排風機A		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排風機B		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	グローブボックス・セル排風機C		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		分離建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分離建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		分離建屋	評価対象
分離建屋換気設備	ダクト	-	分離建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットA		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットB		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットC		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットD		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットE		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットF		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットG		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットH		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットI		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットJ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットK		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットL		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットM		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットN		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットO		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットP		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排気フィルタユニットQ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排風機A		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋排風機B		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットA		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットB		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットC		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットD		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットE		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットF		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットG		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットH		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットI		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	セル排気フィルタユニットJ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	グローブボックス・セル排風機A		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	グローブボックス・セル排風機B		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	グローブボックス排気フィルタユニットA		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	グローブボックス排気フィルタユニットB		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	建屋給気閉止ダンパ		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	C4Mセル排気フィルタユニットA		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	C4Mセル排気フィルタユニットB		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	C4Mセル排気フィルタユニットC		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	ダクト	-	精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	ブルトニウム濃縮液ポンプAグローブボックス排気フィルタA		精製建屋	評価対象
精製建屋換気設備	ブルトニウム濃縮液ポンプAグローブボックス排気フィルタB		精製建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	セル内クーラ冷却水供給弁E		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	セル内クーラ冷却水供給弁F		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	セル内クーラ冷却水供給弁G		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	セル内クーラ冷却水供給弁H		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	セル内クーラ冷却水供給弁I		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	セル内クーラ冷却水供給弁J		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	固化セル第1隔離タンバA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	固化セル第1隔離タンバB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	固化セル第2隔離タンバA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	固化セル第2隔離タンバB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	② or 評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(その2)	ダクト	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	② or 評価対象
主排気筒	主排気筒	-	主排気筒管理建屋	①
主排気筒	主排気筒(支持鉄塔)	-	主排気筒管理建屋	①
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽A		分離建屋	②
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶A		分離建屋	②
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器A		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽A供給液脈動整定ポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽A供給液脈動整定ポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	供給ポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶A濃縮廃液抜出ポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶A濃縮廃液抜出ポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器A		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	排ガス槽		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	漏えい液希釈溶液供給槽		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	攪拌蒸気ポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器デミスタ		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	第2エジェクタ凝縮器デミスタ		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい液シールポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい液シールポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	フラッシュドラムA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	フラッシュドラムB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	第1エジェクタ凝縮器		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	第2エジェクタ凝縮器		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第1セル漏えい液受皿		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器セル漏えい液受皿		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気しゃ断弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気しゃ断弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	加熱蒸気冷却水切替弁		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
高レベル廃液濃縮系(その2)	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	第1高レベル濃縮廃液貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	第2高レベル濃縮廃液貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	第1高レベル濃縮廃液一時貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	第2高レベル濃縮廃液一時貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	第1高レベル濃縮廃液分配器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	第2高レベル濃縮廃液分配器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿第1シールポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿第2シールポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	放射性配管分岐セル漏えい液受皿1		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	放射性配管分岐セル漏えい液受皿2		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	分配器セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その1)	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル濃縮廃液貯蔵系(その2)	AT06配管収納容器1		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	第1不溶解残渣廃液一時貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	第2不溶解残渣廃液一時貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	第1不溶解残渣廃液貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	第2不溶解残渣廃液貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1シールポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿2		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液一時貯槽セル漏えい液受皿1		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液貯槽第1セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液貯槽第2セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
不溶解残渣廃液貯蔵系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿シールポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
共用貯蔵系	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	高レベル廃液混合槽A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	高レベル廃液混合槽B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給液槽A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給液槽B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	固化セル移送台車A		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	固化セル移送台車B		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽AサンプリングポットA		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽AサンプリングポットB		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽BサンプリングポットA		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽BサンプリングポットB		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽A気液分離器A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽A気液分離器B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽B気液分離器A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽B気液分離器B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ノズル冷却用空気槽A		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ノズル冷却用空気槽B		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉A原料供給器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉B原料供給器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉A廃ガス冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	ガラス溶融炉B廃ガス冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	保守治具入口シャッタ1		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	保守治具入口シャッタ2		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	レンガ回収治具1		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	レンガ回収治具2		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	レンガ回収治具3		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	レンガ回収治具4		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	レンガ回収治具5		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	レンガ回収治具6		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	負圧維持治具1		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	負圧維持治具2		高レベル廃液ガラス固化建屋	③
高レベル廃液ガラス固化設備	高レベル廃液混合槽第1セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	固化セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	放射性配管分岐セル漏えい液受皿3		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	放射性配管分岐セル漏えい液受皿4		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽第1セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	供給槽第2セル漏えい液受皿		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ノズルA空気供給弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ノズルA空気供給弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ノズルB空気供給弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備	流下ノズルB空気供給弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化設備	配管	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
ガラス固化体貯蔵設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット	-	高レベル廃液ガラス固化建屋	②
ガラス固化体貯蔵設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット(収納管)		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
ガラス固化体貯蔵設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット(収納管)		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
ガラス固化体貯蔵設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット(収納管)		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
ガラス固化体貯蔵設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット(収納管)		高レベル廃液ガラス固化建屋	②

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(通風管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ガラス固化体貯蔵設備(その2)	トレンチ移送台車(しゃへい容器)		第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟	①
ハル・エンドピース貯蔵系	貯蔵プールA		ハル・エンドピース貯蔵建屋	②
ハル・エンドピース貯蔵系	貯蔵プールB		ハル・エンドピース貯蔵建屋	②
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽B		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶B		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶凝縮器B		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽B供給液脈動整定ポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽B供給液脈動整定ポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	供給ポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶B濃縮廃液拔出ポットA		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶B濃縮廃液拔出ポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル濃縮廃液分配器B		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	攪拌蒸気ポットB		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮缶第2セル漏えい液受皿		分離建屋	評価対象
高レベル廃液濃縮系	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
高レベル廃液濃縮系(その2)	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(放射線監視盤)	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(ガスサンブラA(低レンジ))	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(ガスサンブラB(低レンジ))	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(ガスサンブラA(中レンジ))	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(ガスサンブラB(中レンジ))	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(ガスサンブラA(高レンジ))	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(ガスサンブラB(高レンジ))	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(サンプルラックA)	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ(サンプルラックB)	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒→主排気筒ガスモニタ排気サンプリング設備分岐	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ排気サンプリング設備分岐→排気サンプリング設備入口側隔離弁	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ排気サンプリング設備分岐→ガスサンブラ(低レンジ)	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	ガスサンブラ(低レンジ)→ガスサンブラ(中レンジ)	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	ガスサンブラ(中レンジ)→ガスサンブラ(高レンジ)	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	ガスサンブラ(高レンジ)→サンプルラック	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	サンプルラック→主排気筒ガスモニタ排気筒サンプリング設備合流	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	排気サンプリング設備出口側隔離弁→主排気筒ガスモニタ排気サンプリング設備合流	-	主排気筒管理建屋	①
放射線監視設備(その3)	主排気筒ガスモニタ排気サンプリング設備合流→主排気筒	-	主排気筒管理建屋	①

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
前処理建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラA	AA-M/C-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラB	AA-M/C-B	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	AA-P/C-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	AA-P/C-B	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA1	AA-MCC-A1	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA2	AA-MCC-A2	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA3	AA-MCC-A3	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB1	AA-MCC-B1	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB2	AA-MCC-B2	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	AA-BAT-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	AA-BAT-B	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	AA-CHG-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	AA-CHG-B	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	AA-CHG-E	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	AA-DCD-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	AA-DCD-B	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	AA-UPS-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	AA-UPS-B	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A	AA-UPD-A	前処理建屋	評価対象
前処理建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B	AA-UPD-B	前処理建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	AB-P/C-A	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	AB-P/C-B	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA	AB-MCC-A	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB	AB-MCC-B	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	AB-BAT-A	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	AB-BAT-B	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	AB-CHG-A	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	AB-CHG-B	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	AB-CHG-E	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	AB-DCD-A	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	AB-DCD-B	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	AB-UPS-A	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	AB-UPS-B	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A1	AB-UPD-A1	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A2	AB-UPD-A2	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B1	AB-UPD-B1	分離建屋	評価対象
分離建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B2	AB-UPD-B2	分離建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	AC-P/C-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	AC-P/C-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA1	AC-MCC-A1	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB1	AC-MCC-B1	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA2	AC-MCC-A2	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB2	AC-MCC-B2	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	AC-BAT-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	AC-BAT-B	精製建屋	評価対象

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
精製建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	AC-CHG-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	AC-CHG-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	AC-CHG-E	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	AC-DCD-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	AC-DCD-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	AC-UPS-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	AC-UPS-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A	AC-UPD-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B	AC-UPD-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤A	AC-ACS-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤B	AC-ACS-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤A	AC-ACD-A	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤B	AC-ACD-B	精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A		精製建屋	評価対象
精製建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B		精製建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラA	CA-M/C-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラB	CA-M/C-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	CA-P/C-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	CA-P/C-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA1	CA-MCC-A1	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA2	CA-MCC-A2	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB1	CA-MCC-B1	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB2	CA-MCC-B2	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	CA-BAT-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	CA-BAT-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	CA-CHG-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	CA-CHG-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	CA-CHG-E	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	CA-DCD-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	CA-DCD-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	CA-UPS-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	CA-UPS-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A	CA-UPD-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B	CA-UPD-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤A	CA-ACS-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤B	CA-ACS-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤A	CA-ACD-A	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤B	CA-ACD-B	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	CB-P/C-A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	CB-P/C-B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA	CB-MCC-A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB	CB-MCC-B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	CB-BAT-A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	CB-BAT-B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	CB-CHG-A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	CB-CHG-B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	CB-CHG-E	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	CB-DCD-A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	CB-DCD-B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	CB-UPS-A	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	CB-UPS-B	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	①
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	KA-P/C-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	KA-P/C-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA1	KA-MCC-A1	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA2	KA-MCC-A2	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB1	KA-MCC-B1	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB2	KA-MCC-B2	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	KA-BAT-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	KA-BAT-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	KA-CHG-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	KA-CHG-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	KA-CHG-E	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	KA-DCD-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	KA-DCD-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	KA-UPS-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	KA-UPS-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A	KA-UPD-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B	KA-UPD-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤A	KA-ACS-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤B	KA-ACS-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤A	KA-ACD-A	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤B	KA-ACD-B	高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
高レベル廃液ガラス固化建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
制御建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラA	AG-M/C-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラB	AG-M/C-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタA	AG-P/C-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	460V非常用パワーセンタB	AG-P/C-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA1	AG-MCC-A1	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA2	AG-MCC-A2	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB1	AG-MCC-B1	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB2	AG-MCC-B2	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A1	AG-BAT-A1	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B1	AG-BAT-B1	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	220V第2非常用蓄電池A2	AG-BAT-A2	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	220V第2非常用蓄電池B2	AG-BAT-B2	制御建屋	①

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
制御建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	AG-CHG-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	AG-CHG-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	AG-CHG-E	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	AG-DCD-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	AG-DCD-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置A	AG-UPS-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用無停電電源装置B	AG-UPS-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤A	AG-UPD-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用無停電交流主分電盤B	AG-UPD-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤A	AG-ACS-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用計測交流電源盤B	AG-ACS-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤A	AG-ACD-A	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	105V非常用計測交流主分電盤B	AG-ACD-B	制御建屋	①
制御建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A		制御建屋	①
制御建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B		制御建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラA	GA-M/C-A	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	6.9kV非常用メタクラB	GA-M/C-B	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	非常用動力用変圧器A	GA-PTR-A	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	非常用動力用変圧器B	GA-PTR-B	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタA	GA-MCC-A	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	460V非常用コントロールセンタB	GA-MCC-B	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	ディーゼル機関A		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	ディーゼル機関B		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	同期発電機A		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	同期発電機B		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	第2非常用ディーゼル発電機A制御盤		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	第2非常用ディーゼル発電機B制御盤		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A1		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤A2		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B1		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	非常用電気設備リレー盤B2		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池A	GA-BAT-A	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V第2非常用蓄電池B	GA-BAT-B	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V非常用充電器盤A	GA-CHG-A	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V非常用充電器盤B	GA-CHG-B	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V非常用予備充電器盤E	GA-CHG-E	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤A	GA-DCD-A	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	110V非常用直流主分電盤B	GA-DCD-B	非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油貯蔵タンク1A		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油貯蔵タンク2A		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油貯蔵タンク1B		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油貯蔵タンク2B		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油サービスタンクA		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油サービスタンクB		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	空気だめA		非常用電源建屋	①

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
非常用電源建屋の電気設備	空気だめA		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	空気だめB		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	空気だめB		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油移送ポンプA		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	燃料油移送ポンプB		非常用電源建屋	①
非常用電源建屋の電気設備	配管	-	非常用電源建屋	①
安全圧縮空気系	計測制御用空気貯槽		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	安全空気脱湿装置A		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	安全空気脱湿装置B		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	安全空気圧縮装置A		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	安全空気圧縮装置B		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	安全空気圧縮装置C		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	水素掃気用空気貯槽		前処理建屋	評価対象
安全圧縮空気系	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
安全圧縮空気系(その2)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
安全圧縮空気系(その3)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
安全圧縮空気系(その4)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
安全冷却水系	安全冷却水A循環ポンプA		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水A循環ポンプB		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水B循環ポンプA		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水B循環ポンプB		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1A中間熱交換器		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1B中間熱交換器		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1AポンプA		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1AポンプB		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1BポンプA		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1BポンプB		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水2中間熱交換器		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水2ポンプA		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水2ポンプB		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水A膨張槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水B膨張槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1A膨張槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1B膨張槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水2膨張槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1A放射線レベル計測槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水1B放射線レベル計測槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水2放射線レベル計測槽		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水A補助冷却器		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	安全冷却水B補助冷却器		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系	配管	-	前処理建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水A冷却塔		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水B冷却塔		前処理建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	換気設備用冷凍機A		制御建屋	①
安全冷却水系(その2)	換気設備用冷凍機B		制御建屋	①

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
安全冷却水系(その2)	中間熱交換器A		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	中間熱交換器B		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	冷却水循環ポンプA		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	冷却水循環ポンプB		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	冷却水循環ポンプC		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	冷却水循環ポンプD		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1A中間熱交換器		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1B中間熱交換器		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1AポンプA		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1AポンプB		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1BポンプA		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1BポンプB		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水2中間熱交換器		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水2ポンプA		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水2ポンプB		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1A膨張槽		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水1B膨張槽		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	安全冷却水2膨張槽		分離建屋	評価対象
安全冷却水系(その2)	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水中間熱交換器A		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水中間熱交換器B		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水AポンプA		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水AポンプB		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水BポンプA		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水BポンプB		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水中間熱交換器C		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水CポンプA		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水CポンプB		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水AポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水BポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A系中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B系中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A系ポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A系ポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B系ポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B系ポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水A中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水B中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水AポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水AポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水BポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水BポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1A中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1B中間熱交換器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1AポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1AポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1BポンプA		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1BポンプB		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A膨張槽		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B膨張槽		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水C膨張槽		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A検知計		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B検知計		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷却水C検知計		精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A系膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B系膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水A膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水B膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1A膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1B膨張槽		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水A検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水B検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水A系検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水B系検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水A検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	高レベル廃液共用貯槽冷却水B検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1A検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷却水1B検知ポット		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷水A冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷水B冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	②
安全冷却水系(その3)	安全冷水A冷凍機		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水B冷凍機		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	スクリーユ圧縮機		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	スクリーユ圧縮機		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象

■ については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
安全冷却水系(その3)	スクリーン圧縮機		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	スクリーン圧縮機		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	油分離器		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	油分離器		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	凝縮器		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	油冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	油冷却器		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水A冷却器冷媒止め弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水A冷却器冷媒止め弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水B冷却器冷媒止め弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水B冷却器冷媒止め弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水A冷却器冷媒蒸発温度調節弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水A冷却器冷媒蒸発温度調節弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水B冷却器冷媒蒸発温度調節弁A		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	安全冷水B冷却器冷媒蒸発温度調節弁B		高レベル廃液ガラス固化建屋	評価対象
安全冷却水系(その3)	冷却塔A		非常用電源建屋	①
安全冷却水系(その3)	冷却塔B		非常用電源建屋	①
安全冷却水系(その3)	冷却水循環ポンプA		非常用電源建屋	①
安全冷却水系(その3)	冷却水循環ポンプB		非常用電源建屋	①
安全冷却水系(その3)	膨張槽A		非常用電源建屋	①
安全冷却水系(その3)	膨張槽B		非常用電源建屋	①
安全冷却水系(その3)	配管	-	精製建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水A第1中間熱交換器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水B第1中間熱交換器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	冷水移送ポンプA		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	冷水移送ポンプB		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	冷水移送ポンプC		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	冷水移送ポンプD		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水A第2中間熱交換器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水B第2中間熱交換器		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	換気設備用冷凍機A		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	換気設備用冷凍機B		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水A膨張槽		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水B膨張槽		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水A検知計		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	安全冷却水B検知計		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	評価対象
安全冷却水系(その4)	配管	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	② or 評価対象
安全蒸気系	安全蒸気ボイラA		前処理建屋	評価対象
安全蒸気系	安全蒸気ボイラB		前処理建屋	評価対象
安全蒸気系	ボイラ供給水槽		前処理建屋	評価対象
安全蒸気系	LPGボンベユニットA		前処理建屋	評価対象
安全蒸気系	LPGボンベユニットB		前処理建屋	評価対象
安全蒸気系	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象
安全蒸気系(その3)	配管	-	前処理建屋	② or 評価対象

■については、商業機密の観点から公開できません

系統名	機器名称	機器番号	建屋名	除外理由番号
分離建屋の分析設備	配管	-	分離建屋	② or 評価対象
精製建屋の分析設備	配管	-	精製建屋	評価対象
分析済溶液処理系	分析残液受槽	[Redacted]	分析建屋	②
分析済溶液処理系	分析残液希釈槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	分析済溶液受槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	分析済溶液供給槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	濃縮液受槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	濃縮液供給槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	抽出残液受槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	抽出液受槽		分析建屋	②
分析済溶液処理系	分析残液受槽ポンプ		分析建屋	②
分析済溶液処理系	分析残液受槽濃縮工程移送ポンプ		分析建屋	②
分析済溶液処理系	分析済溶液受槽ポンプ		分析建屋	②
分析済溶液処理系	濃縮液受槽ポンプ		分析建屋	②
分析済溶液処理系	濃縮液供給槽ポンプ		分析建屋	②
分析済溶液処理系	抽出残液受槽濃縮工程移送ポンプ		分析建屋	②
分析済溶液処理系	抽出液受槽かくはんポンプ		分析建屋	②
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット	-	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第6貯蔵ビット	-	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第7貯蔵ビット	-	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第8貯蔵ビット	-	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)	[Redacted]	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①
ガラス固化体貯蔵設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟の第5貯蔵ビット (収納管)		第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟	①

[Redacted] については、商業機密の観点から公開できません

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4 - 4 (1 2 条)

化学薬品の漏えい影響評価の対象外とする理由について

4. 2 化学薬品防護対象設備の抽出 第 4.2-1 図に示した化学薬品の漏えい影響評価対象の選定フローにより選定される、化学薬品の漏えい影響評価から対象外とする理由を、第 1 表に示す。

以上

第 1 表 化学薬品の漏えい影響評価の対象外とする理由

各ステップの項目	理由
① 屋外，及び化学薬品を取り扱わない建屋にある設備	<p>化学薬品を取り扱わない，屋外及び以下の建屋に設置される設備は，漏えいした化学薬品に被液することがないため，化学薬品の漏えい影響を受けることはないと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔 B 基礎 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 ・第 1 ガラス固化体貯蔵建屋 ・チャンネルボックス・バーナブル ポイズン処理建屋 ・制御建屋 ・非常用電源建屋 ・主排気筒管理建屋
② 耐薬品性のある部材で構成される設備	<p>構造が単純で耐薬品性のある部材で構成される以下に示す設備は，化学薬品の漏えい影響を受けることはないと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール，セル，躯体等の構築物 ・耐薬品性のある部材で構成された，容器，配管，手動弁等の設備
③ 動的機能が喪失しても安全機能に影響しない (フェイルセーフ機能を持つ設備を含む)	<p>高レベル廃液ガラス固化建屋の固化セル内で，異常の検知により工程停止のインターロックが作動する設備は，安全機能に影響はないと評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固化セル移送台車等

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4 - 5 (1 2 条)

壁、防水扉、堰等による化学薬品への漏えい経路への対策について

1. はじめに

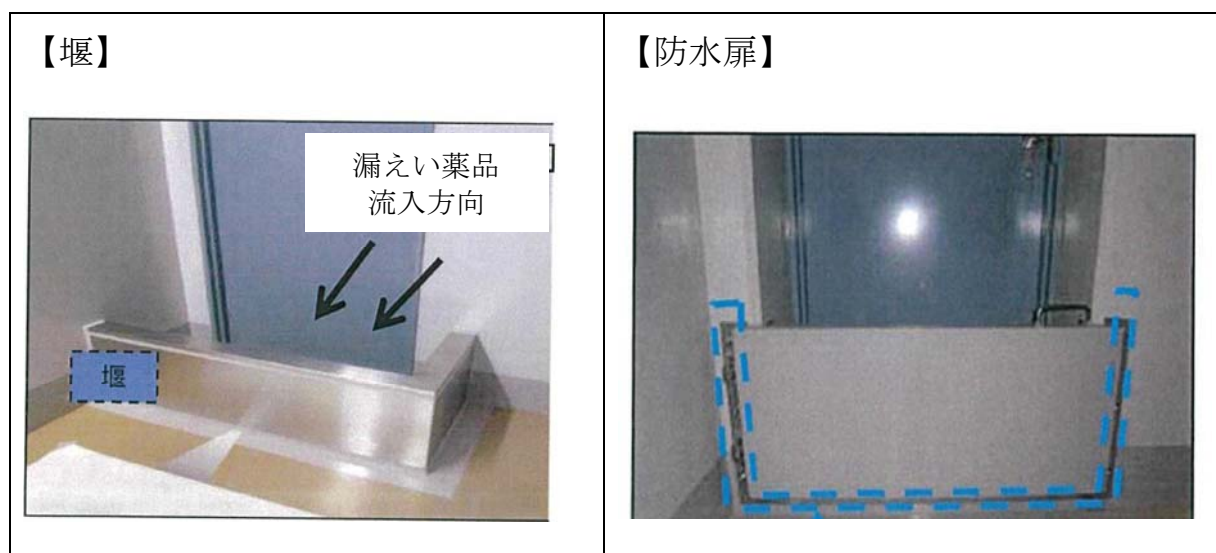
化学薬品防護対象設備が化学薬品の漏えいの発生により、漏えいした化学薬品に対する止水性がない扉の隙間等を介して広範囲に化学薬品が伝播し、安全機能を損なうおそれがある。

このような化学薬品の漏えい経路に対して流入防止対策を実施することにより、化学薬品防護対象設備が設置される区画への伝播を防ぐなど、化学薬品の漏えいの影響を限定的にすることができ、安全機能を維持することが可能となる。

化学薬品の漏えい経路への流入防止対策は、漏えいした化学薬品に被液する箇所の構成部材が耐薬品性を有する部材で構成するものとする。

化学薬品の漏えい経路への流入防止対策の例について、次項に示す。

2. 化学薬品の漏えい経路に対する流入防止対策例



以上

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4 - 6 (1 2 条)

応力評価に基づくサポート等改造対策の概要について

応力評価に基づくサポート等改造対策の概要については、「第11条 溢水による損傷の防止」における「補足説明資料 3-7 応力評価に基づくサポート等改造対策の概要について」と同じである。

以 上

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4 - 7 (1 2 条)

耐震 B， C クラス機器の評価について

耐震 B， C クラス機器の評価については，「第 11 条 溢水による損傷の防止」における「補足説明資料 3-8 耐震 B， C クラス機器の評価について」と同じである。

以 上

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 4－8（12 条）

被液防護対策（例）

1. はじめに

化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なうおそれがある場合には、次項に示す対策を行うことにより、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とされている。

2. 被液防護対策例

漏えいした化学薬品の被液に対して耐性を有しない化学薬品防護対象設備について、化学薬品の漏えい源との間に薬品防護板を設置することにより防護する。

3. 被液防護対策仕様

化学薬品の漏えいの被液防護対策	仕様
薬品防護板の設置	<ul style="list-style-type: none">・漏えいした化学薬品の水圧並びに腐食又は劣化に起因する化学的損傷に耐える設計とする。・薬品防護板は、基準地震動に耐える設計とする。

以 上

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 5 - 1 (1 2 条)

化学薬品の漏えい源とする機器（配管、容器）について

化学薬品の漏えい源とする機器（配管、容器）は、化学薬品を内包する系統とする。容器とは、冷凍機、分配器、蒸発缶、反応器全般、塔類、槽類等、定格容量が定められている機器とする。化学薬品の漏えい源とする機器（例）を第1表に示す。

配管のうち、異常時に使用されるライン、現場操作を介さないと化学薬品が流れないラインについては、以下の理由から化学薬品の漏えい源としない。

- (1) 床ドレンラインは、区画内で発生する漏えい流体を回収するラインであり、通常時は当該配管に流体が内包されていないため、化学薬品の漏えい源から除外する。
- (2) 機器（配管）ドレンラインは、点検時等に機器内に微量残った流体を抜くためのラインであり、通常時は手動弁で仕切られており、手動弁下流側には流体が内包されていないため、化学薬品の漏えい源から除外する。
- (3) 安全のために設けられているオーバーフローラインは、通常時は当該配管に化学薬品が内包されていないため、化学薬品の漏えい源から除外する。
- (4) 手動サンプリングラインは、現場でのサンプリング時に流体が内包されるラインであり、通常時は手動弁で仕切られており、手動弁下流側には化学薬品が内包されていないため、化学薬品の漏えい源から除外する。
- (5) クイックカップラ以降のラインは、使用時に接続されるラインであり、通常時は物理的に切り離されており、クイックカップラ以降のラインには化学薬品が内包されていないため、化学薬品の漏えい源から除外する。

以上

第1表 化学薬品の漏えい源とする機器(例)

設置場所 建屋	階層	部屋番号	機器名称	機器番号	耐震クラス S :◎ S相当:○ S以外:×
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○

第1表 化学薬品の漏えい源とする機器(例)

設置場所 建屋	階層	部屋番号	機器名称	機器番号	耐震クラス S :◎ S相当:○ S以外:×
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○

第1表 化学薬品の漏えい源とする機器(例)

設置場所 建屋	階層	部屋番号	機器名称	機器番号	耐震クラス S :◎ S相当:○ S以外:×
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○

第1表 化学薬品の漏えい源とする機器(例)

設置場所 建屋	階層	部屋番号	機器名称	機器番号	耐震クラス S :◎ S相当:○ S以外:x
分離建屋	B3F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B2F		配管		○
分離建屋	B3F		極低レベル無塩廃液受槽		○
分離建屋	B3F		極低レベル含塩廃液受槽		○
分離建屋	B2F		回収硝酸貯槽ポンプA		○
分離建屋	B2F		回収硝酸貯槽ポンプB		○
分離建屋	B2F		廃液中和槽		○

令和元年11月8日 R0

補足説明資料5－2（12条）

薬品配管への応力評価式の適用について

内部溢水ガイド「2.1.1 溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水」の評価（以下「想定破損」という。）においては、高エネルギー配管は完全全周破断、低エネルギー配管は貫通クラックを想定して溢水影響を評価しているが、一部の配管については、「内部溢水ガイド附属書A 流体を内包する配管の破損による溢水の詳細評価手法について」（以下「内部溢水ガイド附属書A」という。）の規定を参考にしている。

当該評価は溢水に対して規定されたものであるが、「第12条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止」において、同ガイドに準じた評価により想定破損の漏えい源の設定を行うため、化学薬品の配管に対する応力評価の適用について説明する。

内部溢水ガイドにおいて、破損を想定する機器は「配管」との記載のみであり、内包する流体の種別についての具体的な対象の絞込みはなされていない。

一方、今回評価対象となる化学薬品を内包する配管は、設工認第2回申請「容器・管等の材料及び構造に関する設計の基本方針」に添付する材料選定フローに基づき材料選定を行っており、薬品環境下においても配管としての健全性は確保されている。

これを踏まえると、薬品配管に対しても、内部溢水ガイド附属書Aに基づく応力評価を適用することは妥当と判断できる。

以 上

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 5 - 3 (1 2 条)

その他の漏えい事象に対する確認について

その他の漏えい事象に対して、想定される事象を整理するとともに、漏えいした化学薬品が安全機能に影響を及ぼさない設計となっていることを確認する。

1. その他の漏えい事象の整理

化学薬品防護建屋内にて発生が想定される、溢水におけるその他の漏えい事象について第1表に整理する。

第1表 その他の漏えい事象

分類	想定事象
(1) 機器ドレン	・ サンプルシンクドレン 等
(2) 機器損傷 (配管以外)	・ 開放端に繋がる弁のシートリーク ・ 弁グランドリーク ・ ポンプシールリーク ・ フランジリーク 等
(3) 人的過誤	・ 弁誤操作等

(1) 機器ドレン

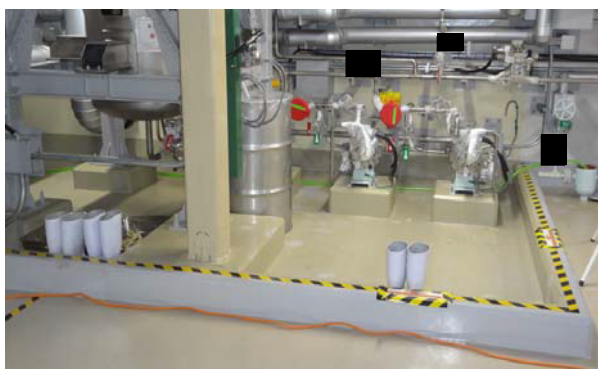
通常運転状態において発生するドレンであり、床及び機器ドレンファンネルにより排水可能な設計としている。

機器ドレンについては、化学薬品を系外にドレン（廃水）する機器は存在しないため、化学薬品の漏えい源には該当しない。

(2) 機器損傷（配管以外）

機器損傷による各種リーク事象については、漏えい量は比較的少なく、漏えいした化学薬品は床ドレンファンネルを経由して一般排水ピット等に溜まり、一般排水ピット等に設置された液位計の監視により検知可能な設計としている。

大容量の化学薬品の貯槽の下部には、漏えい拡大を防止するための堰を設置している（第1図参照）。また、過去に発生した硝酸漏えい事象を受け、再処理施設内（非管理区域を含む）のフランジ接続部等への飛散防止カバー等の設置について管理している（第2図参照）ため、漏えいの拡大防止・対応が可能な設計としている。



第1図 容器からの漏えい拡大を防止するための堰



第2図 漏えい化学薬品の飛散防止用の飛散防止カバー等

(3) 人的過誤

化学薬品防護対象設備を直接視認できないエリアからの誤操作によって、化学薬品防護対象設備を被液させるおそれのある開放部又は水密処理されていない閉止部は化学薬品防護対象設備を設置する室に設置しない設計とすることから、当該室における誤操作により生じる化学薬品の漏えいは発生しない。

再処理施設の運転操作にて系統内の化学薬品を系外に放出する操作としては分析のための現場サンプリングがあり、サンプリングラックにて容器に系統内の流体を採取する。採取時は人が介在しているため、漏えいがあれば速やかに弁を閉止する。

設備の点検作業に伴う系統内の流体のブローが発生する場合には、隔離範囲を最小限とし、残液が想定される場合は、トレーやホース等を準備し、人が介在し、管理された状態で徐々に排水する。

これらより、人的過誤による漏えいは人の介在により管理された状態で発生するため、対応が可能である。

2. その他の漏えい事象に対する対応方針

第1表に整理した事象は、上記に示した検知・対応により、安全機能に影響を及ぼさないと考えられる。

なお、機器の誤動作により、系外に液体を放出する発電炉に設置される格納容器スプレイのような設備は、再処理施設の化学薬品防護建屋にはない。

以 上

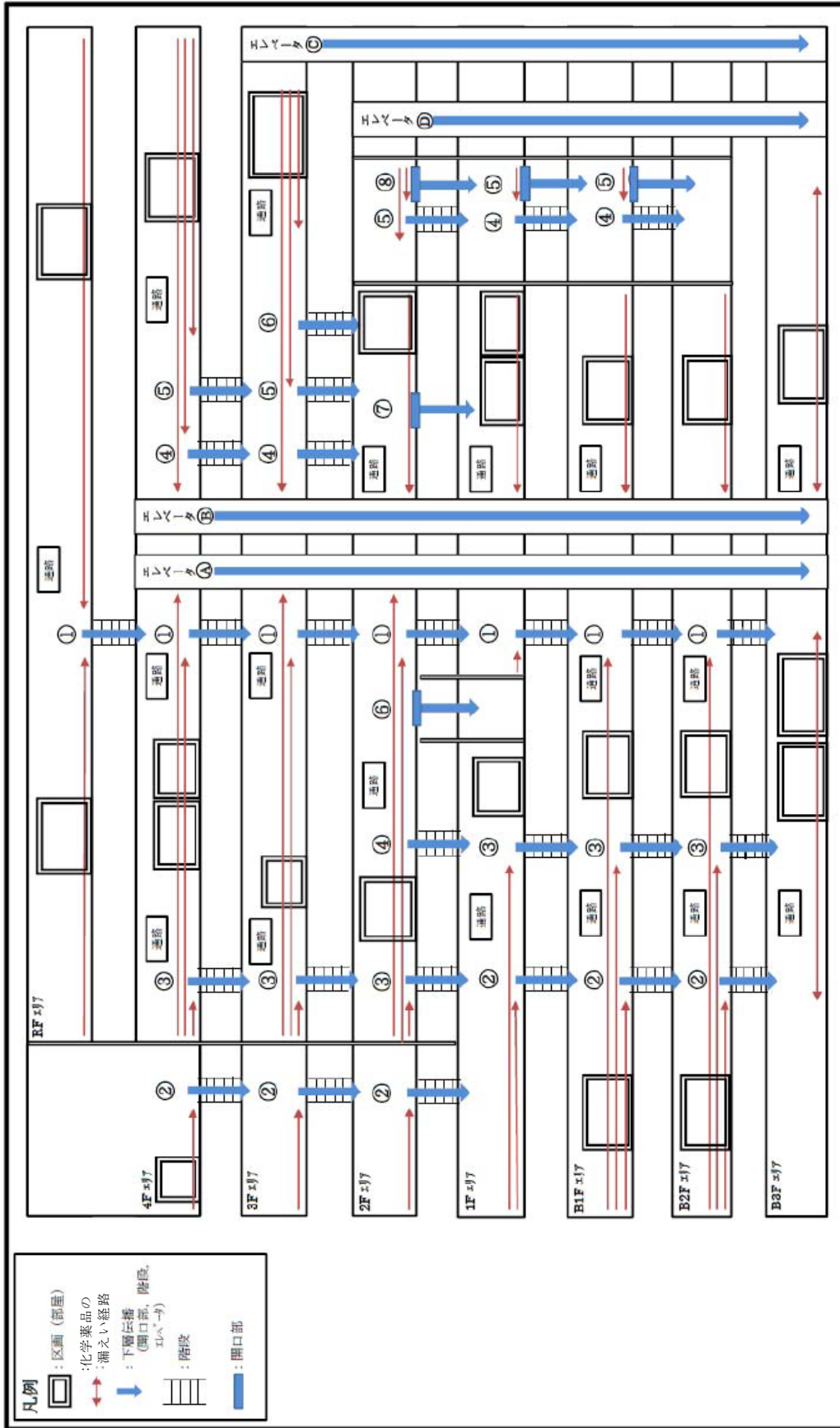
令和元年 11 月 8 日 R 0

補足説明資料 6 - 1 (1 2 条)

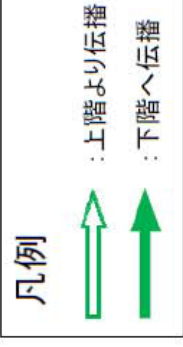
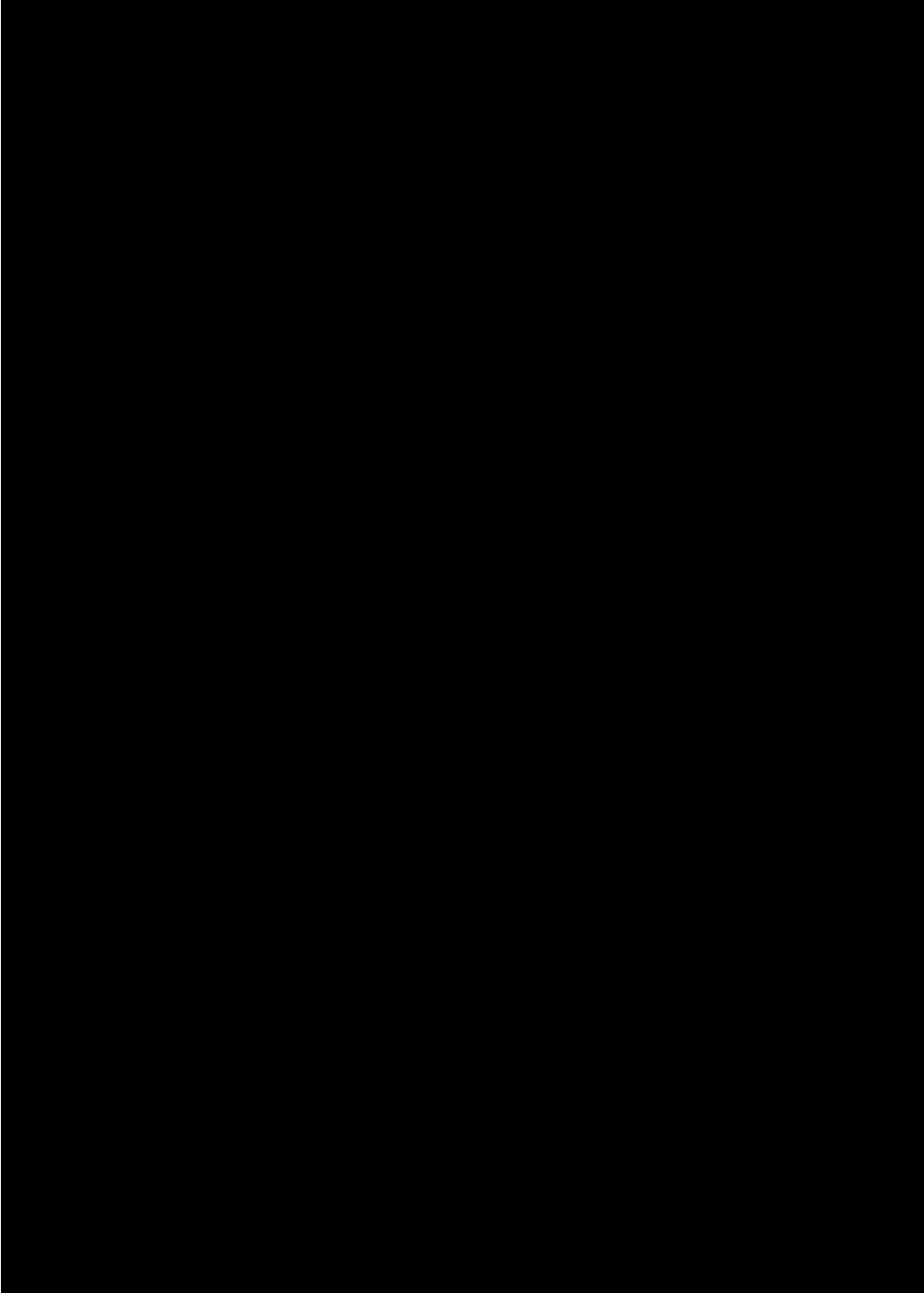
化学薬品の漏えい経路モデル（代表例）

2. 2 化学薬品の漏えい経路の設定により設定される化学薬品の漏えい経路のモデル（代表例）を，第1図及び第2図に示す。

以 上



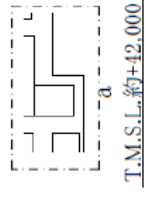
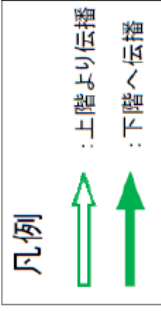
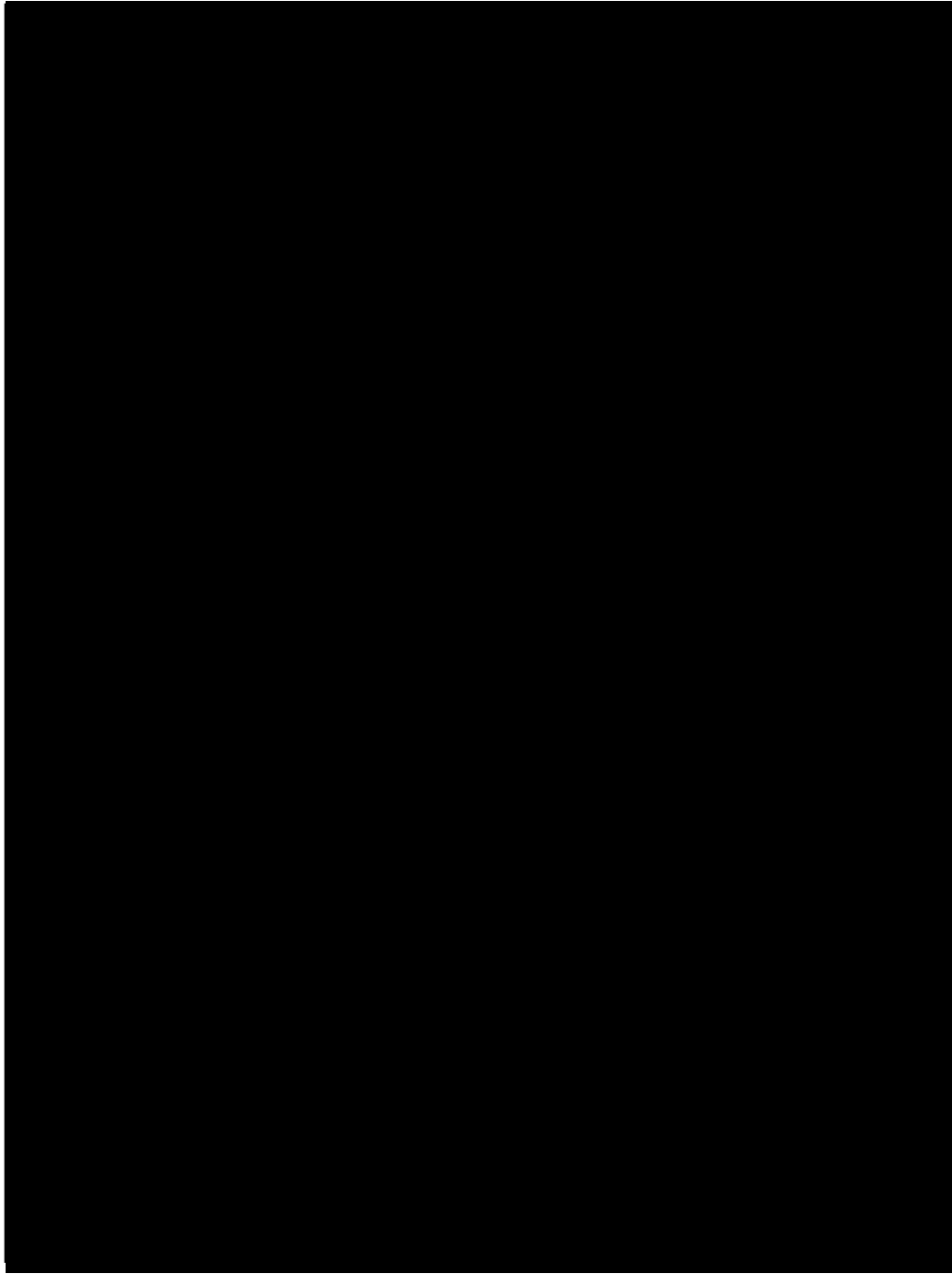
第1図 化学薬品の漏えい経路モデル図 代表例



分離建屋 地下3階(EL. 38.39)

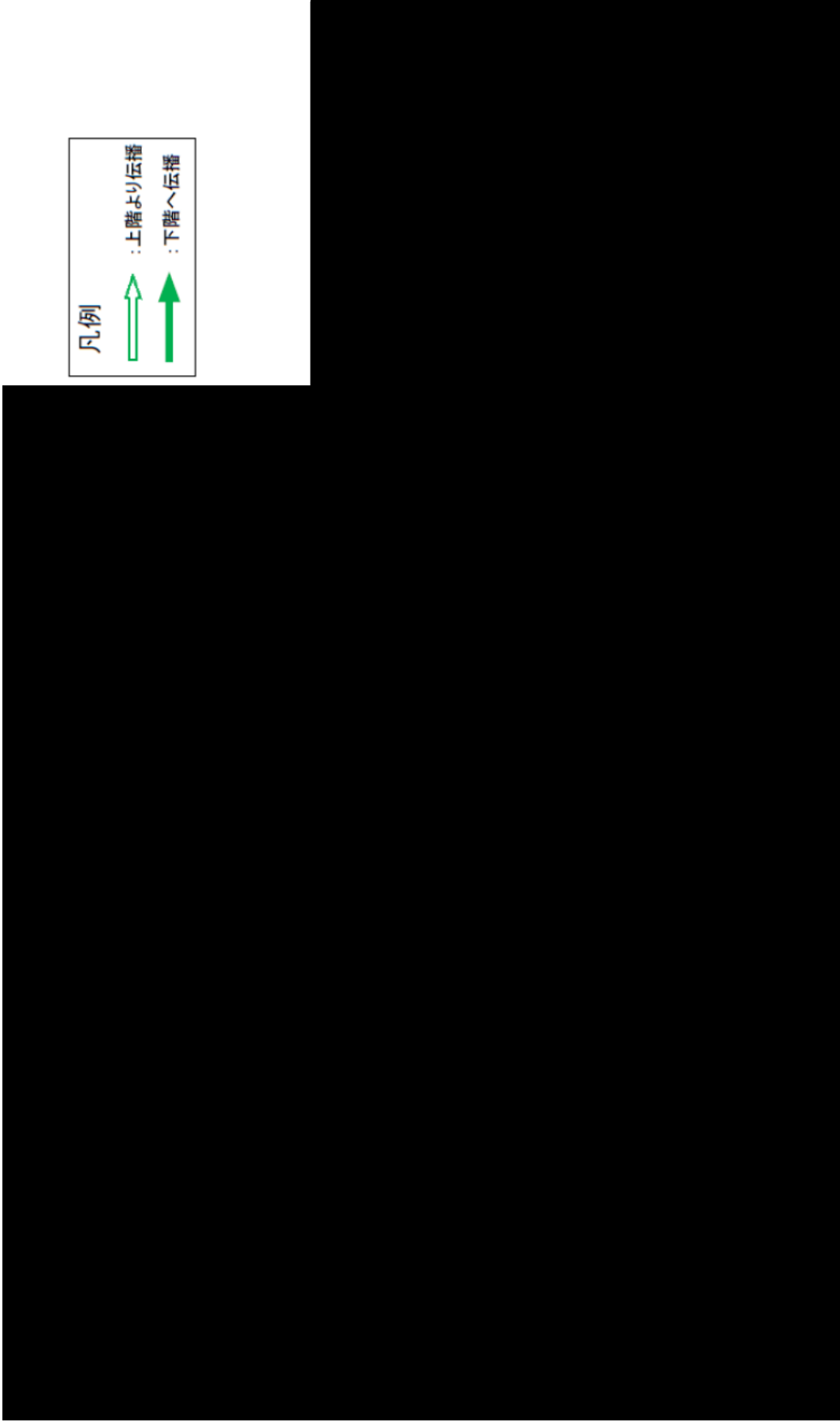
第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例

■ については商業機密の観点から公開できません。



分離建屋 地下2階(EL. 43.49) 伝播経路略図 代表例

■ については商業機密の観点から公開できません。



凡例



: 上階より伝播

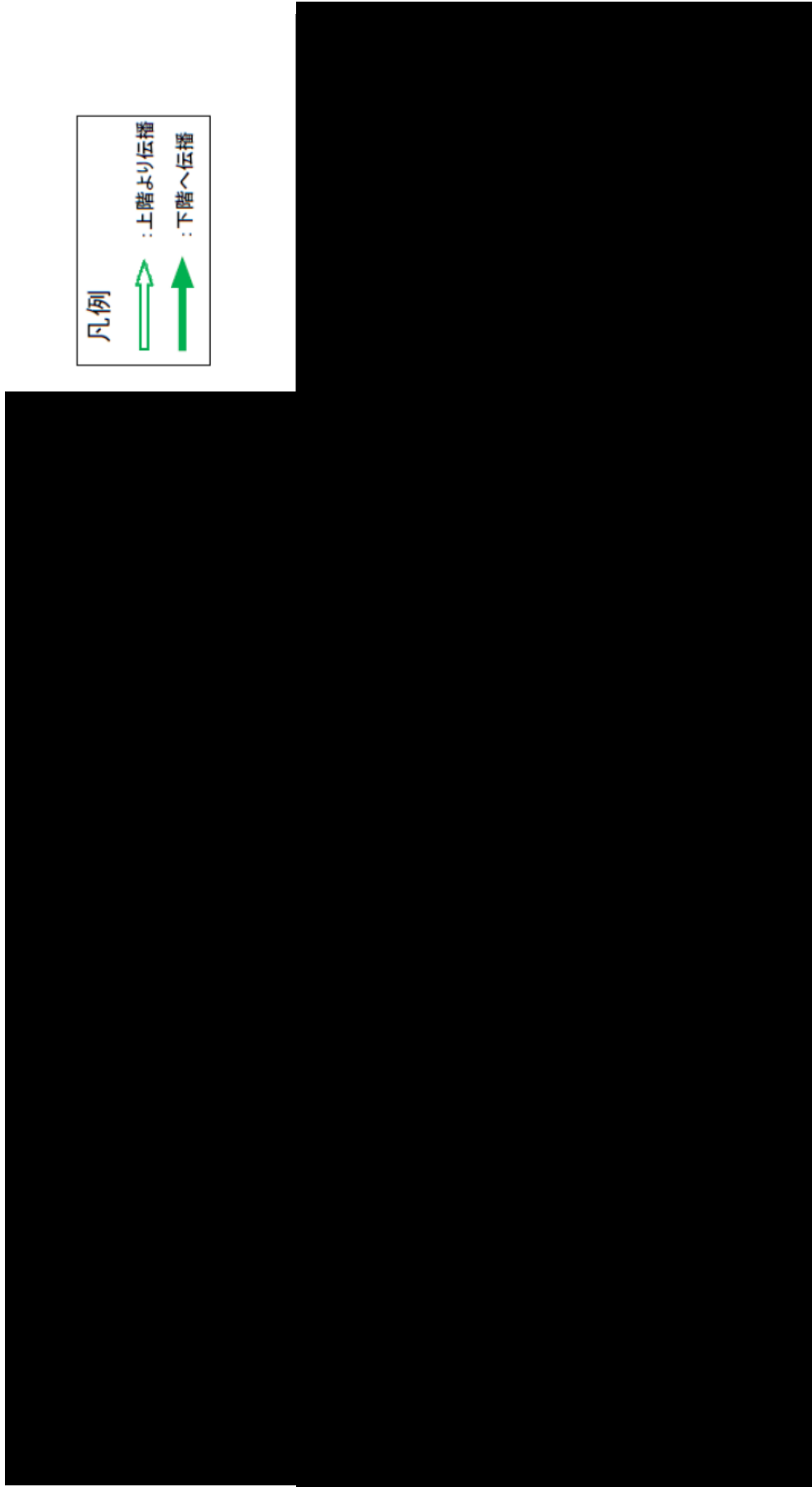


: 下階へ伝播

分離建屋 地下1階(EL. 50.29)

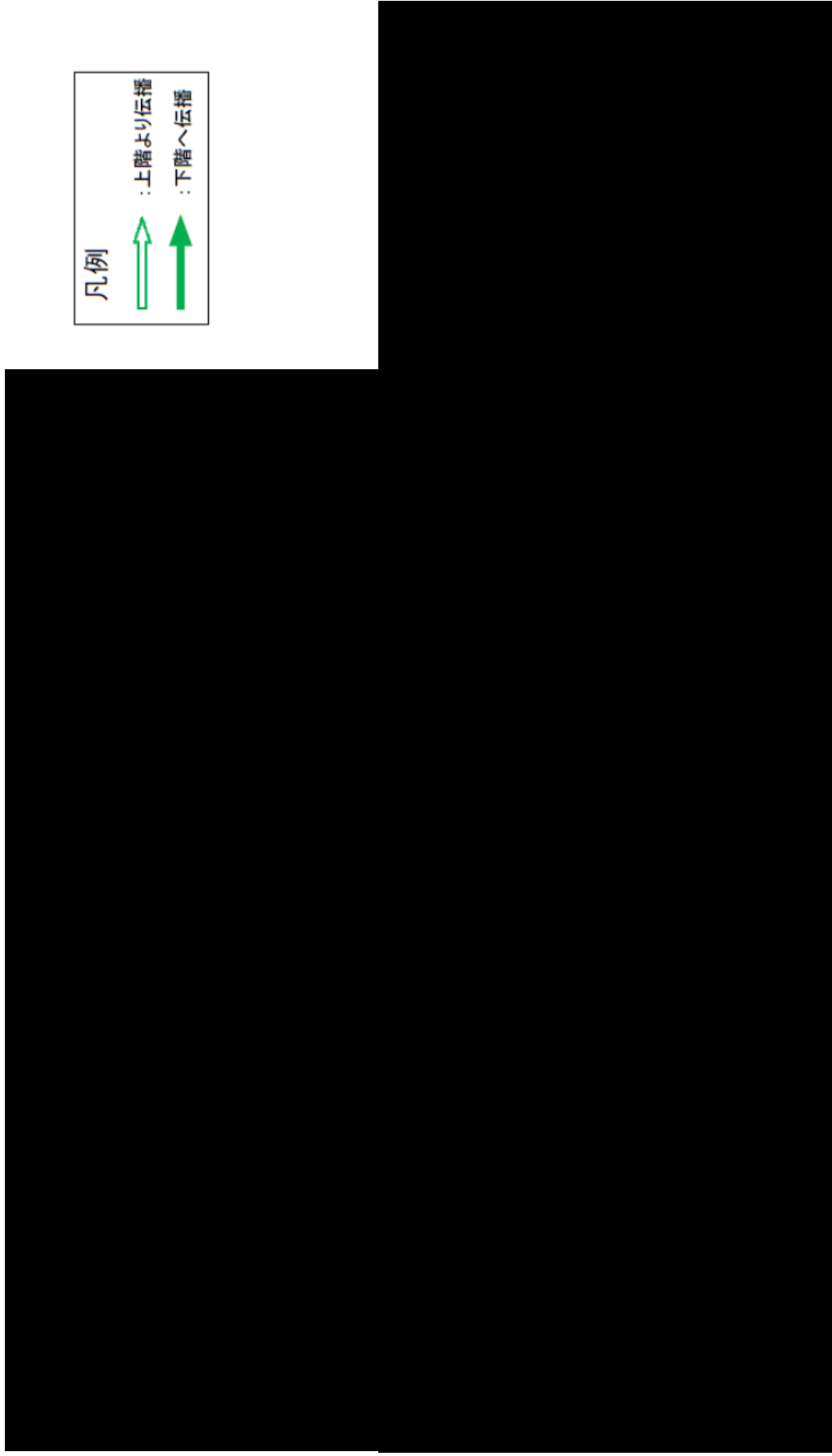
第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例

■については商業機密の観点から公開できません。



分離建屋 地上1階(EL. 55.39)
第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例

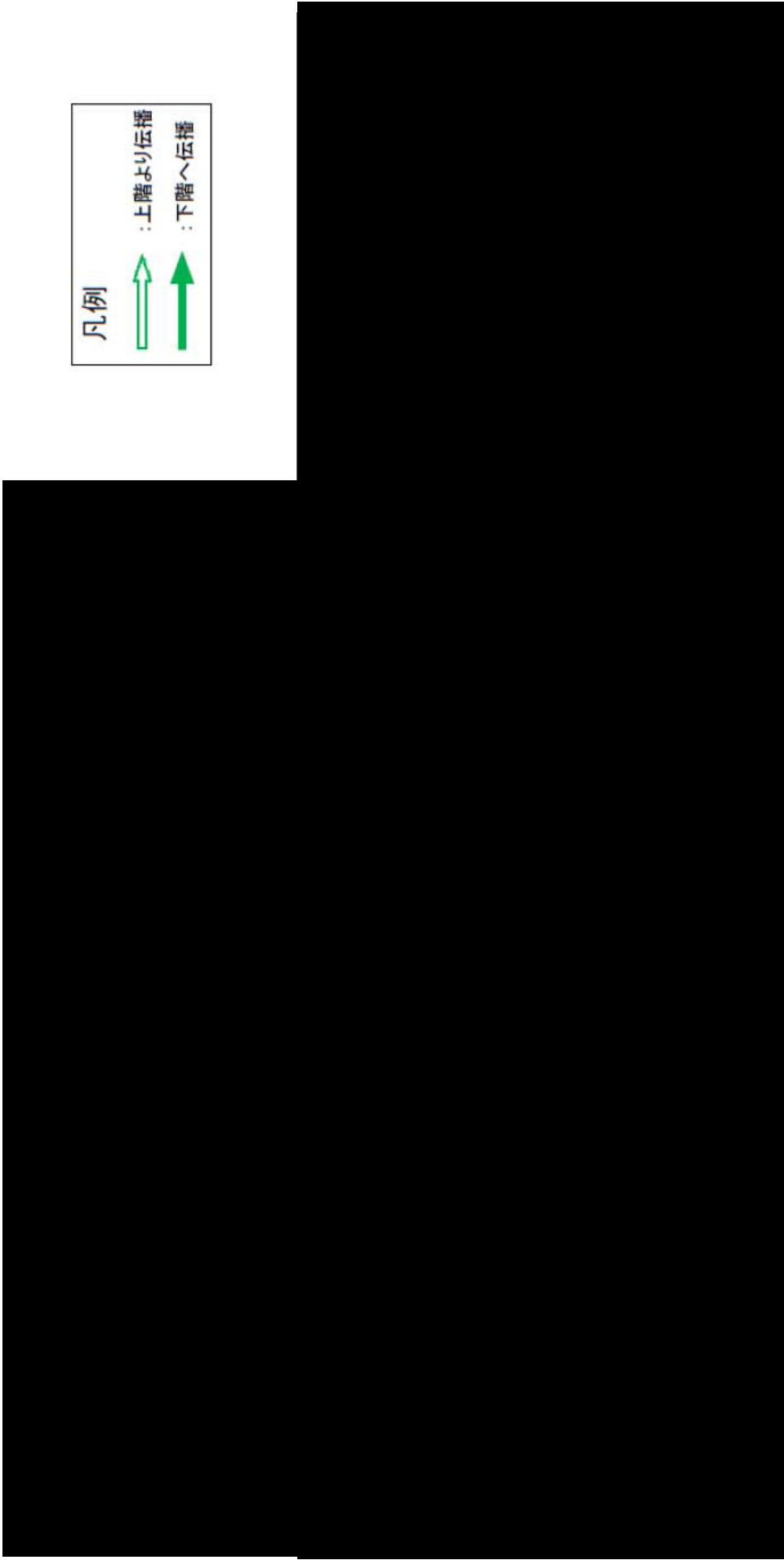
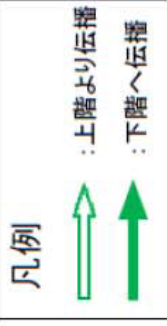
■については商業機密の観点から公開できません。



凡例
↑ : 上階より伝播
↑ : 下階へ伝播

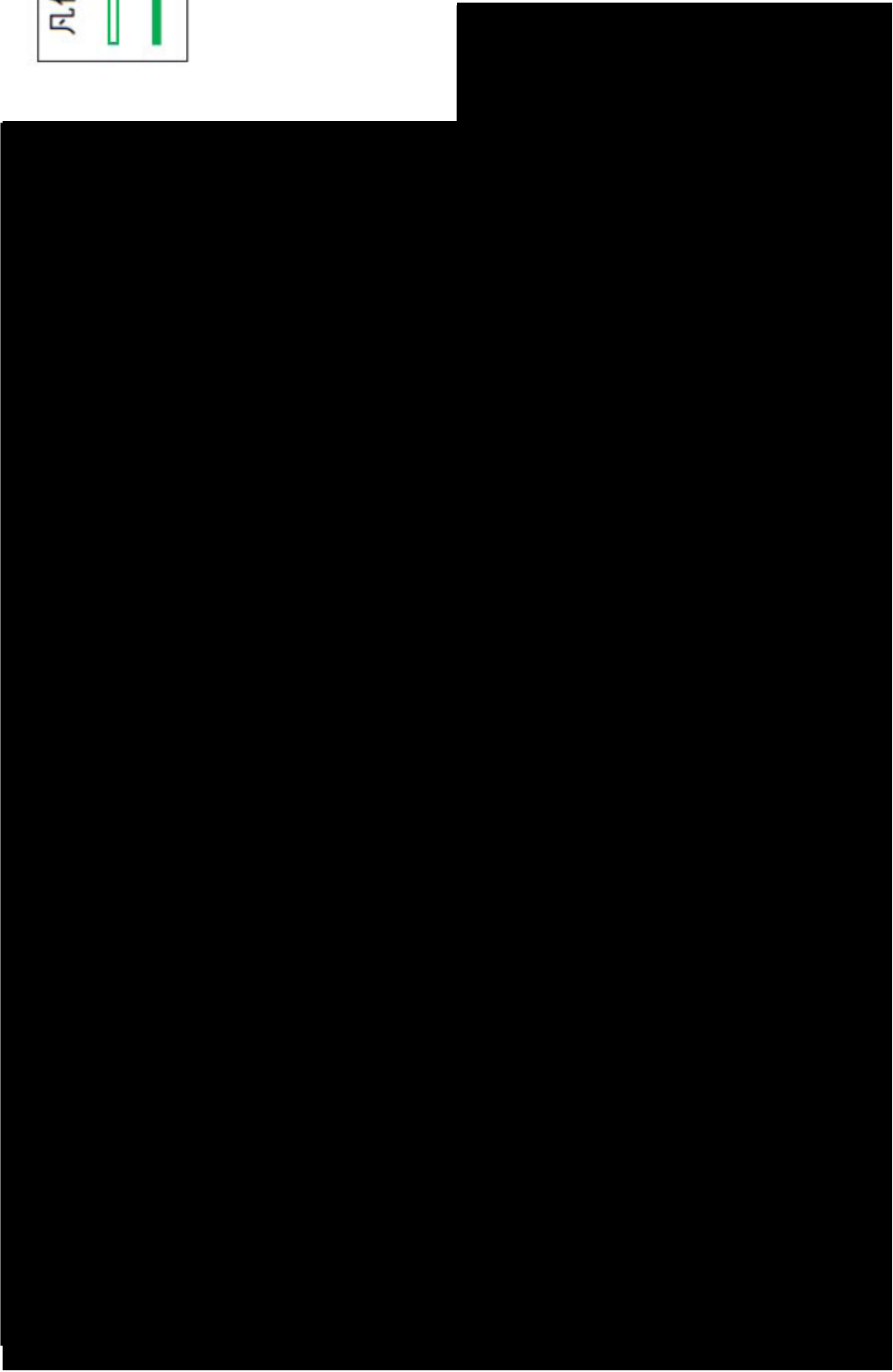
第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例
分離建屋 地上2階(EL. 62.19)

■については商業機密の観点から公開できません。



分離建屋 地上3階(EL. 67.29)
第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例

■ については商業機密の観点から公開できません。



凡例



: 上階より伝播

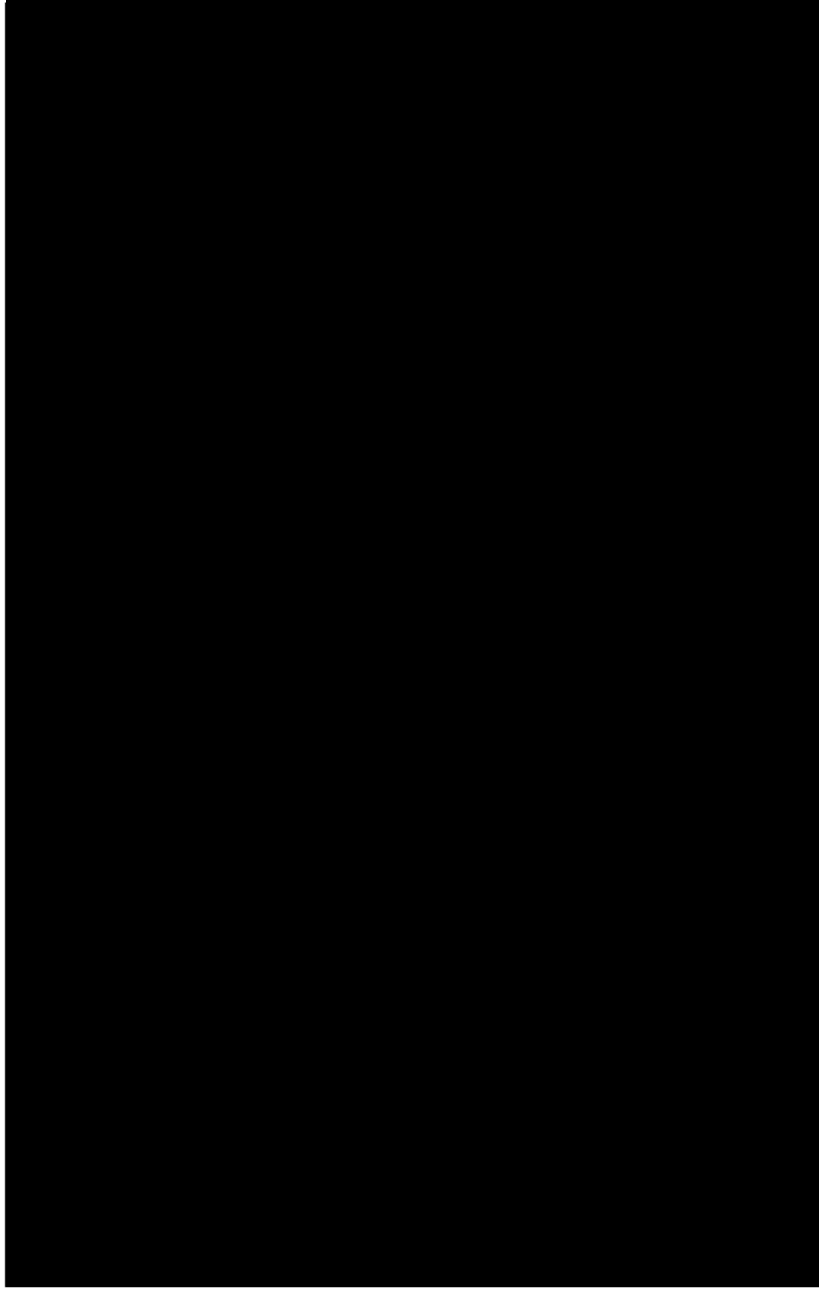
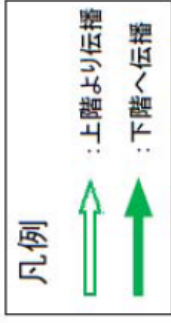


: 下階へ伝播

分離建屋 地上4階(EL. 74.09)

第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例

■ については商業機密の観点から公開できません。



分離建屋 屋上階(EL. 80.89)

第2図 化学薬品の漏えい伝播経路概略図 代表例

■については商業機密の観点から公開できません。

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 6 - 2 (1 2 条)

化学薬品の漏えい経路となる開口部について

化学薬品の漏えい影響評価において考慮する化学薬品の漏えい経路は、化学薬品防護区画とその他の区画（化学薬品防護対象設備が存在しない区画または通路）との間における伝播経路となる、水密扉及び防水扉のうち耐薬品性を有するもの以外の扉、壁開口部及び貫通部、天井開口部及び貫通部、床面開口部及び貫通部、床ドレン等の接続状況及びこれらに対する流入防止対策の有無を踏まえ設定する。化学薬品の漏えい経路となる開口を第1表に示す。

以 上

第1表 化学薬品の漏えい経路となる開口

開口分類		開口種別	化学薬品の漏えい経路設定要否	設定の考え方
扉		一般扉	○	・扉の隙間からの漏えいが考えられるため、化学薬品の漏えい経路とする。
		ガラリ付扉		
		防火扉		
		気密扉		
		遮蔽扉		
		耐薬品性を有さない水密扉／防水扉	○	・水密部の化学的損傷により漏えいの発生が考えられるため、化学薬品の漏えい経路とする。
	耐薬品性を有する水密扉／防水扉	×	・耐薬品性を有する水密扉/防水扉は流入防止対策であるため、化学薬品の漏えい経路としない。	
貫通部		壁, 床 (天井)	○	・貫通部の隙間からの漏えいが考えられるため、化学薬品の漏えい経路とする。
開口部	吹き抜け	壁, 床 (天井)	○	・開口部からの漏えいが考えられるため、化学薬品の漏えい経路とする。
	ハッチ		○	・開口に設置された蓋の隙間からの漏えいが考えられるため、化学薬品の漏えい経路とする。
	点検口			
床ドレン		床	○	・ドレン配管を通じて他区画から逆流する可能性があるため、化学薬品の漏えい経路とする。

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 6 - 3 (1 2 条)

再処理施設の停止時の化学薬品の漏えい影響について

化学薬品防護建屋内の作業において、化学薬品の漏えい経路の変更の可能性がある作業は、機器ハッチ開放を伴う資機材の搬出入作業であるが、機器ハッチは再処理施設の停止時に限らず化学薬品の漏えい経路としており、化学薬品の漏えい経路に変更がないことから、通常運転時と同様である。

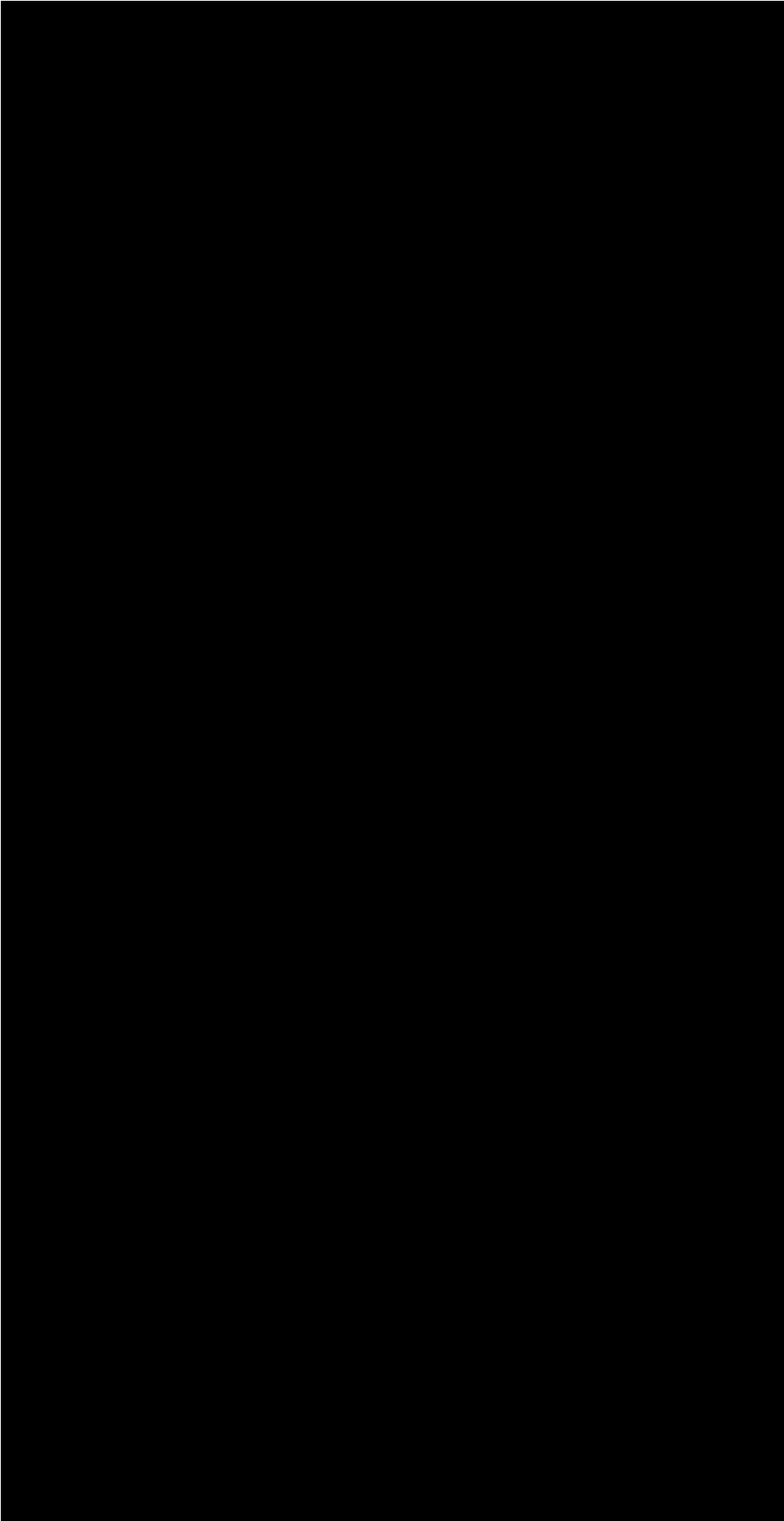
以 上

令和元年 11 月 8 日 R 0

補足説明資料 8 - 1 (1 2 条)

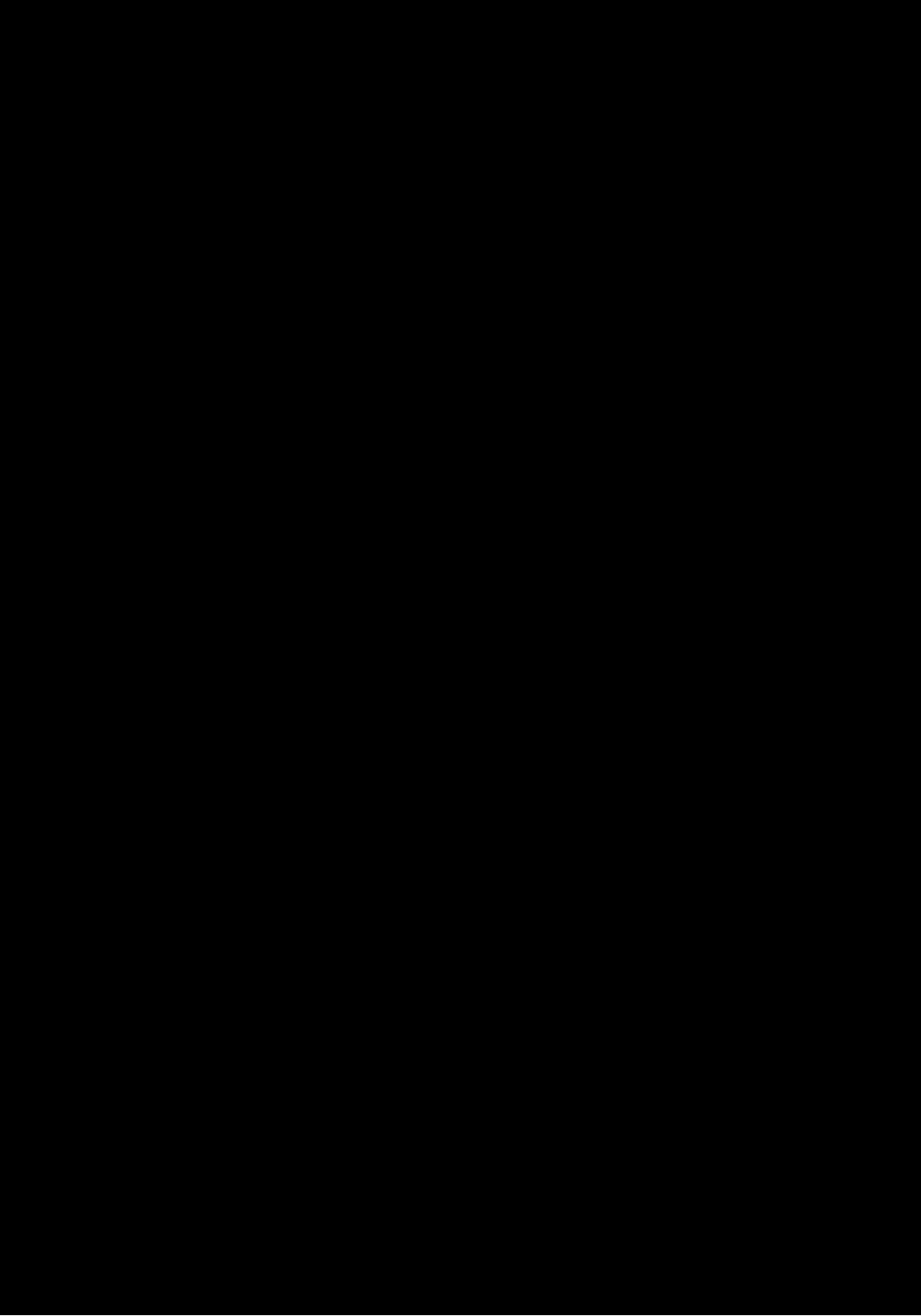
想定破損による化学薬品による没水影響評価結果（例）

7. 2 想定破損による化学薬品による没水影響評価 第
7.2-1 図に示した想定破損による没水影響評価フローより実施
される評価結果（例）を，第1図に示す。



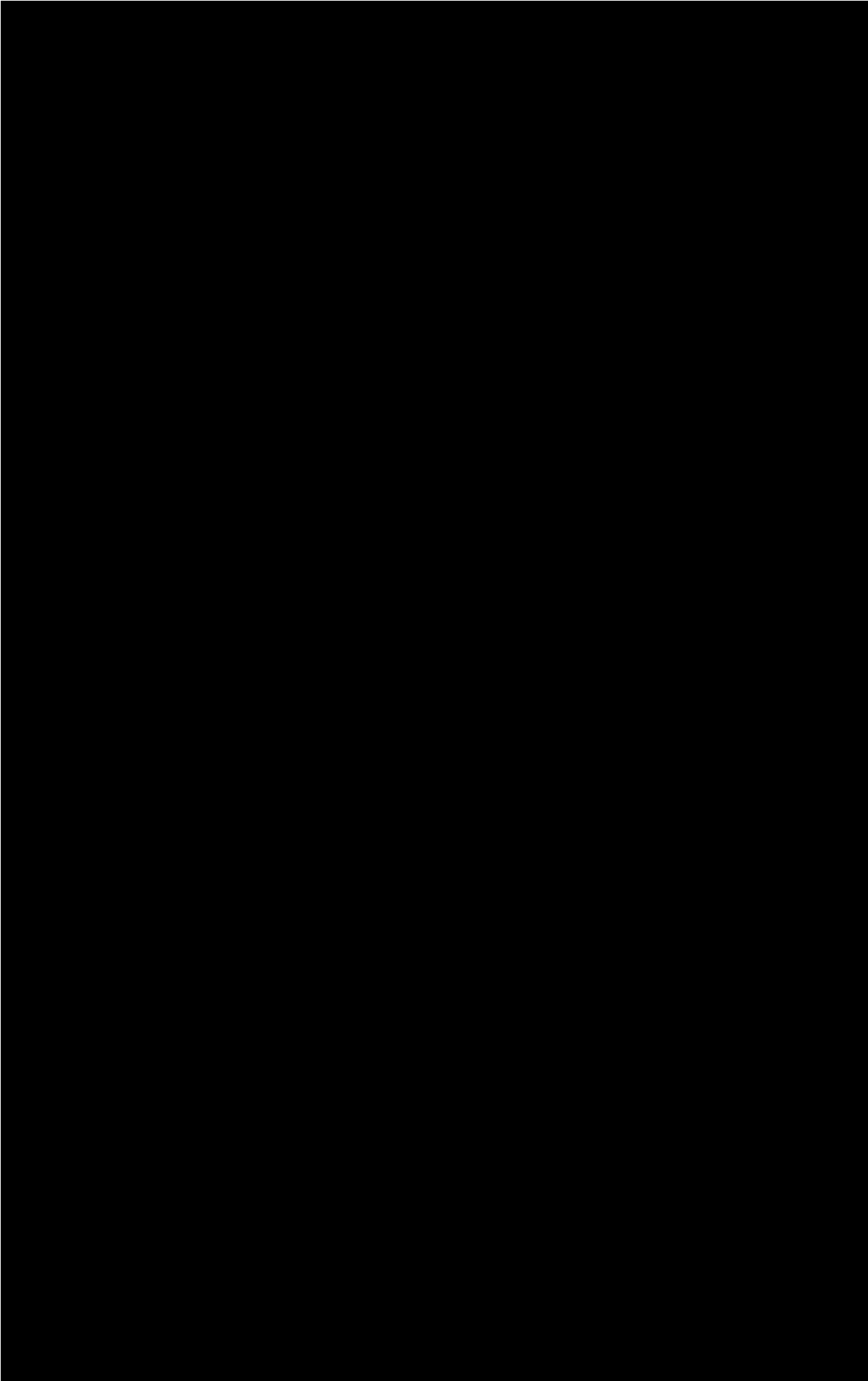
第1図 段階毎の化学薬品の漏えい液位の評価結果（1 / 4）

■については商業機密の観点から公開できません。



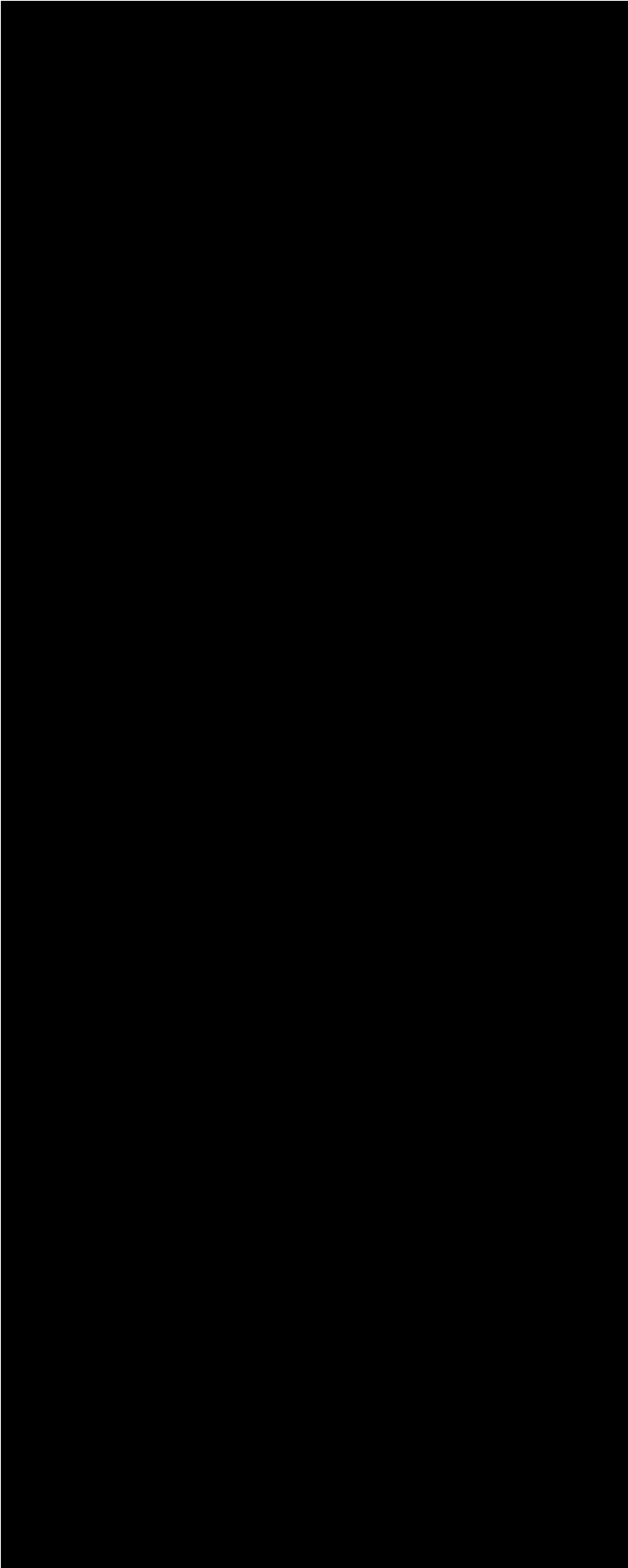
第1図 段階毎の化学薬品の漏えい液位の評価結果（2 / 4）

■については商業機密の観点から公開できません。



第1図 段階毎の化学薬品の漏えい液位の評価結果 (3 / 4)

■については商業機密の観点から公開できません。



第 1 図 段階毎の化学薬品の漏えい液位の評価結果（4 / 4）

■ については商業機密の観点から公開できません。

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 10-1 (12条)

重大事故等対処施設を対象とした化学薬品の漏えい防護の基本方針について

本補足説明資料の内容については、第33条の整理資料にて記載する。

以 上

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 1 0 - 2 (1 2 条)

化学薬品の漏えい影響評価における保守性について

再処理施設の化学薬品の漏えい影響評価において考慮している保守性について以下に示す。

化学薬品の漏えい影響評価では評価の各プロセスにおいて様々な保守的な仮定や想定を行っており、評価の全体として大きな保守性を有したものとなっている。

第1表に評価上の各プロセスにおける保守性について整理する。

以 上

第1表 化学薬品の影響評価に用いる項目の保守性一覧

実施項目	設定項目	関連パラメータ	内容
防護対象設備の選定	機能喪失判定	機能喪失高さ	機能喪失を判定する部位として、保守的な部位を設定する。 有効数字切り捨て
化学薬品防護区画の設定	区画面積	有効床面積	水面のゆらぎを考慮し、機能喪失高さを10 cm 差し引く。 有効床面積は、設計値から以下の面積を減じたものとする。 ・設備の基礎 ・堰等に囲まれた範囲
化学薬品の漏えい経路の設定	伝播経路	化学薬品の漏えい経路 (滞留範囲)	有効数字切り捨て 評価対象区画(溢水防護区画)の溢水高さを算出する場合は、仮想的に他の区画への流出は考慮せず、一時的に区画内に全量滞留することとする。
想定破損による化学薬品の漏えい(被液影響評価)	化学薬品の漏えい量	排水経路 隔離までの時間	床ドレンファンネルからの排水は考慮しない。ただし、定量的に区画外への流出を確認できる場合は他の区画への流出を考慮する。 ★漏えい検知までの時間を4時間、現場への移動時間を30分、漏えい箇所特定に要する時間を30分及び隔離操作時間を40分として、保守的に切り上げた6時間を想定破損における隔離までの時間として、溢水量を算出する。
地震による化学薬品の漏えい影響評価	化学薬品の漏えい量 化学薬品の漏えい液位	系統保有薬品量 化学薬品の漏えい源 評価用溢水水位	系統保有水量は、配管内及び容器等機器内の保有水量の合算値を1.1倍した値とする。 耐震性が確認できていない全ての系統の全数同時破損を想定する。 有効数字は切り上げとする。

※「★」は、評価上、特に大きな保守性を有するものである。

令和元年 11 月 8 日 R0

補足説明資料 10-3 (12条)

過去の不具合事例への対応について

1. はじめに

化学薬品の漏えい事象に係る過去の不具合事象の抽出を行い、化学薬品の漏えいによる影響評価への反映要否について、検討を実施した。

2. 過去の不具合事例の抽出

化学薬品の漏えいによる影響評価に反映が必要となる化学薬品の漏えい事象の抽出にあたり、以下を考慮した。

- ・公開情報（原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」情報）を対象（対象は、軽水炉、再処理施設とする）
- ・キーワード検索（薬品、薬液に係る漏れ、漏えい、流入）により抽出
- ・設備の不具合（保全不完全）、点検作業に伴う漏えい等は対象外とする。

3. 過去の不具合事例への対応について

抽出した事象に対する化学薬品の漏えいによる影響評価における対応状況を第1表に示す。

過去の不具合事例を抽出し、化学薬品の漏えいによる影響評価への反映要否について検討をした結果、再処理施設においては、いずれの事象についても、既に評価に盛り込まれている、若しくは、今後必要となる対策を講ずることから、評価内容及び評価結果への影響がないことを確認した。

以 上

第1表 過去の不具合事象に対する化学薬品の漏えいによる影響評価での対応状況について

件名1	薬品添加タンクからの硫酸漏れについて
事象発生日等	1984.8.15 敦賀発電所1号
事象の概要	<p>廃液脱塩器樹脂再生の為、薬注濃度を調整し樹脂再生を開始した。その後、旧廃棄物処理建屋1階の薬品添加タンクベント配管より硫酸が床に流れているのを確認し、直ちに樹脂再生操作を中断した。</p> <p>原因は、通常“閉”運用の薬品添加タンク供給弁及び供給元弁が各々全開及び微開であったため硫酸が薬品添加タンクに流入しベント管より流出に至ったものである。尚、当該弁は以前の廃液中和操作後に全閉にしなかったものと推定される。</p>
再発防止対策	<p>(1)当該薬品添加タンクへの弁は通常閉でキーロックして管理する。</p> <p>(2)タービン運転手順書(復水脱塩装置)のバルブリストに薬品添加タンクへの当該弁を追加して操作前に弁の状態を確認するように改訂する。</p> <p>(3)恒久的には薬品添加タンクの液位高を検出し、薬品移送ポンプが自動停止するよう改造する。</p>
化学薬品の漏えいによる評価への影響	<p>作業手順、作業管理、人的過誤の要因によるものである。防護対象設備を直接視認できないエリアからの誤操作により、防護対象設備を被液させるおそれのある開放部又は水密処理されていない閉止部は、防護対象設備がある部屋に設置しない設計としており、当該室における誤操作による漏えいは発生しない。</p>
件名2	二次系薬液ポンプ室堰内の苛性ソーダ水流出について
事象発生日等	2006.5.11 敦賀2号
事象の概要	<p>二次系薬液ポンプ室内にある苛性ソーダ移送ポンプのドレンプラグ修理のために同プラグを取り外したところ、苛性ソーダ水が流出した。なお、流出した苛性ソーダの量は約60リットルで、堰内に溜まっており回収した。</p> <p>原因は、ポンプを隔離せずにドレンプラグを取り外したため、系統隔離作業と修理作業間において相互の連絡が十分でなかったことによる。</p>
再発防止対策	<p>協力会社が行う修理作業が当社の正式な指示に基づくものであることを、作業前に当社が確認する仕組みを作った。</p>
化学薬品の漏えいによる評価への影響	<p>作業手順、作業管理の要因によるものである。化学薬品の漏えいによる評価へは影響しない。</p>

件名 3	地盤改良工事用薬液の構内排水路への流入について
事象発生日等	2014. 9. 13 浜岡発電所
事象の概要	発電所構内の排水路（周辺防護区域外）において、排水路内の水が白濁しており、魚が浮いていることを確認した。原因は、地盤改良工事のため注入した薬液が施工範囲付近の埋設水路内に漏れこみ、想定していた地盤改良施工範囲を超える位置まで薬液が広がり、排水路内への混入に至ったものと推定した。
再発防止対策	埋設水路内へコンクリートを注入し、流出経路を塞いだ。また、排水路のつなぎ目（目地）部分をモルタル充填により塞いだ。
化学薬品の漏えいによる評価への影響	溢水防護の対応の中で、防護対象施設内への必要な流入防止対策を確実に実施することとしており、内部溢水影響評価で考慮済みであり、化学薬品の漏えいによる評価へは影響しない。